平成26年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成26年12月 3日 開会 平成26年12月19日 閉会

摂 津 市 議 会

1.77		
○12月3日(第1日)		
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した		
議会事務局職員		
議事日程、本日の会議に付した事件		
開会の宣告	1-	- 3
市長挨拶		
開議の宣告		
会議録署名議員の指名		
日程1 会期の決定		
日程 2 議選第 4 号	1 –	- 3
選挙		
日程3 議案第71号	1 –	- 4
提案理由の説明(市長)		
採決		
日程4 認定第1号~認定第8号	· 1 –	- 4
委員長報告(総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、		
駅前等再開発特別委員長)		
討論(増永和起議員、大澤千恵子議員)		
採決		1.0
日程5 議案第64号~議案第70号、議案第72号~議案第81号	· 1 —	-16
提案理由の説明(総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、		
消防長、次世代育成部長、教育総務部長、市長公室長)		
委員会付託 日程 6 報告第 1 1 号	1	26
日住の 報日第115	1-	-20
探決		
体会の決定	- 1 —	-27
か去の行足 散会の宣告		
NAVEO	1	2 •
○12月18日(第2日)		
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した		
議会事務局職員	- 2-	- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	- 2 –	- 2
開議の宣告		
会議録署名議員の指名	- 2-	- 3

日程1 一般質問	
野原修議員	2- 3
水谷毅議員	2 11
木村勝彦議員	2 17
村上英明議員	2 20
上村高義議員	2 26
福住礼子議員	2-31
市来賢太郎議員	2 35
東久美子議員	2 40
安藤薫議員	2 47
延会の宣告	2 57
○12月19日(第3日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	
議事日程、本日の会議に付した事件	
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	3 - 3
日程1 一般質問	
嶋野浩一朗議員	
中川嘉彦議員	
増永和起議員	3 16
森西正議員	
弘豊議員	3 34
日程2 議案第64号~議案第70号、議案第72号~議案第81号	3 40
委員長報告(総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、	
駅前等再開発特別委員長)	
討論(安藤薫議員)	
採決	
日程3 議会議案第15号~議会議案第19号	3 42
討論(弘豊議員)	
採決	
閉会の宣告	3 44

☆添付資料

審議日程	資料-	1
議案付託表	資料-	2
一般質問要旨	資料-	3
議決結果一覧	資料-	6

摂 津 市 議 会 会 議 録

平成26年12月3日

(第1日)

平成26年第4回摂津市議会定例会会議録

平成26年12月3日(水曜日) 午前 10時 開会 津 市 議 議

1	出席議員	(2	1名))

- 上 村 高 1 番 義 西 3 番 森 正
- 5 番 浦 雅 彦 藤
- 7 番 三 好 義 治
- 番 市 来 賢太郎 9
- 11番 増 永 和 起
- 雅 1 3 番 崎 数 Ш
- 15番 野 直 司 南
- 1 7 野 浩一朗 嶋 19番 野 原 修
- 野 博 21番 П

- 2 番 村 勝 彦 木
- 住 礼 子 4 番 福
- 6 番 村 上英 明
- 8 番 東 久 美 子
- 10番 中 Ш 嘉 彦
- 豊 12番 弘
- 毅 14番 水 谷
- 16番 渡 辺 慎 吾 千恵子 大 澤

18番

20番 安 藤 薫

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

長 市 森山一 教 育 長 箸尾谷知也 務 部 長 有 Ш 泉 生活環境部理事 北 野 人 士 保健福祉部理事 島 田 治

土木下水道部長 Щ 繁 \Box

教育委員会 登 阪 弘 次世代育成部長

監查委員 · 選挙管理 委員会 · 公平委員 会・固定資産評価審 查委員会事務局長

消 防 野 誠 長 熊

井

久

 \Box

和

野 孝 副 市 長 小 吉 市長公室長 乾 富 治 生活環境部長 杉 本 正 彦 保健福祉部長 堤 守 都市整備部長 \blacksquare 和 生 吉 教育委員会 本 和 憲 Щ 教育総務部長 教育委員会 宮 部 善 隆 生涯学習部長

水 道 部 長 渡 辺 勝 彦

会計管理者 牛 渡 長 子

1 出席した議会事務局職員

事 智 務 局 長 藤 井 哉 事務局次長 Ш 本 勝 也

1	議	事	日程		
	1,				会期決定の件
	2,	議	選第	4号	摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件
	3,	議	案 第	7 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
	4,	認	定 第	1号	平成25度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	7号	平成25年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	8号	平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の 件
		認	定 第	2号	平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件
		認	定 第	3号	平成25年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	4号	平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	5号	平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の 件
		認	定第	6号	平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
	5,	議	案 第	6 4 号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)
		議	案 第	6 5 号	平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 6 号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	6 7 号	平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 8 号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 9 号	平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	7 0 号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	7 2 号	吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する 協議の件
		議	案 第	73号	摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定 の件
		議	案第	7 4 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
		議	案第	75号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件
		議	案 第	76号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	77号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	7 8 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	79号	摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	80号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の 件
		議	案 第	8 1 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の 件
	6,	報	告第	11号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の 件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾議長 ただいまから平成26年第 4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

突如の国会の解散ということで、争点がありそうでなさそうで、なぜこの時期かという話もございますが、そんな中、第4回の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には師走何かとお忙しいところ、ご参集を賜りましてありがとうございます。

この議会では、報告案件といたしまして、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件、予算案件といたしまして、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)ほか6件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、その他案件といたしまして、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議の件、条例案件といたしまして、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件ほか8件、合計19件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご 可決賜りますようお願いを申し上げます。 簡単でございますが、開会に当たりまし てのご挨拶といたします。

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わり、本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び 福住議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。 お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

日程2、議選第4号摂津市選挙管理委員 会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、摂津市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することに異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

篠﨑忠行氏、土井絹代氏、葭中冨佐子氏 及び勝吉彦氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました篠崎忠行氏、土井 絹代氏、葭中冨佐子氏及び勝吉彦氏を当選 人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、篠﨑忠行 氏、土井絹代氏、葭中冨佐子氏及び勝吉彦 氏が摂津市選挙管理委員会委員に当選され ました。

次に、摂津市選挙管理委員会委員補充員 の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議 ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することに異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

稲田盛一氏、武部寛子氏、村井悦栄氏及 び吉岡幸子氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました稲田盛一氏、武部 寛子氏、村井悦栄氏及び吉岡幸子氏を当選 人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、稲田盛一 氏、武部寛子氏、村井悦栄氏及び吉岡幸子 氏が摂津市選挙管理委員会委員補充員に当 選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします

補充の順序は、ただいま指名しました順 序とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

日程3、議案第71号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第71号、固定資産評価審 査委員会委員の選任について同意を求める 件につきまして、提案理由のご説明を申し 上げます。

本件につきましては、平成26年12月 16日付で三並平義氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き三並平義氏を摂 津市固定資産評価審査委員会委員に選任い たしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、提案理由の説明と させていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第71号を採決します。

本件について同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本件は同 意されました。

日程4、認定第1号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから総務 常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に 付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分及び認定第4号、平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件の以上2件について、10月20日及び22日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をしました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 建設常任委員長。

(藤浦雅彦建設常任委員長 登壇)

○藤浦雅彦建設常任委員長 ただいまから建 設常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分、認定第2号、平成25年度摂津市水道 事業会計決算認定の件及び認定第5号、平 成25年度摂津市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定の件の以上3件につい て、10月16日及び21日の両日にわた り、委員全員出席のもとに委員会を開催 し、審議しました結果、認定第1号所管分 については賛成多数、その他の案件につい ては全員賛成をもって認定すべきものと決 定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教 常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分について、10月20日及び22日の両 日にわたり、委員全員出席のもとに委員会 を開催し、審査しました結果、賛成多数を もって認定すべきものと決定しましたの で、報告をいたします。

○渡辺慎吾議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民 生常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に 付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分、認定第3号、平成25年度摂津市国民 健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、 認定第6号、平成25年度摂津市パートタ イマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算 認定の件、認定第7号、平成25年度摂津 市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 及び認定第8号、平成25年度摂津市後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 の以上5件について、10月16日及び2 1日の両日にわたり、委員全員出席のもと に委員会を開催し、審査しました結果、認 定第1号所管分、認定第7号及び認定第8 号については賛成多数、その他の案件につ いては全員賛成をもって認定すべきものと 決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 議会運営委員長。

(嶋野浩一朗議会運営委員長 登壇)

○嶋野浩一朗議会運営委員長 ただいまから 議会運営委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分について、12月1日、委員全員出席の もとに委員会を開催し、審査しました結 果、全員賛成をもって認定すべきものと決 定いたしましたので、報告いたします。

- ○渡辺慎吾議長 駅前等再開発特別委員長。 (木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)
- ○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に 付託されました認定第1号、平成25年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月23日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終 わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党を代表しまして、認定第1号、第7号及び第8号に対して、一括して反対討論を行います。

2013年度は、前年12月解散総選挙で自民党、公明党の与党だけで325議席という3分の2を超える勢力を確保した安倍政権の誕生を受けて1年目の予算でありました。

私どもは、第2次安倍政権について、弱 肉強食の新自由主義の全面的な復活を目指 す、憲法9条改定を現実の日程に乗せる、 さらに過去の侵略戦争を美化する靖国派を その中枢に据えるなど、日本の前途にとっ て極めて危険な政権だということを指摘 し、同時に政治の表面だけ見れば逆流が猛 威を振るっているように見えるが、その実 態は60年間続いた古い政治が国民との矛 盾を拡大し、崩壊的危機に陥っているとい う不安定政権だと申し上げてきました。

今回の解散総選挙は、このことを証明しました。幾ら絶対多数を持っていても、国民の民意に背くことをやれば、国民の世論と運動によって追い込まれるということです。安倍首相は、なぜ今解散なのか、大義

を語ることはでき得ていません。解散に踏み切った本当の理由はただ一つ、解散を延ばせば延ばすほど追い詰められる、だから今やってしまおうという思惑だけではないでしょうか。

11月17日に、ことし7月から9月の経済指標が発表されましたが、アベノミクスの2年間で庶民の暮らしは一層悪化し、格差が拡大しました。安倍首相は雇用者が増大したと発言しましたが、中身は正規労働者が123万人ふえたということです。年収200万円以下で働く貧困層は30万人拡大、貯蓄なし世帯の比率は2年間で4.4%ふえて、ことしは30.4%と3割を超えました。庶民の家計の実質収入が減少する中で、個人消費が減少、働く人の実質賃金は前年同月比で3%低下し、15か月連続マイナスとなりました。

一方、資本金10億円以上の大企業のも うけは拡大、大企業の経常利益は2年前に 比べ4兆円ふえ、11兆円を超えました。 また、1億円以上の資産を持つ富裕層は前 年より9万人ふえ、273万人に迫る勢い です。

本市も今、来年度の予算編成作業をしていますが、2年間のアベノミクスによって一層格差が拡大し、市民の暮らしが深刻になっているということを直視し、住民の福祉の増進等の役割を一層果たされることをまず最初に求めます。

それでは、市政運営の基本問題について 2点申し上げます。

一つは、大阪府下一番の財政力を市民の 暮らし向上に活用すべきだということで す。

確かに、小規模自治体として財政のパイ は大きくありませんし、市税収入面での特 殊事情、今後国の動きに伴っての財政的締めつけも予想されていますが、そんな中でも、財政の全体を市民の暮らし最優先に活用すべきです。

本市の市債、借金は、森山市政の9年間で3割減少しました。2013年度決算では、当初26億円の基金を取り崩して予算を組みましたが、そのほとんどを戻し、基金は逆に3億4,000万円積み増し、結果として6億9,000万円の黒字となりました。

市民の暮らしはどうでしょうか。消費税が5%に上げられた1997年と2012年を比較すると、本市の納税者1人当たりの平均所得金額は年362万4,000円から287万1,000円に、75万3,000円減少しています。アベノミクスによる格差拡大、社会保障の負担増路線、異常な円安と諸物価の高騰に4月からの消費税8%増税が追い打ちをかけています。市の財政がしんどいと言いますけれども、市民はもっとしんどいということを実態を直視して市民の暮らしを最優先にする財政運営を行うよう求めます。

二つ目に、第5次行政改革実施計画についてです。

この3月に策定された今後5年間の計画です。六つの改革、22の分野、88項目の事業について、進めていくこととしていますが、この第5次行革は、この間の貧困と格差が拡大し、市民の暮らしが大変深刻になっているという認識でつくられているでしょうか。さまざまな取り組みを上げていますが、受益者負担の適正化という名の負担増、市単独扶助費・補助金の見直しという名の暮らしに係る制度の廃止縮小、公的責任の後退につながる民営化、民間委託の一層の拡大、市政全般における市民参加

の徹底のあり方等々、市民の暮らしを切り 捨てる方向ばかりです。ぜひ制度を利用さ れている方の実態に目を向けることはもち ろん、行革本来の目的、市民の暮らし向上 につながる方向こそ進めるべきだというこ とを申し上げておきます。

以下、主な個別問題について意見を述べ てまいります。

災害防災対策についてです。

昨年8月に国が公開した南海トラフ巨大 地震による被害想定を受けて、本市におけ るさまざまな取り組みがこの間行われてき ています。被害想定の中心点は、地震と豪 雨による災害ですが、防災計画改定の柱と していわれている「命を守る地域防災力の 向上」、市職員の対応力の強化の具体的取 り組みの中で、実効性のあるものにしてい くことが重要です。改めて、耐震化の促 進、市民とともに防災計画をチェックし仕 上げていくこと、そして災害時、市民も市 職員もどういう行動をして避難、そして復 興を進めていくのかが確認できるようなも のにしていただきたいと思います。

また、この間、ゲリラ豪雨対策として市 内河川のしゅんせつ、取水施設とポンプ場 への非常用電源の設置を求めておきます。

産業振興についてです。

大企業は、利益を拡大し、内部留保を増 大させていますが、中小企業は廃業や倒産 が相次ぐなど危機に瀕しています。摂津市 が行った調査からも、その実態が浮かび上 がっています。しかし、摂津市の産業施策 は中小企業への支援策が弱いと言わざるを 得ません。要望の強い融資制度の改善や経 済波及効果の高い住宅・店舗リフォーム助 成制度など創設を求め、中小企業への力強 い支援策の必要性を求めておきます。

企業立地促進奨励金を摂津市内の同じ大

企業がたびたび活用しています。 奨励金の 効果が市民にわかるよう、活用企業の摂津 市内での労働者雇用状況等の調査・報告を 求めます。

2013年7月から、市民課窓口の業務 が民間委託となりました。東京都足立区で は、偽装請負があったとして労働局から是 正指導を受けています。民間委託の拡大が 官製ワーキングプアを生み出すばかりか、 労働法に触れるなど、自治体のあるべき姿 ではありません。市民サービス低下や個人 情報保護の問題も指摘のあるところです。 摂津市においても検証が必要です。

2013年度予算で批判をした防疫業務では、来年度間もなく防疫職員がゼロになろうとしています。樹木の消毒、害虫駆除が民間委託となり、2013年の害虫駆除は201件、584万円の委託料となりました。災害時の迅速な対応のためにも、防疫体制は自身で堅持することを求めます。

ごみ収集の問題では、民間収集が直営を 上回りました。ごみの減量や市民サービス の向上に必要な現業職員の採用を進めるこ と、市民の要望に迅速に応えられる体制の 強化を求めます。

上下水道料金の福祉減免制度が廃止され、ひとり暮らし高齢者、障害者、ひとり親家庭3,461名に影響が出ています。市長は弱者の立場に立ってと言われますが、この制度の廃止は弱者を切り捨てるものではないでしょうか。消費税の増税によってさらに負担がふえています。制度の復活を求めます。

同時に、北摂一高い上下水道料金の引き 下げについても強く求めます。クリーンセンターの機能停止に伴って、し尿処理の費 用が増大しています。下水道の普及率100%を急ぐのとあわせて、速やかな接続を 促すことも急務です。水洗化工事の助成金 や貸付金の制度の現状を見直し、低所得の 世帯などに対しては一定基準を設け、工事 費の全額を助成するなど、具体的な検討を 進め、対策を実施していくよう求めます。

交通対策にかかわっては、自転車安全利用倫理条例の策定後、効果があらわれているという報告もありましたが、一方では交通危険箇所の改善や、とりわけ道路交通法の改正や国が示したガイドラインに沿った市としての整備方針などについては見えてきません。ソフト、ハード両面での交通安全対策の強化について強く求めるものです。

また、公共交通整備事業で市民の足となるバス路線の改善を行うという点では、結局どれだけの市民の声が反映されたでしょうか。利用する市民の立場に立った継続した検討と改善を求めます。

阪急京都線連続立体交差事業に関連して、市民への説明や意見交換など、動きが進んできましたが、調査委託料として執行されている内容については、予算審議の際の説明と食い違っています。多額の事業費を要する事業です。事業を進めることの是非について、疑問を持っている市民も多いことが、昨年、日本共産党議員団で取り組んだアンケートには見られます。とりわけ多かった意見が、踏切の解消はしてほしいが、事業費を減らせないのかといったものです。関連事業などで執行額が膨らんでいくことのないように厳しく求めておきます。

2013年3月、吹田操車場跡地の貨物駅が開業し、その後の環境影響評価などが行われていますが、貨物取扱量の推移を見ると、安威川南町の大阪貨物ターミナルでもふえています。協定の遵守はもちろんの

こと、市として独自の環境対策を一層強め、ぜんそく等の健康被害など影響の出ないように、引き続き監視を行っていくように強く求めます。

また、吹田操車場跡地のまちづくりにかかわっては、国立循環器病研究センターが2018年に移転してくることが決まり、このこと自体は市民医療や健康増進につなげていくことに期待が持たれています。一方で、国家戦略特区といわれる網が今後どういう影響を及ぼしてくるのかが不安な一面も拭えません。混合診療の解禁の動きを初め、成長戦略と称して医療をもうけ優先の産業に変えられるようなことになれば、地域医療の後退につながりかねません。クリーンセンター跡地や第7街区の土地利用の問題とあわせて、慎重な検討と情報発信等を求めます。

国民健康保険についてです。

2013年度、摂津市は、一般会計より 繰り入れを1億円ふやし、国民健康保険料 の料率を据え置きました。保険料の値上げ をしないということで、我が党も予算に賛 成をしました。決算では、2013年度の 赤字は約3,000万円となり、ここ数年 4億円前後を推移している累積赤字を大き くふやすことはありませんでした。摂津市 の一般会計も黒字であり、特別会計への繰 り入れが一般会計に多大な損失を招くとい うこともありませんでした。市民の暮らし を守るという立場から、この25年度の国 民健康保険特別会計の決算について、日本 共産党は賛成をするものです。

ところが、2014年度には、この国民 健康保険特別会計への1億円繰入増をや め、その分市民の保険料を値上げしまし た。40歳以上夫婦子ども2人、所得20 0万円の世帯で保険料は1万円上がり、年 間36万円、子ども1人の場合は5万円上がり、年間37万円、これは大変な負担です。払えないと市民から悲鳴が上がっています。2015年度、さらなる値上げをしないよう強く求めます。

介護保険についてです。

第5期の中間年となる2013年度は、5,276万円を基金に積み上げ、1億4,541万円を次年度に繰り越す大幅な黒字でした。基金は第4期末の残高8,202万円でしたが、2013年度末で1億3,556万円になり、さらに2014年度は第4期末の残高の約2倍にも積み上がる見込みです。市長は、第4期末に積み上がる見込みです。市長は、第4期末に積み上がった基金を全て保険料軽減に回して、第5期保険料をできるだけ引き下げると言われましたが、基金が2倍に積み上がるということは、第5期の保険料は取り過ぎだと言わざるを得ません。

第5期の計画にのせながら実施できなかったサービスが多いことが黒字の原因です。実施できない計画のもとに保険料の算定を行い、市民の保険料を値上げしたことは重大です。来年度からの第6期は、保険料値上げを行わないこと、そして国の狙う要支援の方の介護保険外しに反対し、要支援、要介護の方にしっかりと介護サービスの提供をするよう強く求めます。

また、公設民営で15年間運営されてきたせつつ桜苑が民営化されました。民間に売り渡す前に6,000万円の改修を行ったことは市民から疑問が出ています。摂津市が施設利用者のためにというならば、民営化後も利用者に責任を持ち続ける必要があります。現在の入所者はもちろんのこと、これからの入所者に対しても、介護度によって施設利用に制限がかかることがないように市としての対応を求めます。

後期高齢者医療についてです。

厚生労働省が、2016年度には保険料の特例軽減、9割軽減を廃止するとしています。窓口負担も2割負担へと制度が次々と改悪されようとしています。後期高齢者医療制度そのものを廃止するように国に求めるべきです。

生活保護についてです。

2013年度の保護の開始は250人、 廃止は158人と、増加しています。昨年 10月、ことし4月の保護基準の引き下 げ、来年4月と3段階の平均で6.5%、 最大10%、保護費670億円の削減を厚 生労働省は進めています。

円安による物価の上昇で削減の根拠は崩れています。国に対して生活保護基準の引き下げを撤回するよう求めてください。さらに、消費税の増税では生活が維持できない、生活保護利用者の要求は死活にかかわる切実なものです。国民の権利として必要な人には保護が受けられるよう改善を求めます。

就労の強要や水際作戦で追い返すことのないよう、市民の立場に立った親身な対応を求めます。また、利用者の権利を侵害することのないよう一括同意書の導入をやめるように求めます。ケースワーカーの担当件数も100件を超え、増員が必要です。ケースワーカーを増員し、利用者一人一人に寄り添った支援ができるよう求めます。

旧味舌小学校、三宅小学校跡地の問題では、耐震補強の国の補助が外されたり、建築確認で用途地域の不適合が指摘されたり、二転三転しています。近隣の施設、保育所の施設として三宅スポーツセンターは統合され、正雀保育所の民営化方針も立てられ、旧味舌小学校の跡地利用もことしコンサルタントに調査委託されるなど、住民

や保護者と無関係なところでどんどん進ん でいる状況です。住民参加を徹底すること こそ、そしてその上でしっかりとした活用 方針を立てて、旧跡地は売却せず、市民の 役に立てるように求めます。

学校給食の民間委託は、2013年度に 鳥飼西小学校、鳥飼北小学校で委託契約が 更新され、味舌小学校で新規に導入されま した。安全・安心の公的責任を果たすため に民間委託校では市の栄養士による業者と の打ち合わせや指導が必要ですが、栄養教 諭が2校に2人しか配置されていないた め、アレルギー対応、給食指導、食育など の本来業務に影響が出かねません。さら に、業者との関係で市の関与がより緻密に なればなるほど、偽装請負の問題が生じま す。栄養教諭をふやすこと、問題のある民 間委託の拡大は行わず、直営に戻すことを 求めます。

就学援助金制度についてです。

2012年度に続き、2013年度も認定基準が引き下げられました。その結果、この2年間で認定率8.83ポイント、認定者664人も減少しました。PTA会費、生徒会費が支給項目に追加されたものの、支給額は2,602万3,313円も減少しました。2013年、摂津市が実施した子ども・子育て支援ニーズ調査では2005年のアンケート調査結果同様、子育て世帯への経済的援助が保護者が市に求める子育てサービスの上位です。市民ニーズに応え、就学援助金の拡充と来年度実施の中学校給食にも適用するよう求めます。

以上、反対討論とします。

- ○渡辺慎吾議長 大澤議員。
 - (大澤千恵子議員 登壇)
- ○大澤千恵子議員 それでは、自由民主党議 員団を代表いたしまして、認定第1号から

第8号までの平成25年度の各会計決算に ついて賛成の立場から討論を行います。

平成25年度は、政府の大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の一体的な取り組みにより実質GDPが年率2.6%増加し、日経平均株価も1万5,000円を超えるなど、日本経済が持ち直しに転じました。しかしながら、景気回復が地方で実感できるまでには正直至っていなかったのも現実でございます。

直近の社会経済状況につきましても、去る11月25日に内閣府が発表した月例経済報告では、景気は個人消費などに弱さが見られるが緩やかな回復基調が続いているとの基調判断となっております。一方で、先行きについては、緩やかな回復が期待されるが、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなどリスクに留意する必要があるともされており、予断を許さない状況であるからこそ、今まさに正念場であるというふうに思います。

そのような状況の中、本市におきまして も、平成25年度一般会計決算は約6億 8,600万円の実質収支黒字を確保しつ つ、主要基金については、平成25年度末 残高は約66億4,800万円と、前年度 末残高から約3億4,400万円の増額と なっております。

また、一般会計の市債残高は約245億4,500万円となり、前年度末残高から約2億8,300万円の減少となっております。さらに、経常収支比率は98.7%と、対前年比率で1.5ポイント改善いたしております。

これら幾つかの財政指標から一般会計決 算を概観いたしますと、一見財政状況が好 転したかと思われますが、決算の内容をよ く見ますと、普通交付税や臨時財政対策債のほか、たばこ税などの臨時的な収入で収支均衡を図っている状況であり、臨時財政対策債を除いた経常収支比率は104. 2%となっております。これは、経常的な支出を経常的な収入で賄えない状況であると言えます。特に、市税収入は、法人市民税の減収を主要因として、前年度から約9,100万円減少しており、今後の税制改正において本市が受ける影響を考えますと大いに憂慮するところでございます。

今後とも、税制改正、そして経済状況の 動向に注視していただき、本市への影響を 十分に把握しつつ、確固たる財政基盤の確 立に向け、より一層の工夫と努力をされる ことを期待するものでございます。

私たち自由民主党議員団といたしましても、市民の皆さんやこの場におられる多くの同僚議員の皆様、そして森山市長を初め行政職員の皆様とも協力し、知恵を出し合い、オール摂津で市民が安心して生活できるよう最大限努力してまいる決意であることをここに改めて表明いたします。

それでは、具体的な施策や実施事業について申し上げます。

まず、人間基礎教育の実践についてでございます。

これまで一貫して、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約、この五つの心を育てる人間基礎教育を提唱され、平成25年度においても森山市長みずからが先頭に立ち、範を示されてきたことに敬意を表するとともに、高く評価するものでございます。

私も、平成25年第1回定例会の質問で、人間基礎教育についてお問いかけ、そしてその実践について要望してきました。 それは、私自身も、人づくりはまちづくり であるという市長の言葉どおり、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の心を大切にし、これを実践していくということは、摂津市だけではなく、日本の将来も左右する基盤づくりであるという思いからでございます。

平成25年度において、市を挙げて人間 基礎教育に取り組まれました。人間基礎教育は、人の心にかかわる問題であり、すぐ に結果の出るものではなく、まさしく百年 の計としてまちづくりの基本理念に据え、 普遍的な取り組みを期待するとともに、私 たち自由民主党議員団といたしましても協 力を惜しまず取り組んでまいりたいと、そ のように考えております。

次に、市民が活躍するまちに向けての取り組みについてでございます。

市民公益活動を立ち上げようとする団体の事業に対する支援を行い、協働の担い手づくりの推進に取り組まれたことを高く評価いたします。市民公益活動を行う上で、行政からの支援は非常に心強いものでございます。今後もこの取り組みを継続するとともに、立ち上げ支援のみならず、活動の発達段階における支援など、その内容の充実をしつかりと図り、市民公益活動のさらなる活性化、協働のまちづくりの推進に取り組まれることを期待いたします。

また、別府地域におけるコミュニティー施設の整備に向け、ワークショップを開催し、地域住民の皆様を初めさまざまな立場の方々の意見を反映した基本構想、基本設計を策定されたことを評価いたします。今後、この基本構想、基本設計をもとに建物の詳細な設計を行われることと思いますが、管理運営面についても十分に検討され、本施設を地域活動の拠点として誰もが利用しやすく集える場として、地域活動の

さらなる活性化推進を期待いたします。

次に、JR千里丘駅西口のまちづくりにつきましては、西地区準備組合による街区整備計画素案の策定支援、土地所有者など関係権利者の意向確認支援に取り組まれたことを評価するものでございます。駅前西口は歩行者と自動車が行き交う非常に危険な状況であることから、安全確保のため、これまでも検討を重ねてこられましたが、街区整備計画素案の策定により再開発事業の実現に向け一歩踏み出せたのではないかというふうに思います。これからも関係権利者の合意形成に向け、西地区準備組合の支援を心からお願いをいたします。

続いて、公共交通が便利なまちに向けた 取り組みにつきましては、市内循環バスの 通行路について、市役所前を起終点とする 南北のツールートからJR千里丘駅を起終 点とするワンルートに再編されました。通 行ルート再編により乗りかえが不要となる とともに、所要時間が短縮され利便性が向 上し、年間乗客数が増加したことを評価い たします。

次に、防犯施策につきましては、市民の 安全確保と犯罪発生の未然防止のため、市 内18か所に20台の防犯カメラを設置さ れたことを評価いたします。

次に、防災対策についてでございます。 防災対策の推進を図るため、防災分野の 専門家である群馬大学の片田教授を摂津市 防災アドバイザーとして迎え、同氏を講師 として市民や自主防災組織の方々を対象に 講演を行われました。これからの防災対策 において、地域の防災力向上は欠くことの できないものであり、本講演は市民の方の 防災意識向上から地域防災へとつながるも のでございます。

また、昼間防災力向上のため、摂津事業

所防災ネットワークを構築するとともに、 摂津事業所防災ネットワーク通信を発行 し、防災に関する情報の共有、相互の連携 推進を図られました。これらのことを高く 評価するものでございます。

次に、高齢者福祉政策では、認知症高齢 者等の徘徊SOSネットワークの取り組み を進め、医療機関や事業者との協力体制の もと、24時間体制を構築し、高齢者の安 全確保を図られたことを評価いたします。 今後も、高齢者の方が地域で安心して暮ら していただくために介護予防や地域での見 守りがますます重要になってくるというふ うに考えます。これらについて、さらに充 実した取り組みを期待いたします。

障害者施策につきましては、障害者総合 支援センターに加え、つくし園においても 総合支援事業を実施され、障害をお持ちの お子様への支援体制を充実されました。さ らに、みきの路に理学療法士を配置され、 重度の障害をお持ちの方のケア体制の充実 をされました。これらのことを評価するも のでございます。

また、障害のある自立生活が可能なまちを目指し、これまでの障害福祉サービス基盤の整備に努めてこられましたが、今後においては近隣市との連携強化も視野に入れた基盤整備の検討を期待いたします。

子育て支援施策におきましては、千里丘 小学校、味舌小学校で学童保育室を新設され、児童が安心して過ごせる環境づくりに 努めてこられたことを高く評価するもので ございます。また、民間保育所の建てかえ に関する補助を実施するとともに、南千里 丘地域における民間保育所開設の支援に取 り組まれ、保育需要に対応して定員拡大を 図られたこと、子育て世代の交流を促進す るため、味舌小学校区でのつどいの広場の 開催を週5日に拡充されたことを評価する ものでございます。

また、平成27年度をめどに本格的に開始されることとなっている子ども・子育て支援新制度について、事業計画策定に取り組まれておりますが、子育てをめぐる問題解決のため、実効性のある計画の策定、着実な実行に取り組んでいただくようお願いをいたします。

健康施策といたしましては、市民の方に 気軽に楽しく健康づくりに取り組んでいた だくために「まちごとフィットネス!へル シータウンせっつ」事業を開始されまし た。本事業は、摂津市域が比較的平たんで 移動しやすいという利点を生かし、摂津市 域全体を健康づくりの場とするものであ り、摂津市の特徴をうまく捉えた摂津市な らではの取り組みであり、高く評価をいた します。

平成28年度のウオーキングコース完成 を目指し、平成25年度は別府、一津屋地 域において、うきうき歴史街道別府・一津 屋コースを開設されました。コース設定、 健康器具の整備に当たっては、公園や河川 堤防における健康器具や文化財を初めとす る史跡や名所など既存の資源も活用し、本 事業の担当である保健福祉部を中心として 公園を所管する都市整備部、文化財所管の 生涯学習部など組織を横断的に取り組まれ ました。また、効果的な健康づくりを推進 するため、ウオーキング推進リーダーの養 成にも取り組まれ、うきうきせつつ健歩会 の設立にもつながりました。うきうきせっ つ健歩会の皆様には、ワーキングマップ作 成、コース開きイベントでご協力いただい ており、市民とともに取り組む健康づくり 運動となっているというふうに思います。

今後も、この取り組みを推進していただ

き、市役所全体のみならず、市民とともに 全市挙げての取り組みとし、ハード面から もソフト面からもまちごとと言える健康づ くり運動をされることを期待いたします。

次に、教育施策について申し上げます。 まずは、私が常日ごろ思っていることを

まずは、私が常日ごろ思っていることを 少し述べさせていただきたいと思います。 教育とは、人格の形成を目指すものであ

教育とは、人格の形成を目指すものであ り、学校を初めとする教育現場は人づくり の場でございます。学力の向上、健やかな 体を育むとともに、人間基礎教育にも通じ る心の教育が非常に重要でございます。心 が変われば行動が変わる、行動が変われば 習慣が変わる、習慣が変われば人格が変わ るとある方が申されております。人として 豊かな心を育むことの重要性を端的にあら わした言葉ではないでしょうか。また、こ の言葉は、この後、人格が変われば運命が 変わる、運命が変われば人生が変わると続 いております。次代を担う子どもたちの人 生がよりよいものになることによって、未 来の摂津がよりよいものとなるというふう に思います。

学校・家庭・地域が相互に連携し、子どもたちが豊かな心を育める環境を構築することが我々大人に課された重要な役割の一つではないでしょうか。市教育委員会におかれましても、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた教育に支えられた子どもたちの生きる力を育むことを基本方針とし、教育の推進に取り組まれていることを高く評価いたします。今後とも、学校・地域・家庭が連携し、生きる力を育んでいく取り組みを期待するものでございます。

また、教育の充実策として、引き続き学習サポーターを全小・中学校に配置し、児童・生徒の学習習慣の定着促進に努められ

たこと、そして小学校1年生等を対象に学 級補助員を配置し、児童の学習面、生活面 の丁寧な支援を実施されたこと、そしてさ らには小中一貫教育実践の手引を活用し、 実践事例の共有を行い、小中一貫教育の推 進に取り組まれたことを評価するものでご ざいます。

子どもの見守りにつきましては、引き続き通学路の安全確保に努められるとともに、緊急時における情報を迅速かつ確実に保護者の皆様にお届けするため、せっつ安全安心メールシステムを導入されたことを高く評価するものでございます。また、地域の皆様方の日々の活動は、子どもの安全・安心に大きく寄与しており、今後とも地域の皆様との連携を図り、子どもの安全・安心の確保に努めていただくようお願いをいたします。

教育に係る施設整備につきましては、子どもたちの安全・安心のため、平成27年度の耐震化率100%を目標とし、耐震化工事を継続して実施されていることを、これも高く評価をいたします。平成27年度の目標達成に向けて、残された期間はわずかとなりました。市教委、建築部門とともに、大変なご苦労であると推察いたしますが、子どもたちの安全・安心のために着実な実施をお願いいたします。

生涯学習施策につきましては、これまで も市民の方々に生涯学習のまちづくりなど の知識を取得する機会の提供のために生涯 学習大学を開催されてこられましたが、本 市の特性を学んでいただくため、新たに市 内の事業所をめぐる社会見学会を開催され たことを評価するものでございます。

次に、産業施策として、平成24年度に 実施した事業所実態調査の結果をもとに、 今後の事業所支援策に係る産業振興アクシ ョンプランを作成するとともに、南千里丘 地域における産業振興拠点整備に取り組ま れたことを評価いたします。

国民健康保険特別会計では、収支を見ますと単年度で約2,800万円、累計に至っては約4億700万円の赤字となっております。医療技術の高度化や高齢化の進展により今後も医療費の増加が想定されることもあわせて考えますと、国民健康保険財政は極めて深刻な状況であると危惧しているところでございます。

これまでも医療費の適正化、資格の適正 化、収納率の向上に取り組まれていること を評価いたしますが、今後とも引き続き資 格等の適用の適正化に取り組み、広域化の 動向にも注視しつつ、国保財政の健全化を 図られることを期待いたします。

公共下水道事業特別会計では、引き続き 実質収支の黒字を確保したものの、一般会 計からの繰入金に依存したものであること は否めません。今後も厳しい経営環境が続 くと思われますが、公営企業会計の導入を 見据え、独立採算制の原則に立ち返り、自 立的経営基盤の確立に向けた取り組みに努 められるよう期待をいたします。

介護保険特別会計では、介護予防事業に 継続的に務められてきたことを評価するも のでございます。団塊の世代が75歳を迎 える2025年度を見据え、今後も介護予 防、認知予防事業に取り組むとともに、介 護保険特別会計の財政健全化に向けた取り 組みを大いに期待をいたします。

最後になりましたが、一言申し上げます。

本市の住民基本台帳における65歳以上 の方の人口は、この1年間で1,000人 以上増加し、この10月末時点では2万人 を超え、高齢者人口割合は23.5%とな りました。今後も、高齢者人口割合の上昇と生産年齢人口割合の減少が続くことが予測され、扶助費の増加とともに、市税収入の減少が容易に想像できるところでございます。これに加え、人口急増期に集中的に整備した公共施設の更新、安威川以南地域の雨水対策、阪急京都線連続立体交差事業、JR千里丘駅西口のまちづくり、ごみ焼却炉の更新問題など、最重要課題が山積いたしております。

このような厳しい局面の対応として、本年4月に第5次行政改革実施計画を策定されました。本計画の基本方針でも述べられているように、市民の生命にかかわる社会保障関連サービスや時代のニーズに応じた新たなサービスを実施していくためには、これからの時代に本当に必要とされる行政サービスを適切に選択し、そこにあらゆる資源を投入していくことが必要でございます。

よりよい摂津を次世代へと引き継いでいくために、森山市長を先頭に行政職員の 方々がやる気、元気、本気、そして勇気を 持って責任ある行政運営に当たられること と思います。私たち自由民主党議員団も、 市民の皆様や同僚議員の皆様、行政職員と ともに協力し、よりよい摂津のため最大限 の努力を重ねてまいることを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

- ○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。 認定第1号、認定第7号及び認定第8号 を一括採決します。

本3件について、認定することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 賛成者多数です。

よって、本3件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号、 認定第5号及び認定第6号を一括採決します。

本5件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本5件は 認定されました。

日程5、議案第64号など17件を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。 (有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第64号、平成26年 度摂津市一般会計補正予算(第4号)につ きまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いします予算の内容ですが、歳入については、生活保護費等負担金の増額のほか、児童福祉法に基づく障害者施策に係る国庫・府負担金などとなっています。

歳出については、生活保護費や通所給付費など一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条としまして、既 定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ れぞれ5億4,038万6,000円を増 額し、その総額を345億8,786万 3,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額 及び補正後の歳入歳出予算の金額は、3ペ ージからの「第1表歳入歳出予算補正」に 記載のとおりです。

まず、歳入についてですが、款13使用料及び手数料、項1使用料は1万5,00 0円増額しています。

款14国庫支出金、項1国庫負担金は 9,283万9,000円増額していま す。

款15府支出金、項1府負担金は915 万3,000円増額しています。項2府補助金は44万円増額しています。

款18繰入金、項1特別会計繰入金は3 8万5,000円増額しています。項2基 金繰入金4億3,755万4,000円の 増額は、今回の補正財源を財政調整基金繰 入金によって財源調整しています。

続いて、歳出ですが、人事院勧告による制度改正等に伴う人件費を、款1議会費から款9教育費までを調整した結果、2,673万7,000円を増額しています。なお、人件費の比較については、38ページからの給与費明細書に記載しています。

人件費を除いた増減は次のとおりです。 款2総務費、項1総務管理費317万 2,000円の増額は、市交際費及び住民 情報システム保守委託料などです。

款3民生費、項1社会福祉費では、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金や広域連合医療給付過年度精算負担金など7,215万2,000円を増額しています。

項2児童福祉費3,827万円の増額は、サービス利用回数の増加に伴う通所給付費などです。

項3生活保護費1億7,177万8,0 00円の増額は、介護及び医療扶助の増加 に伴う生活保護費及び平成25年度実績報 告に基づく過年度分国庫府費等返還金で す。

款4衛生費、項1保健衛生費346万 2,000円の増額は、新幹線基地での地 下水くみ上げ問題に係る訴訟等委託料など です。

款4衛生費、項2清掃費680万円の増額は、浄化槽汚泥処理負担金です。

款7土木費、項1土木管理費では、公共 下水道事業特別会計への繰出金を、大阪府 貸付金繰上償還費用などとして、2億1, 801万5,000円増額しています。

次に、第2条債務負担行為の補正につき ましては、6ページ、第2表債務負担行為 の補正をご覧ください。

総合行政ネットワーク府域ネットワーク 整備事業は、平成27年度から平成31年 度までの期間、505万3,000円を限 度額として設定するものです。

収納事務事業は、コールセンター業務の 委託に伴い、平成27年度から平成31年 度までの期間、6,533万1,000円 を限度額として設定するものです。

民間保育所施設整備補助事業は、みなみせんりおか保育園分園の開設に伴い、平成27年度に4,725万円を限度額として設定するものです。

動物死体収集運搬事業は、平成27年度 に541万2,000円を限度額として設 定するものです。

味舌ポンプ場水路系ポンプ修繕事業は、 平成26年度から平成27年度までの期間、1,650万円を限度額として設定するものです。

小学校耐震補強等事業は、平成26年度 から平成27年度までの期間、6億4,3 41万1,000円を限度額として設定す るものです。

中学校耐震補強等事業は、平成26年度 から平成27年度までの期間、10億6, 098万1,000円を限度額として設定 するものです。

以上、平成26年度摂津市一般会計補正 予算(第4号)の内容説明とさせていただ きます。

続きまして、議案第67号、平成26年

度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第 1号)につきまして、提案内容のご説明を 申し上げます。

予算書の1ページですが、第1条で、歳 入歳出予算の総額に192万5,000円 を追加し、総額を17億77万円とするも ので、その款項の区分及び当該区分ごとの 金額は、2ページ、「第1表歳入歳出予算 補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入は、192万5,000円の増額は、味舌上財産区が所有しております土地を新たに土地貸し付けを行った財産貸付収入の増加によるものです。

次に、歳出ですが、款1繰出金、項1繰出金は、38万5,000円の増額となっており、財産貸付収入の増加に伴い、その20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費は、 154万円の増額となっております。

以上、平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第78号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、 提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改 正内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の14ページ からの新旧対照表もあわせてご参照賜りま すようお願いいたします。

まず、第91条の表の改正は、標準税率 の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上 げるものでございます。

附則第4条の2の改正は、公益法人等に

係る市民税の課税の特例において、租税特別措置法の改正に伴い、引用条文等を整備するものでございます。

附則第9の2の改正は、個人の市民税の 住宅借入金等特別税額控除において、適用 制限を4年間延長するものでございます。

附則第44条の改正は、租税特別措置法 の改正に伴い、非課税口座内上場株式等の 譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定 を整備するものでございます。

附則第52条、第52条の2及び第53条の改正は、国が、東日本大震災に係る特例を地方税法の規定にあれば条例で重複して規定するものではないとされたことに伴い、削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、 施行期日につきましては、この条例は平成 27年1月1日から施行するものでござい ます。ただし、第91条の表の改正規定並 びに次項及び第3項の規定は、平成27年 4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の摂津市税条例第91 条の規定は、平成27年度以降の年度分の 個人の軽自動車税について適用し、平成2 6年度分までの軽自動車税については、な お従前の例による旨の経過措置の規定でご ざいます。

第3項は、新条例附則第91条の表第2号の規定は、軽自動車税の納税義務者が平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた四輪車等の軽自動車、既存車については、改正前の税率とする内容を定めたものでございます。

第4項は、新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以前の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による旨の経過措置でございます。

第5項は、新条例附則第44条の規定 は、平成27年度以後の個人の市民税について適用する旨の規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条 例の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

(渡辺水道部長 登壇)

○渡辺水道部長 議案第65号、平成26年 度摂津市水道事業会計補正予算(第2号) につきまして、提案内容をご説明申し上げ ます。

今回お願いいたします補正予算の内容に つきましては、人事院勧告による制度改正 などに伴う人件費関係予算の補正を行うも のでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書 1ページに記載いたしております。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1水道事業費用の既決額19億5,781万4,000円から309万円を増額し、補正後の額を19億6,090万4,000円とするものでございます。これは、項1営業費用において、既決額18億3,538万円から309万円を増額し、補正後の額を18億3,847万円とするもので、この内容につきましては、12ページから13ページにかけての補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を 定めるもので、款1資本的支出の既決額9 億6,018万6,000円から18万 4,000円を増額し、補正後の額を9億 6,037万円とするものでございます。 これは、項1建設改良費において、既決額 6億9,536万4,000円から18万 4,000円を増額し、補正後の額を6億 9,554万8,000円とするもので、 この内容につきましては、13ページの補 正予算実施計画説明書に記載いたしており ます。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額9億2,548万6,000円を9億2,567万円に改め、補填財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金8億7,573万円を過年度分損益勘定留保資金8億7,591万4,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費の既決額3億3,614万6,000円から327万4,000円を増額し、補正後の額を3億3,942万円とするものでございます。なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、また、給与費明細書につきましては6ページから11ページに、それぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りたいと思います。

以上、平成26年度摂津市水道事業会計 補正予算の内容説明とさせていただきま す

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
 - (堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 議案第66号、平成26 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) につきまして、その内容をご説 明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、前期高齢者交付金の確定による減と国保財政安定化支援事業繰入金などの確定による一般会計繰入金の増が主なものでございます。

歳出におきましては、出産育児一時金の

支給件数増加に伴う保険給付費の増及び後期高齢者支援金などの確定に伴う増減などのほか、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましてもあわせて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億8,206万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金119万8,000円の減額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金4,8 93万3,000円の増額は、本年度の国 保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤 安定繰入金の確定によるもののほか、出産 育児一時金の増額補正に伴う出産育児一時 金繰入金、職員の人事異動等に伴う人件費 相当額などを職員給与費等繰入金に計上い たすものでございます。

款9諸収入、項1雑入は、4,338万 5,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1 総務費、項1総務管理費142万1,00 0円の減額は、繰入金でご説明申し上げま した職員の人事異動等に伴う補正でござい ます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、財源 内訳の変更に伴う補正でございます。 項4出産育児諸費462万円の増額は、 1件当たり42万円を支給しております出 産育児一時金の支給件数増によるものでご ざいます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢 者支援金等42万5,000円の増額は、 後期高齢者支援金の確定によるものでござ います。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢 者納付金等7万7,000円の増額は、前 期高齢者納付金の確定によるものでござい ます。

款6介護納付金、項1介護納付金57万6,000円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金122万5,000円の増額は、過年度分保険料還付金の不足が生じたこと及び保険料の過誤納金に係る還付加算金の取り扱いについて大阪府からの通知を受けまして、加算金の運用を開始することによるものでございます。

款11繰上充用金、項1繰上充用金は、 財源内訳の変更に伴う補正でございます。 なお、給与費全体の内訳につきましては、 14ページからの給与費明細書に記載いた しておりますので、ご参照いただきますよ うお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第69号、平成26年 度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3 号)につきまして、提案内容をご説明申し 上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、人事異動及び人事院 勧告に伴う人件費の精査額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いた

だきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億5,105万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入 金、項1一般会計繰入金538万円の増額 は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員人 件費の繰り入れを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款 1 総務 費、項 1 総務管理費 5 3 8 万円の増額は、 それぞれ介護保険制度運営に係る人件費 で、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費 の精査額を計上いたしております。なお、 給与費全体の内訳につきましては、8 ペー ジからの給与費明細書に記載いたしており ますので、ご参照お願い申し上げます。

以上、計補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号、平成26年 度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) につきまして、その内容をご説 明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ278万2,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,6 78万5,000円といたすものでござい ます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入 金、項1一般会計繰入金で278万2,0 00円の増額は、保険基盤安定繰入金の確 定に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、款 2 後期高 齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者 医療広域連合納付金は、保険基盤安定繰入 金の増額に伴う納付額を計上いたしており ます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第68号、平成 26年度摂津市公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)につきまして、提案内容 をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いします予算の内容といたしましては、人事院勧告による制度改正などに伴います人件費の増額及び公債費の増額を計上いたしております。

それでは、補正予算書1ページをご覧く ださい。

第1条では、既定による歳入歳出予算の 総額に歳入歳出それぞれ2億1,801万 5,000円を追加し、その総額を64億 3,045万9,000円といたすもので ございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4繰入 金、項1一般会計繰入金は、2億1,80 1万5,000円を増額いたしておりま す。これは、主に公債費の増額によるもの でございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道 費は、72万9,000円を増額いたして おります。その内容といたしましては、項 1下水道総務費で20万4,000円の増 額で、人事院勧告による制度改正などに伴 います人件費の精査によるものでございま す。

項2下水道事業費で52万5,000円 の増額で、人事院勧告による制度改正など に伴います人件費の精査によるものでござ います。

款2公債費、項1公債費は、2億1,7 28万6,000円の増額で、大阪府市町 村施設整備資金貸付金の繰上償還によるも のでございます。なお、給与費の全体の比 較につきましては、10ページからの給与 費明細書に記載しておりますので、ご参照 くださいますようお願い申し上げます。

以上、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 消防長。

(熊野消防長 登壇)

○熊野消防長 議案第72号、吹田市・摂津 市消防通信指令事務協議会規約の一部変更 に関する協議の件につきまして、提案内容 をご説明申し上げます。なお、議案参考資 料2ページに新旧対照表を記載しておりま すので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、同法の条文が整理されたことにより協議会規約で引用する部分を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、協議会規約 第1条で引用する地方自治法の条項「第2 52条の2第1項」を「第252条の2の 2第1項」に改めるものでございます。な お、附則といたしまして、この規約は締結 の日から施行するものでございます。

以上、議案第72号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議の件に係る提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第81号、摂津市消防 団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定の件につきまして、提案内容をご 説明申し上げます。なお、議案参考資料 (条例関係)の30ページに新旧対照表を 記載しておりますので、あわせてご参照願 います。

今回の改正は、児童扶養手当法の一部改 正に伴い、同法の条文が整理されたため、 摂津市消防団員等公務災害補償条例で引用 する部分を改めるものでございます。

内容につきましては、附則第5条第7項 第1号中「第4条第2項第2号、第5号若 しくは第10号若しくは第3項第2号」を 「第13条の2第1項第1号から第3号ま で若しくは第2項第1号」に改め、同項第 2号中「第4条第2項第3号、第8号、第 9号又は第13号」を「第13条の2第1 項第4号又は第2項第2号」に改めるもの でございます。なお、附則といたしまし て、この条例は公布の日から施行するもの でございます。

以上、議案第81号、摂津市消防団員等 公務災害補償条例の一部を改正する条例制 定の件につきまして、提案内容の説明とさ せていただきます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 議案第73号、摂津 市立子育て総合支援センターの施設の使用 に関する条例制定の件につきまして、提案 内容をご説明申し上げます。なお、議案参 考資料(条例関係)1ページからの摂津市 立子育て総合支援センターの施設の使用に 関する条例施行規則(案)もあわせてご参 照願います。

本条例は、旧三宅スポーツセンター体育 室から用途変更した子育て総合支援センタ 一遊戯室を、改修工事終了後に保育所運営 の用途または目的を妨げない限度におい て、市民の利用に供するために新たに制定 するものでございます。

それでは、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例を条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語 の定義について規定しております。

第3条は、使用時間として午後1時から 午後9時、保育所が開所しない日曜日及び 祝日については午前9時から午後9時まで と規定しております。

第4条は、使用できない日として12月29日から翌年1月3日までの保育所年末 年始休所日を規定しております。

第5条から第7条は、使用の許可、使用 の制限、使用許可の取り消し等について規 定しております。

第8条は、使用料の納付として使用料を 30分につき250円とすることを規定し ております。

第9条は使用料の減免、第10条は使用料の不還付について規定しております。

第11条は権利の譲渡等の禁止、第12 条は原状回復義務、第13条は損害賠償義 務について規定しております。

第14条は、規則への委任規定でござい

ます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、本条例は平成27年3月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例の施行に伴い、摂津市 暴力団排除条例の別表に当条例を加えるも のでございます。

以上、議案第73号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 議案第74号、摂津市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例制定の件につきま して、提案内容をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度に伴い、児童 福祉法が一部改正され、市町村は同事業の 設備及び運営についての基準を条例で定め ることが義務づけとなりました。

厚生労働省令において、従うべき基準、 参酌すべき基準が示されており、これをも とに市の附属機関であります子ども・子育 て会議において審議・検討を行っていただ き、今回提案させていただくものでござい ます。

それでは、各条文につきましてご説明をいたします。

第1条から第3条は、この条例の趣旨、 用語の意義、基本理念について定めており ます。

第4条、第5条は、基準の向上、設備及 び運営の向上について、第6条は児童の健 全な育成を図ることを目的とすることや人 権に十分配慮するなどの一般原則を定めて おります。

第7条は、非常災害対策として定期的な

避難訓練等の実施を定めております。

第8条、第9条は、職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等、第10条は設備の基準として児童1人当たりの面積等を、第11条は職員の配置基準や職員の資格、一つの支援を構成する児童数の基準等を定めております。

第12条から第14条は、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、衛生管理等について、第15条、第16条は、重要な事項に関する運営規程の作成、台帳の整備を、第17条は秘密の保持、第18条は苦情等への対応について定めております。

第19条は、開所時間及び年間の開所日数を、第20条から第22条では、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応等について定めております。

附則といたしまして、第1項には施行期日を、第2項では職員の資格の経過措置、第3項では児童数の経過措置を、それぞれ定めております。

次に、国の基準と異なる点をご説明いたします。

第19条の開所時間及び日数において、 市独自に第3項を設け、事前に市長への協 議を求めております。

附則第3項において、児童数の基準に関する経過措置を設けております。

以上、議案第74号の内容説明とさせて いただきます。

続きまして、議案第79号、摂津市立学 童保育室条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、提案内容をご説明申し上 げます。なお、議案参考資料(条例関係) 26ページから27ページの新旧対照表も あわせてご参照を願います。

本条例は、先ほどご説明いたしました議 案第74号、摂津市放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、権限が全て市長とされますことから、所要の改定を行うとともに、現在規則で定めております名称及び位置を条例で規定するなどの文言整理を行うものでございます。なお、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第79号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、摂津市立児 童発達支援センター条例の一部を改正する 条例制定の件につきまして、提案内容をご 説明申し上げます。なお、議案参考資料 (条例関係)の28ページから29ページ の新旧対照表もあわせてご参照願います。

本条例は、児童福祉法の一部を改正する 法律が公布され、児童慢性特定疾病につい ての項目が「第6条の2」として新たに規 定され、これまでの「第6条の2」が「第 6条の2の2」に繰り下げますことに伴 い、一部改正を行うものでございます。な お、本条例は平成27年1月1日から施行 するものでございます。

以上、議案第80号の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 議案第75号、摂津市職員 の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例制定の件につきまして、提案内容を ご説明申し上げます。なお、議案参考資料 (条例関係)の5ページもあわせてご覧い ただきますようお願いいたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めているものでございます。このたびの一部改正は、職務の級が7級以上の職員、すなわち課長級以上の職員

について能力評価の結果を毎年1月の給料 月額の昇給に反映させるため、勤務成績の 評価期間を変更したことに伴い、所要の改 正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第6条につきましては、育児休業を取得した職員の職務復帰後における給料月額の 号給の調整について規定しておりますが、 勤務成績の評価期間を1月から12月末日までの1年間から10月から翌年の9月末日までの1年間としたことに伴い、当該職員が育児休業を取得し、10月1日から12月31日までに職務に復帰した場合、10月1日から職務復帰日までの育児休業期間の号給調整を行う日が翌々年1月の昇給日となります。したがいまして、職務の級が7級以上の職員の号給を調整する日について、職務に復帰した日、同日後最初の昇給日に加え、新たにその次の昇給日を規定しているものでございます。

続いて、附則についてでございますが、 この条例は平成27年1月1日から施行す る旨を規定しております。

以上、摂津市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例制定の提案内容 の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第76号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の6ページから7ページもあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、特別職の職員の 給与及び議会議員の議員報酬について、い ずれも期末手当の支給月数を平成26年人 事院勧告に基づき、年間 0. 15月分引き上げるもので、既に国の特別職等については法律改正がなされており、国に準拠した形で改正するものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げ ます。

第1条では、特別職の職員の給与に関する条例第7条第2項において規定のある期末手当について、第2条では、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項において規定のある期末手当について、いずれも12月に支給する月数について「100分の202.5」から「100分の217.5」に改める旨を規定いたしております。

続いて、附則についてでございますが、 附則第1項は、この条例は公布の日から施 行し、改正後の特別職の職員の給与に関す る条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び 費用弁償等に関する条例の規定は、平成2 6年12月1日から適用する旨を規定して おります。

また、附則第2項では、それぞれ旧条例の規定により支給された期末手当は新条例の規定により支給されることとなる期末手当の内払いとなる旨を、附則第3項では、前項に定めるもののほか、この期末手当の支給に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。なお、このたびの条例の改正に伴う所要額は総額で238万4,000円となっております。

以上、特別職の職員の給与に関する条例 及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例制 定の提案内容の説明とさせていただきま す。

続きまして、議案第77号、一般職の職 員の給与に関する条例の一部を改正する条 例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の8ページから13ページもあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により民間給与との格差及び世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準引き上げとともに、勤勉手当の支給月数の引き上げが示された平成26年人事院勧告に基づくものでございます。

給料月額は、本市の全会計、全職員について給料表を見直した結果、平均約0.39%の水準引き上げとなり、勤勉手当につきましては、勧告どおり支給月数を年間0.15月分引き上げるもので、既に国の一般職については法律改正がなされており、国に準拠した形で改正するものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第3条第3項の表は、任期付職員の給料 月額を任期の定めのない職員の給料月額に 準じて改正するものでございます。

第24条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を「100分の67.5」から「100分の82.5」に改正し、同項第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を「100分の32.5」から「100分の37.5」に改正するものでございます。

附則第28項は、附則第25項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額についての取り扱いを規定したもので、支給月数の引き上げに伴い所要改正を行うものでございます。

別表の改正は、任期の定めのない職員の 給料月額について平均で約0.39%引き

上げた結果によるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から 施行する旨を規定しております。

次に、附則第2項第1号では、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の第3条第3項の表及び別表の規定は平成26年4月1日から適用し、第24条第2項及び附則第28項の規定は平成26年12月1日から適用する旨を規定しております。

附則第3項では、旧条例の規定により支給された給与は、新条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、附則第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、一般会計及び水道会計並びに各特別会計の総額で5,816万4,000円となっております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例制定の提案内容の説 明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終 わります。

お諮りします。

本17件のうち議案第64号の駅前等再 開発特別委員会の所管分については、同特 別委員会に付託することに異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

ただいま決定した以外については、議案 付託表のとおり常任委員会及び議会運営委 員会に付託します。

日程6、報告第11号を議題とします。 報告を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第11号、平成26年 度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決 処分報告の件につきまして、その内容をご 報告いたします。

本件につきましては、衆議院議員総選挙 実施に伴う必要経費を地方自治法第179 条第1項の規定により、平成26年11月 21日に専決処分をしましたので、同条第 3項の規定により報告いたします。

まず、補正予算の第1条としまして、既 定による歳入歳出の総額に歳入歳出それぞ れ3,919万6,000円を追加し、そ の総額を340億4,747万7,000 円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款14国庫支出金、 項3委託金の3,919万6,000円の 増額は、衆議院議員総選挙委託金です。

次に、歳出ですが、款2総務費、項4選 挙費の3,919万6,000円の増額 は、衆議院議員総選挙の執行経費を計上しています。

以上、平成26年度摂津市一般会計補正 予算(第3号)の専決内容の報告といたし ます。

○渡辺慎吾議長 報告が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

報告第11号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月4日から12月17日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 渡辺慎吾

摂津市議会議員 森西正

摂津市議会議員 福 住 礼 子

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成26年12月18日

(第2日)

平成26年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年12月18日(木曜日) 午前10時 開議 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21	L名)
------------	-----

- 1番上村高義
- 3 番 森 西 正
- 5番藤浦雅彦
- 7番 三 好 義 治
- 9番市来賢太郎
- 11番 增永和起
- 13番 山崎雅数
- 15番 南野直司
- 17番 嶋 野 浩一朗

 19番 野 原 修
- 21番 野口 博

- 2番 木村勝彦
- 4 番 福 住 礼 子
- 6番 村上英明
- 8番 東 久美子
- 10番 中川嘉彦
- 10平 3 曲
- 12番 弘 豊
- 14番 水谷 毅
- 16番
 渡辺
 垣

 18番
 大澤
 千恵子
- 20番 安藤 薫

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

長 市 山 一 教 育 長 箸尾谷知也 務 部 長 有 Ш 泉 生活環境部理事 北 野 人 士

都市整備部長 吉田和生

教育委員会 山本和憲教育総務部長

教育委員会 宮部 善隆 生涯学習部長

水道部長渡辺勝彦

副 市 長 小 野 吉 孝 市 長 公 室 長 乾 富 治

生活環境部長 杉本 正 彦

保健福祉部長 堤 守

土木下水道部長 山口 繁

教育委員会 登阪 弘

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 井 口 査委員会事務局長

消 防 長 熊 野 誠

久

和

1 出席した議会事務局職員

事務局長藤井智哉

事務局次長川本勝也

1 議 事 日 程

1, 一般質問 野 原

野水木村上福市東安原谷村上村住来久縣英高礼賢美太太賢美本人

1 本日の会議に付した事件 日程1 (午前10時 開議)

○渡辺慎吾議長 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。 本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び 村上議員を指名します。

本日の日程に入る前に、増永議員から1 2月3日の本会議において、認定第1号、 認定第7号及び認定第8号に対する討論に ついて、発言の一部の訂正をしたいとの申 し出がありましたので、発言を許可しま す。増永議員。

○増永和起議員 12月3日の本会議での認定第1号、認定第7号及び認定第8号に対する討論において、学校給食の民間委託の現状で、栄養教諭が「2校に2人」と申し上げましたが、「2校に1人」に訂正をお願いしたいと思います。

同じく、就学援助金制度について、減少 した支給額を「2,602万3,313 円」と申し上げましたが、「2,620万 3,313円」に訂正をお願いしたいと思 います。

○渡辺慎吾議長 ただいまの発言の訂正を許可します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。 野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。さきの 衆議院選挙では、自民党に皆様より多くの ご支持・ご支援いただきましてありがとう ございました。今後もアベノミクスを継続 し確実に景気回復するよう、皆様の声をし っかりお聞きし実行してまいります。

それでは、順位に従い質問します。 起業家支援と商業活性化について。 摂津市は産業のまちと言われています が、商店街には空き店舗が目立ち、活気が 失われているように思います。商業の活性 化のためには、従来から行っている既存の 事業者への資金融資などの支援も大切では ありますが、それに加え、これから新たに 事業を起こしたいという人を行政が支援 し、摂津でやりたい事業ができる環境づく りが重要と考えます。また、起業家が商店 街の空き店舗などに新たに出店されれば、 商店街の活性化や雇用が生まれると思いま す。摂津市産業振興アクションプランにお いても、起業家の支援を今後の取り組みの 柱の一つにしていますが、現在本市では起 業家支援のためにどのように取り組んでい るのか聞かせてください。

図書館機能の充実について。

平成23年4月より市民図書館及び鳥飼 図書センターは、民間事業者公募による指 定管理者制度を導入したことにより直営で あった平成22年度決算と指定管理者制度 を導入した平成23年度の決算比較では、 約2,000万円の削減効果に加え、それ まで閉館していた祝日を開館日とすること で年間50日も開館日がふえ、また市民図 書館の開館時間を平日夜8時まで延長する など、開館日増とあわせ2館で年間1,0 00時間の開館時間の増加となったところ であります。市民サービスの向上及び費用 効果の両面から指定管理者制度の導入に関 する効果があったものと考えます。しか し、全国的には図書館における指定管理者 制度導入に当たって、民間企業が利益追求 に走り、本来行政が提供すべき市民サービ スの質的な低下につながるといった懸念も 議論されているところであります。

本市において、民間の運営ノウハウを活用することで、より効率的図書運営を行いながら図書館サービスをさらなる向上させ

るために、市民の声を取り入れた図書館運営が必要であると考えますが、その取り組みについてお聞かせください。

危険ドラッグ防止の取り組みについて。 学校での子どもたちに対する教育につい て。

覚醒剤や大麻と似た作用がある危険ドラッグの乱用が大きな社会問題になっています。政府は7月下旬、脱法ハーブから危険ドラッグに名称を改め、対策を強化させています。危険ドラッグ使用者による交通事故では、54人が死傷する被害に遭われています。昨年同期より26人もふえ、年間を通じ過去最多です。このような危険ドラッグの危険性の周知、怖さ、恐ろしさ、手を出さないことについての小・中学校での児童生徒を対象とした薬物乱用防止教育の取り組み状況を聞かせてください。

人間基礎教育のさらなる充実の取り組み について。

ことし改めて朝のあいさつ運動に取り組まれた理由と効果をどのように捉えられ、 今後どのように検証し展開されようとしているのかお聞かせください。

以上、1回目とします。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
 - (杉本生活環境部長 登壇)
- ○杉本生活環境部長 起業家支援と商業活性 化についてのご質問にお答えをいたしま す

市内で起業される方を支援することは、 産業の空洞化防止と新陳代謝を図り、雇用 の創出や地域の活性化にもつながる重要な 施策であると考えております。

本市では、摂津市産業振興アクションプランに基づいて、今年度から起業予定または創業間もない女性や若者、シニアの方々が日本政策金融公庫の融資を受けられた場

合に補助制度を設けております。また、来年1月、2月には同公庫と摂津市商工会も 含めた三者の連携協定に基づいて、創業支援セミナーを開催する予定でございます。

今後は、ことし1月に施行されました産 業競争力強化法に基づいて創業支援事業計 画を作成し、今年度内をめどに国の認定を 受けて施策の充実を図ってまいります。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 図書館機能の充実についてのご質問にお答えいたします。

市民図書館及び鳥飼図書センターにおきましては、指定管理者制度導入に際しまして、市民団体の代表や学識経験者、公募市民を委員とする市民図書館等協議会を設置し、市民サービスの向上が適切に図られているかどうかを検証するため、四半期ごとに指定管理者の管理運営に対する評価を行う評価モニタリングを実施しており、その中でのご意見やご提案を踏まえ、図書館運営に努めております。

また、指定管理者におきましても、利用 者の意見や要望を投書いただきます意見箱 の設置や利用者満足度調査の定期的な実施 など、広く利用者からのご意見等をいただ く機会を設けております。これらのご意見 等につきましても、行政と指定管理者との 間で定期的に、また場合によっては臨時的 に協議の場を設け、利用者のニーズに応じ た魅力ある図書館となるよう日々改善に努 めております。

今後におきましても、市民の声を反映し た図書館運営に努め、市民サービスの一層 の向上を図ってまいります。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
 - (登阪次世代育成部長 登壇)
- ○登阪次世代育成部長 小・中学校での薬物

乱用防止教育についてのご質問にお答えいたします。

現行の学習指導要領では、小学校 5、6年生の体育の保健領域及び中学校の保健体育の保健分野において、「喫煙、飲酒、薬物乱用などが心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となることを指導する」と示されております。教科書では、たばこの煙に含まれるニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質について、酒に含まれるアルコールの麻酔作用や急性の中毒について、また喫煙や飲酒の依存症について、写真や図を用いながら詳しい説明がされております。

薬物乱用の害についての説明では、シンナーや麻薬、覚醒剤が心身に引き起こす大きな障害についても触れており、中学校の教科書では違法ドラッグを含めたさまざまな乱用薬物についての資料の記載もございます。

このような内容について、中学校では保 健体育科教員が、小学校では学級担任が養 護教諭と連携する中、保健の授業を中心に 指導を行ってきております。

また、全小・中学校で1学期を中心に実施している摂津警察署生活安全課少年係や少年サポートセンターの非行防止教室においても、危険ドラッグを含めた薬物乱用防止についてのご指導をいただいております。

- ○渡辺慎吾議長 市長公室長。 (乾市長公室長 登壇)
- ○乾市長公室長 人間基礎教育の実践の一つ の手法として取り組んでおります朝のあい さつ運動についてお答え申し上げます。

本年度から開始したあいさつ運動は、人間基礎教育の根幹をなすところでもあり、 市制施行50周年を目途に全ての職員がご く当たり前に励行している姿の実現に向け 取り組んでいるところでございます。

以前に比べますと、職員の挨拶励行が進んだようにも思われ、現在は週の初めの月曜日に庁舎正面玄関入り口付近にて市民や事業者の皆さんに対して挨拶を励行しております。来年度には運動の検証の意味合いも兼ね、来庁される方々からご意見をいただくことも検討しております。

挨拶は、人間が社会で生活していく上での基本行為であり、人間関係の基礎となるもので、協働のまちづくりを進める上でも欠かすことのできないものだと考えております。最終的には、サービスを提供する側、受ける側ともに気持ちよい挨拶励行の結果、市民サービスの向上をもたらすことを念頭に置いているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 野原議員。
- ○野原修議員 起業家支援と商業活性化について、まず今後創業支援事業計画を作成して、施策の充実を図るとのことですが、計画とはどのようなものなのか。具体的にどのような取り組みを行うのか。また、国の認定を受けるとのことですが、どのようなメリットがあるのか聞かせてください。

次に、起業家支援に当たっては、全くの素人が一から事業を起こし、摂津市で夢をかなえるための支援も重要ですが、例えば市内のさまざまな業種の事業者などが集まって交流しながら、新たな事業を立ち上げ、摂津オリジナルのブランドを創業するといった取り組みを支援することも摂津市の活性化のために必要だと考えます。他市でも取り組んでいるよろず支援拠点、売上拡大、資金繰りなど、中小小規模企業が抱えるさまざまな悩みをワンストップで対応する、また国の中小企業支援策の一環で、企業OBなどのコーディネーターが中心と

なり課題解決をサポートしたり、岡崎市が 実施している岡崎ビジネスサポートセンタ ーOka-Bizなど、ことし南千里丘に 商工会館が移転し、隣接したスペースが産 業振興課の分室として整備されました。起 業家のために一定の期間、低額の賃料でスペースを貸し出すというアイデアもある し、このスペースを起業家支援のためにど のように活用しようとしているのか、また 商工会と隣接することで連携が図りやすく なった環境になったと思いますが、どのよ うに連携していくのか聞かせてください。

図書館の機能充実について、市民の声を さまざまな手法にて取り入れた図書館運営 を行っていくとの答弁がありましたが、以 前より千里丘地区に市民から図書施設を設 置してほしい要望が強く、多くの方からの 声を届けてきたところであります。財政面 その他を考慮し、施設の設置は難しいと考 えますが、以前より強く要望していました 機能の充実に関して、今、千里丘公民館耐 震工事に伴って、市民の皆さんが利用しや すく利便性の高いものにすることも、また 今、消防も吹田との広域連携で共同運営が スタートしようとしています。以前から要 望しています吹田市立千里丘図書館、また 安威川地区の吹田市民が摂津の市民図書館 を利用できる仕組みを考えるべきではない かと思いますが、考えを聞かせてくださ

危険ドラッグについては、容易に入手することも可能で、小・中学生の広がりも懸念されます。2012年に国立精神神経医療研究センターの発表で、全国中学生調査で5万4,000人中、危険ドラッグを入手できる可能性があると答えた割合が全体の15.6%、実際に使用したことがあると120人が答えました。危険ドラッグは

死にもつながる恐ろしい物質です。若者たちが好奇心などから安易に手を出さないよう注意喚起していかなければいけないと思います。今、学校教育の場で先生方が危機感を持って生徒たちに意識ケアすることが大切であると思いますが、考えを聞かせてください。

人間基礎教育のさらなる充実の取り組みについて、市民の方が来庁されたときに、職員、非常勤職員、また総合案内の委託職員や庁舎管理の委託職員、窓口委託の職員などなど、全ての市役所でサービス提供を担う職員であると思います。全ての方に対してどのように徹底を図っていくのか、また検証の考え方と市民の皆さんに対する啓発と次代を担う大切な子どもたちに対するを発と次代を担う大切な子どもたちに対するならなる啓発について聞かせてください。また、施設などに設置してある啓発看板についての考え方や劣化しているものに対する取り組みについて聞かせてください。

以上、2回目とします。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 創業支援事業計画と商 工会との連携等についてのご質問にお答え をいたします。

創業支援事業計画は、市と商工会や金融 機関などが連携して取り組む事業をまとめ たものでございます。国の認定を受けるこ とで事業に参加した起業家等が会社設立時 の登録免許税の軽減や信用保証協会の保証 の特例を受けられるものでもございます。

計画には、総合相談窓口の設置、創業希望者を発掘するためのセミナーや相談会の定期的な開催、経営、財務、人材育成、販路開拓などについて専門家の助言を受けながら総合的に学ぶ創業塾の実施、金融機関と連携した資金融資の優遇などの支援策を盛り込み、事業の実施に当たっては、一部

業務を商工会へ委託するなど、いずれも連携を図りながら、商工会と隣接する産業振興スペースの多目的室や相談室を活用して取り組んでまいります。

また、多目的室は異業種交流会の活動の 場や商業団体などが商業活性化のために行 う会議、研修会などにも貸し出しができる よう準備を進めてまいります。

起業家のためのスペースの貸し出しにつきましては、今後セミナーや相談会を通じましてニーズを把握しながら検討してまいります。

- ○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 千里丘地区における図 書館サービスの向上についてのご質問にお 答えいたします。

現在、本市では千里丘地区徒歩圏に図書施設がなく、また図書施設設置についてのご要望をいただいており、千里丘地区における図書館サービスの向上は優先課題であると認識いたしております。

議員ご質問のとおり、現在千里丘公民館について耐震等工事の実施設計を行っておりますが、この工事にあわせまして1階フロアを大幅に改修し、図書室機能を備えた交流スペースを設置する計画をいたしております。児童書を中心に5,000冊程度の蔵書をそろえる予定でございます。

また、本市近隣の吹田市千里丘上において、吹田市立千里丘図書館が平成25年1月に開設されましたが、その開設前より吹田市南正雀地区に近接する本市の摂津市民図書館との相互利用を働きかけておりましたところ、吹田市におきましても、その環境が整いつつあることから、現在吹田市との間で両館の相互利用について協議を進めているところでございます。

千里丘図書館に直接出向いての貸し出

し、返却となりますが、本市におきまして は千里丘地区に公共図書館を新設するのに 値する効果があることから、早期に実現す るよう努めてまいります。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 危険ドラッグ防止の ための小・中学校での今後の取り組みにつ いてのご質問にお答えします。

これまでの小・中学校の薬物乱用防止教育で題材として取り扱ってきました麻薬や覚醒剤は違法であることや、非常に高価であることなどから、たばこやお酒に比べれば子どもたちから少し遠い存在であったと思われます。一方で、危険ドラッグは合法ドラッグ、脱法ハーブと称しての販売や報道の時期があったため、子どもたち自身にその有害性や危険性が十分に認識されていない可能性がありますし、インターネットや店舗で容易に入手することも可能だとも言われておりますことから、子どもたちにとっても身近なものだと考えます。

議員ご指摘のとおり、こういった危機感を改めて教職員が持ち、子どもたちがその有害性や危険性に実感を持てるような授業や指導をさらに進めていく必要があると考えております。

教育委員会といたしましても、これまでの警察関係に加え、危険ドラッグ等について専門的組織で講習を受けた認定講師などの外部人材を活用した事業づくりを進めるよう各校へ助言しております。3学期にはそのような授業を実施する小学校がございますので、これからの拡大へとつながると考えております。

子どもたちが小・中学生の時期だけでなく、その後の人生においても決して危険ドラッグに手を出さないよう、今後の指導の充実について小・中学校と研究してまいり

ます。

- ○渡辺慎吾議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 人間基礎教育の2回目のご 質問にお答えをいたします。

あいさつ運動開始から1年の経過を踏ま え、来庁される方々から印象やご意見を伺 うことが最も客観的に運動の効果を検証で きるものと考えております。その際にご質 問いただいた観点も踏まえ、市役所で勤務 する全ての職員を対象としてご意見等をい ただくよう考えてまいりたいと思います。

具体的な手法につきましては、今後検討させていただきますが、例えばサービスを受けた部署や立ち寄った部署の特定、来庁した理由などを確認するとともに、挨拶の励行の程度や印象をお聞きすることで十分な成果が上がっているところと十分でないところなど課題が明らかになり、今後の指導や取り組みが行いやすくなるものと考えております。

市役所で勤務する以上、どういった立場であったとしても、本市が推進する人間基礎教育の理念については、その理解と実践について取り組んでいただくことが不可欠でございます。

いずれにせよ、検証結果を踏まえ、次の 取り組みの方向性について考えてまいりた いと考えております。

次に、さらなる啓発ということでございますが、市役所内外で全ての職員による挨拶励行の徹底が住民の皆さんへのさらなる啓発にもつながるものと考えておりますが、人間基礎教育のPR媒体の一つとして、市内公共施設、公園などに啓発看板を設置しており、現在10年近く経過したものなどは劣化が見られることから、順次交換を行っているところでございます。

啓発看板は「広報せっつ」やホームペー

ジとともに直接的に住民の皆さんの目に触れる重要な媒体であり、視覚に訴えるためにも配置や文字にも工夫が必要であると考えております。

子どもからお年寄りまで住民の皆さんが 日々ごく自然に目に触れ、少しでも意識し ていただければ、人間基礎教育の理念が住 民の皆さんや子どもたちの暮らしの中に根 づいていくものと考えており、今後ともよ り効果的な啓発のあり方について検討して まいりたいと思います。よろしくお願いし ます。

- ○渡辺慎吾議長 野原議員。
- ○野原修議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

起業家支援と商業活性化について、起業 家支援については、南千里丘のスペースを 活用して商工会などと連携しながら計画的 に取り組んでいくとのことは理解できまし た。しかし、起業家支援と商業活性化に結 びつけるためには、必要な知識を身につけ たり、融資を受けるだけではなく、実際に 開業するところまで支援していく必要があ ります。最初にも言ったように、起業家が 商店街の空き店舗に新たに出店すれば、商 店街の活性化が図られ、雇用を生み出すこ とにもつながると考えます。池田市の商店 街空き店舗活用事業として「関関COLO RSI、そして関西大学と関西学院大学の 学生が運営するチャレンジショップ、子ど も預かりサービス、チャレンジスペース事 業、イベント事業などを空き店舗を活用し た取り組みがされています。市として商店 街の空き店舗の状況やなぜ空き店舗になっ ているのか、原因を把握しているのか、ま た課題は多いと思いますが、起業家が空き 店舗を借りて新たに開業する場合に家賃の 補助を行ったり、市が一定期間空き店舗を

借り上げ、起業家や創業間もない方のため に貸し出すといった支援策は考えられない のかお聞かせください。

図書館の機能充実について、本を読みたいと思う市民は実際に図書館に出向かなければならないですが、摂津市には図書館が現在2館しかありません。また、図書館の交通アクセスが余りよくなく、障害者や高齢者、仕事や育児などの都合により図書館への来館する時間や手段がない市民など、全ての市民が気軽に来館しやすい状況にはないと思われます。行政として全ての市民に対して読書を楽しむための環境を提供することは必要ではないかと考えます。

さまざまな事情により図書館に出向き返 却することが困難な方については、例えば 市内の公共施設などに図書の無料返却ポス トを設置し、自宅や通勤途中などいつでも 返却できるようにするようにしたり、また 現在コミュニティプラザと千里丘公民館の 2か所で実施されている予約図書の受け渡 しサービスについても市内各所にあるほか の公民館などの窓口でも実施する必要があ ると考えます。

さらに、近年ではインターネットを活用し、自宅にいながら読書を楽しむことができる電子図書館サービスが他自治体において導入され始めております。図書館への来館が困難な読書環境の提供として、視覚障害や高齢者に配慮した音声読み上げ機能もあることから、新たな図書館の形として取り組みが必要だと思います。これらのことについて、今後の摂津市の図書館サービスへの取り組みについてどのように考えられているのかお聞かせください。

危険ドラッグ防止の取り組みについて、 子どもたちのすぐそばにある危険、危機と も言える危険ドラッグの有害性や危険性に ついて、これまでの保健の授業や警察の非 行防止教室に加え、専門的に講習を受けた 指導者による授業を進めていくとのことで すが、ぜひ多くの学校でそういった取り組 みを推進してほしいと思います。そして、 子どもたちが小・中学校を卒業してから も、決して危険ドラッグに手を出さないた めにしっかりと指導してほしいと思いま す。

ただ、大切なことは、子どもたちが学校で学ぶだけではなく、学んだことを家庭の中で親子が一緒に話ができるかどうかが大切だと思います。子どもたちが幾ら学んでも、大人が無関心だったり、知らなかったりすると、子どもたちには根づいていかないと思います。自転車のルールやマナーを交通安全教室で学んでも、大人がルールを無視した運転をすれば、子どもたちには決して根づきません。

そういった意味でも、家庭でも危険ドラッグに対するしつけとも言えるような親から子へのまさに人間基礎教育とも言えるような教えが行わなければならないと思います。

こう考えていくと、危険ドラッグ防止の 取り組みは、学校での子どもたちの指導だ けではなく、保護者への指導も大切ではな いかと思いますが、教育委員会としてのお 考えを聞かせてください。

人間基礎教育のさらなる充実の取り組みについて、市長が提唱するまちづくりの基本理念、人間基礎教育は、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約、五つの心を育てることで社会のルールやマナーを守れる基礎づくりを進めているということであります。そのために、全ての施策にこの精神が生かされるよう、市を挙げて取り組んでいくとされています。もちろん市長が先頭

に立たれているわけでしたが、やはり職員 の意識と頑張りがなければ、これらのこと はなし得ないと思います。すぐに結果が出 るものではないことも理解しています。

しかしながら、取り組みから既に10年が経過し、市制施行50周年という節目も間もなくです。このようなこともあって、あいさつ運動スタートであったと思います。市制施行50周年に向けいま一度市役所だけではなく、学校や家庭で啓発活動などのあり方について再度ご検討いただきたいと思います。

例えば、あいさつ運動は、市役所に勤務する全ての人がオール摂津で取り組むことで、市役所に来庁される方々も自然と口から挨拶の言葉を発するようになり、それが地域にも広がるはずです。一人一人がみずから進んで行う挨拶、これがポイントだと思います。そのために仕掛けとして、職場単位で取り組むことも考えてみてはどうでしょうか。

次に、地域における啓発媒体として重要な役割を担っている看板についてでありますが、先ほど劣化による交換を順次行っている旨の答弁がありました。啓発のための看板は目にとまるインパクトが大切だと思います。

そこで、提案ですが、劣化した看板を交換する際、デザインなどを見直してはどうでしょうか。市民の方々により親しみを持っていただくという点で、公募という形でデザインを募集することも考えられます。例えば、市内の児童生徒から、人間基礎教育啓発ポスターを公募すれば、応募いただいたポスターそれ自体を表彰の対象にできます。また、応募作品を啓発看板などのデザインに活用すれば、新たな看板をより親しみやすいものにできます。このような取

り組みは、子どもだけではなく、大人まで 巻き込み、いま一度人間基礎教育について 考えていただくきっかけになるのではない でしょうか。単に交換するだけではなく、 一工夫すること、知恵を絞ること、その結 果として新たな成果が見込まれるはずで す。

最後に、継続は力なりといいます。今後とも職員一丸となって効果的・効率的に、 そしてしっかり成果を出すという気持ちを 持って取り組んでいただくよう要望し、質 問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 空き店舗を活用した商業活性化についてのご質問にお答えいたします。

市内の商店街の空き店舗の状況につきましては、平成19年度に行いました実態調査によりますと、6地区で総店舗数594に対して、営業中が75%の444店舗、休業、廃業が25%の150店舗という結果でございました。

現状につきましては、十分には把握できておりませんが、関係者にお聞きしたところでは、貸し手と借り手の間での家賃や業種などの条件が合わない、権利者が賃貸を希望していないなど、空き店舗となっている理由はさまざまなでございます。

起業家への家賃補助や借り上げなどの支援策につきましては、今後創業支援事業を 展開する中でニーズを把握しながら検討し てまいります。

- ○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 図書機能の充実についての3回目のご質問にお答えいたします。

平成22年にインターネット予約、コミュニティプラザでの貸し出し、返却を開始して以後、このコミュニティプラザ周辺地

域での貸出人数が増加の傾向を示しております。このように議員ご質問の公共施設への図書返却ポストの設置、予約図書の貸し出し、返却サービスの拡充につきましては、全ての市民が読書を楽しむための環境を提供する上で有効な方法であると考えております。

この点につきましては、平成28年度の 指定管理者更新時に図書館サービス拡充の 重点項目として検討してまいります。

次に、電子図書館サービスは、スマートフォンやタブレット端末等からいつでもどこからでも電子図書を借り、読書を楽しめるサービスでございます。高齢者を初め仕事や育児などにより図書館への来館が困難な市民にとって、非常に有効なサービスであり、文字の拡大や音声読み上げ機能なども備わっていることから、障害者や高齢者等に対する読書バリアフリー対策としても、大きなメリットがあると考えております。

また既に蔵書スペースが満杯で、蔵書数に限りのある本市の図書館事情を鑑みますと、電子図書館サービスは他の自治体に先駆けて取り組むべき課題であると認識しておりまして、導入に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 危険ドラッグ防止の ためのご質問にお答えいたします。

子どもたちに学んだことや体験したことを身につけさせるためには、学習内容をまとめたり、感想を書いたりするなど、子どもたち自身に振り返らせることが効果的です。議員ご指摘のとおり、危険ドラッグ防止につきまして、家庭で話題に上ることで、子どもたちの薬物への危険性や有害性に対する認識が高まっていくものと考えら

れます。

教育委員会といたしましては、今後子どもたちが学校で学んだ内容を保護者や兄弟に説明したり、家族で話し合ったりする機会が得られるよう、各校におけるPTA講習会や啓発のための通信の発行など、保護者を対象とした危険ドラッグ防止の取り組みについても検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 野原議員の質問が終わりま した。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の大阪モノレール摂津駅及 び南摂津駅周辺の充実と治安の向上につい て。

モノレールが本市まで開通し、17年が 経過をいたしました。南千里丘のまちづく りも一段落しました今日にありまして、両 駅周辺のまちづくりに関していま一度考え るときが来ていると考えます。

住工共存の中で駅前の地域に居住環境を 形成されたことは、一定のまちづくりに成 果があったことと評価をいたします。特に 摂津駅におきましては、日々の生活面では 買い物等は歩いていけるような距離には適 当な商店がなく、隣接駅である摂津市駅や 千里丘駅周辺まで行かなければなりませ ん。さらに、自転車等の乗り物がない場合 には、モノレールで大日まで出向かなけれ ば食材の購入ができないこと等、現実の課 題として上がっております。

そこで、モノレール両駅の開発当初のまちづくりに関するコンセプトについてお伺いをしたいと思います。

また、以前から交番の設置について要望 もあったことと考えますが、いずれの駅も 近くには交番がなく、安心・安全なまちづくりを掲げる本市としましては、今後どのように整備を進めていくのか、また交番と同じく郵便局も近隣にはなく、利便性のよい環境づくりにはまだまだ至っていないというのが現状であります。その点についてもお考えをお伺いしたいと思います。

続いて、2番目の質問です。

「しゅくだい広場」及び「せっつ勉強部 屋」等の放課後学習についてであります。

まずは、「しゅくだい広場」についてで す。私が学校に通っておりました時代は、 まだまだ専業主婦の方も比較的多くおら れ、3世代同居の家庭もあり、児童が授業 を終えて自宅に帰りました折に、ご家族の どなたかが「お帰り」を言ってもらえる、 そういった時代でありました。私ごとにな りますが、私は父を6歳で亡くし、幼少期 をひとり親家庭で育ちました。当時、現在 のような学童保育などの制度はなく、今回 のような放課後学習はとてもいい取り組み であると感じております。核家族化が進 み、経済的な事情等も相まって共働きの家 庭がふえました。また、さまざまな事情か らひとり親の家庭も少なくはない時代とな ってまいりました。

現在、市内の小学校全てで開催をされている「しゅくだい広場」は、保護者はもとより、先生方にも非常に喜ばれています。 そこで、その「しゅくだい広場」ですが、 平成19年より実施、8年目で経過をしております。現在の状況についてお伺いしたいと思います。

続いて、「せっつ勉強部屋」についてです。これは主に中学生や高校生が落ちついて学習することのできる自習室のようなスペースを確保できないかという内容であります。

ある高校生ご本人及び別の保護者の方か らご要望をいただきました。高校の図書館 でも学習は可能ですが、時間の制限があり ます。さらに、学校が遠隔地にある場合、 できるだけ自宅に近い場所で学習を終え て、帰宅時の安全面を確保したいという内 容でした。特に女子学生の場合は、親御さ んも大変心配をされていました。また、現 状中学生については、図書館が利用ができ ますが、利用できる時間帯にも限りがあ り、クラブ活動を終えてからの時間帯で学 習を望んでもできないという状況もありま す。また、市立図書館には利用の制限があ り、中高生の学習環境というには至ってい ないと伺っています。市内には市のさまざ まな施設がありますが、そのスペースを活 用し、特に中高生に開放できる学びの場を 準備できないものかをお伺いしたいと思い ます。

1回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
 - (杉本生活環境部長 登壇)
- ○杉本生活環境部長 大阪モノレール駅周辺 についてのご質問にお答えをいたします。

大阪モノレール駅周辺につきましては、 平成9年の駅開業にあわせて土地区画整理 事業の手法で街路や駅前広場の整備を行っ たものでございます。

南摂津駅周辺には、大手スーパーも進出しておりますが、両駅とも多くの商店が立地する商業集積地域とはなっておりません。なお、鳥飼地区西部においては、モノレール開通後、企業グラウンド跡地にホームセンター、スーパー等が開業しており、買い物の利便性は向上しているものと考えております。

交番につきましては、大阪モノレール摂 津駅、南摂津駅付近に交番をという要望を 以前から地元自治会、市民からもいただいており、摂津警察署にも要望してまいっておりますが、大阪府下における犯罪や事故の発生状況や交番配置の地理的バランス等も総合的に勘案する必要があり、現状では増設は難しいとの回答をいただいております。

郵便局の新規設置については、人口が大幅にふえた場合等に検討すると日本郵便株式会社からの回答があり、本市での現状での設置は難しいものと考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 「しゅくだい広場」 の状況についてのご質問にお答えいたしま す。

本市においては、子どもたちの学習習慣の定着と進んで学習課題に取り組む姿勢を育む、いわゆる自学自習力の育成のために平日の放課後、全小学校で「しゅくだい広場」を開設しております。週当たり平日の1日または2日の放課後に各校の図書室などを利用し、学習サポーターとして登録された地域人材や学生が児童の指導に当たっております。対象児童は原則3年、4年生でございますが、5年生、6年生にまで広げている学校もあり、各校おおむね15人から20人が参加しております。

また、土曜日の午前中に小学校3年生から6年生を対象とした「土曜しゅくだい広場」を教育センターと鳥飼西小学校わくわくルームの市内南北2か所において開設しております。退職教員や学生が学習サポーターとして子どもたちの指導や相談に当たっており、平均するとおおむね15人が参加している状況でございます。

次に、中高校生の自習スペースを公共施 設内に確保できないかとのご質問にお答え いたします。

現在、本市において中高生の自習が可能なのは、鳥飼図書センターの自習室がございます。中学校の定期考査前などには満席の状況となっております。それ以外の公共施設については、自習を目的とした部屋はなく、スペースの確保についても困難な状況でございます。

- ○渡辺慎吾議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 2回目の質問です。

まず、1番目のモノレール駅周辺について、平成9年に土地区画整理が行われ、交番や郵便局の設置については、今回再度関係機関に再確認いただいたお話をお伺いいたしました。

当初モノレールの開通に伴い、本市では 人口10万人規模のまちづくりへの目標値 もあったとのお話を伺ったことがありま す。それは単なる数値目標だけであったの かどうか、今からでもできることについ て、できることはさまざまなアイデアを出 し、より住みやすいまちづくりについて取 り組んでいく必要は大いにあると思いま す。行政としてまちづくりに関して提示で きる内容にも範囲があることとは思いま す。土地所有者の方への思いも大切にしな ければならないこともあります。今後、生 活の利便性の向上や地域の方々のきずなを 育む地域行事への本市からの支援について のお考えをお尋ねしたいと思います。

また、今後交番の設置への課題が大きいようであれば、そこに住居を構える市民の安心・安全はどう担保していくのか、さらに考えていく必要があります。交番の設置が難しいようであれば、例えば移動交番を配置できないものか、また駅前ロータリーには一定のスペースがあります。そこにパトカー待機所の表示を行い、定期的にパト

ロールについていただくことはできないも のでしょうか。その点についてのお考えを お伺いします。

続いて、2番目の「しゅくだい広場」について。本市の各小学校での「しゅくだい広場」の現状の取り組みについておおむね理解ができました。担当所管の皆様方や教育現場の先生方のご努力に敬意を表したいと思います。今までの取り組みの観点として、どちらかといえば、放課後の子どもの居場所づくりや学力向上の目的で進められた面もあるのではないかと思います。親御さんのご意見としては、毎日でも開催してほしいという要望もあります。しかしながら、現実には野童面やサポーターさんの人材確保への課題もあろうかと考えます。

そこで、平成25年度の決算概要を見ま すと、これらの取り組みは教育指導費の中 で学習サポーター派遣事業として約590 万円が計上されています。この予算は授業 でのサポーターさんの費用も含まれている と考えますので、実際の「しゅくだい広 場」に充てられる費用はさらに少なくなっ ていると考えますけれども、単純に小学校 10校で分けますと、1校当たりは年間5 9万円となり、さらに10か月で考える と、一月当たりでは約6万円弱となりま す。できれば、対象の学年をさらに拡大 し、開催回数に関しても充実していただけ るような予算措置も今後の実効性のある課 題としての取り組みをお願いしたいと思い ます。

続いて、「しゅくだい広場」の運営に当 たってくださっている人材の確保について お伺いしたいと思います。

現在、市内の保育所や幼稚園の保育士さんの募集についても、ホームページで多く

の機会で掲載をされています。同じように 考えるとすると、「しゅくだい広場」のサ ポーターさんの確保も十分であるのかどう か、心配になるところでございます。

そこで、現状サポーターさんの確保についてどのような方法で取り組まれているのか、この点についてお伺いをいたします。

次に、「せっつ勉強部屋」について、鳥 飼図書センターについては、有効活用が進 んでいる旨理解ができました。市民図書館 については、一般の利用もあるため、利用 の制限があることも考えられますけれど も、市内に限られた学びのスペースになる ため、机等の配置を見直し、また利用期間 や時間の範囲を設けるなどして、中高生も 学習に活用できるようにご検討いただきた いと思います。

また、コミュニティプラザ1階の交流スペースもありますが、どなたも気軽に利用していただけるように配慮した空間である反面、落ちついて学習できる場としては適していない面もあります。コミュニティプラザは駅前にあり、利用しやすい環境にあります。稼働率を確認いたしますと、かなりの高い実績になっています。しかしながら、中高生が放課後となる夕刻の時間帯には空き部屋となる部屋もあります。管理者との調整もあろうかと思いますけれども、ぜひともよきアイデアで実現していただきたいものであります。

近隣市の状況確認ということで、先日お 隣の茨木市の取り組みを現地視察してまい りました。市民総合センターの会議室1室 を常時自習室として開放しています。定員 は26名で、朝9時半から夜は9時半まで の利用が可能です。茨木市在住者もしくは 在勤・在学者が対象となっておりました。 予約につきましては、他の施設のようにイ ンターネットを使ったウエブ予約ではなく、記載された専用の利用票をもとに職員が受け付けをしておりました。受け付け業務には、指定管理者に当たる文化振興財団の職員が全体の管理と兼任して担当されておりました。自習室はその管理事務所の近くに配置されており、室内には専従員はいませんが、目の届く範囲での運営をしております。

担当の方に利用マナーについての質問を しましたところ、利用者に事前にパウチを した番号札が渡され、その裏面に注意事項 が記載され、一定のルールづくりをしてお りました。頻繁にはないようですが、利用 の方から騒がしいという苦情があった場合 のみ、職員がその対応に当たっているとい うことでした。そういう点から考えます と、本市としても指定管理者に呼びかけ、 実現、実施へ向けての道も大いにあるので はないかと考えます。

市内には千里丘駅前のフォルテの会議室があり、摂津市駅近くのいきいきプラザもあります。そして、公民館もあります。いずれもそれぞれに管理者がおられますので、ぜひいま一度実現への意欲を燃やし取り組んでいただきたいことを強く要望いたします。

他市の方が本市に引っ越しを考えられた 場合に、教育に関しての環境の一つにその ような設備が整っているということは、本 市の教育にかける思い及び摂津市としての 大きなイメージアップにもつながることは 間違いものと確信をいたします。

また、最近茨木市駅の近くに会員制の有料の自習スペースもオープンしております。今後費用面での課題があるようであれば、場合によっては駐輪場運営のように一般向けには有料で施設利用も視野に入れて

はどうかと考えます。どうか重ねての要望 になりますが、摂津の未来のためにもご尽 力をいただきたいことを強く要望し、2回 目の質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 大阪モノレール駅周辺 の活性化とまた交番の設置等についてのご 質問にお答えをいたします。

大阪モノレール駅周辺の活性化につきましては、現状商業集積が形成されておらない状況で非常に難しいものがあるとは考えておりますけども、駅周辺の店舗等が協力されて活性化等に取り組まれる場合については、助言や助成等を行っていきたいと考えております。

交番についてですが、移動交番車等についても、摂津警察にお聞きをいたしております。移動交番車などは、交番所が近くになく、事件や事故が多い箇所で巡回するもので、現在大阪府下に8台が配備されているようでありますが、大規模な行事開催時等に実施するもので、本市での配備等は難しいというふうなことも聞いております。

また、パトカーにつきましては、基本的には市内を巡回するということになっておりまして、交番所が待機場所となっております。議員ご指摘のように、駅前広場等での待機等、交番所以外に治安上必要と思われる場所での待機について、摂津警察署に要望してまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 学習サポーターの活 用についてのご質問にお答えいたします。

学習サポーター派遣事業では、各小学校に約320時間割り当て、授業での学習支援や放課後の「しゅくだい広場」での支援等に活用しております。

昨年度の「しゅくだい広場」での活用実

績としましては、各校2名から4名を配置 し、平均36回実施いたしております。

また、学習サポーターの確保の方法でございますが、各校からの地域人材への依頼が中心でございますが、それに加え、教育委員会といたしましても、大学等でのポスター掲示やチラシの配布、退職教職員の会への依頼等を行っているところでございます。

次に、中高校生の公共施設内の自習スペースの確保についてのご質問でございますが、子どもたちの学力を向上させるためには、学習習慣の確立が重要なポイントとなります。日々の宿題に丁寧に取り組む姿勢は、自主的な学習や定期考査前の計画的な学習の取り組みへとつながってまいります。そのためにも放課後や休日に静かな環境の中で学習できる居場所づくりが大切であると認識しております。

教育委員会といたしましては、先ほど申し上げましたように、現状では困難な状況がございますけども、小・中学生や高校生の自学自習力の育成のための学校以外の学習スペースの確保につきまして、関係各部署と情報交換しながら検討してまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 3回目のご質問をさせていた だきます。

1番目のモノレール駅周辺についてでご ざいます。

移動交番や待機所の設置について、市として直接的には手の尽くせない課題もあろうかと思います。しかしながら、市民の皆さんの安全・安心を関係機関に訴え続けていくのは、我々の大きな使命であるというふうに感じております。今後も関係機関には、具体的な内容を何度も提示しながら、

粘り強く実現に向けて取り組みを続けてい ただきたいことを強く要望いたします。

最近のモノレール両駅周辺では、週末になると爆音を鳴り響かせ暴走を行う車両も後を絶たない状況です。今は冬でまだましな状況ですが、夏場に窓をあけて、就寝時にマンション等で反響し響き渡る騒音は、本当に精神的なダメージが大きいものがあります。駅前にお住まいの方からは、週末だけでもいいので、夜10時以降、二、三時間程度パトカーを待機させてもらえないかとの切なる要望もあります。

どうか諸課題もあろうかと思いますが、 両駅ともに間断なくお住まいの方は、中央 環状線や近畿道からの車両による騒音に悩 まされ続けてられています。そこに上乗せ をしての騒音で、本当に大変な現実があり ます。駅周辺の治安向上、何としても全力 を投じていただきたいことを重ねて要望い たします。

そして、駅周辺には比較的子育で世代のお若い年齢層の方が多くおられます。例えば、地域行事として地域の活性化のために子ども会や青少年団体及び自治会、諸団体からイベント開催への要請が生じた場合は、ぜひとも助成や開催支援にご努力をお願いしたいと思います。

いつまでも住み続けたいまち摂津構築の ために各所管が知恵を出し合って、こんな 方法もあったのかと、誰もが驚くようなま ちづくりのさらなる構築をここに強く要望 いたします。

2番目の「しゅくだい広場」のサポーターさんの確保について理解ができました。 今回の本会議の意見書の一つとして考えておりますけども、放課後学習について今までは子どもの居場所づくりや学習向上が目的となっておりました。今後、女性が輝く 社会ということで、放課後学習プランの実施も見込まれております。さまざまな予算措置も新たな観点から考えられていますので、先行して最高のプランを築き上げていっていただくことを要望し、質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 水谷議員の質問が終わりま した。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、質問いたしま す。

国立循環器病センターが紆余曲折を経て 吹操跡地に決定されて、吹田、摂津両市で いろいろと取り組みをしておるんですけれ ども、このことについていろいろ吹田地域 のほうでも雑音が聞こえてまいります。そ ういうことの整理のために今回質問をさせ ていただきます。

平成28年4月にまち開きが予定されて おる吹田操車場跡地のまちづくりにかかわ って質問いたします。

操車場跡地に隣接をする下水処理場跡地について、吹田市側から本市が意図しない土地利用に関する話が漏れ聞こえてまいっております。これは本市の主権を無視し、大部分が吹田市の所有という立ち位置を振りかざして、これは本当に自分勝手な振る舞いだと思うんですけれども、吹田操車場跡地まちづくり基本計画を踏まえた現状と市の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

下水処理場は前にも申し上げましたけれども、三島町時代の昭和36年に企業用地を買収し、ニュータウンの建設に伴う下水処理場施設用地として利用するとの一方的な対応の中で、町民と一体となって国や府等に対して陳情を展開しながら、生活環境

維持のために活動を進めてまいりました。 当時の地元代議士の仲介により苦渋の決断 を下して受け入れた経緯があり、その後、 平成25年9月の廃止に至る約50年を超 える立地を容認してきた歴史があったこと は、地元住民、摂津市民誰もが理解すると は、地元住民、摂津市民誰もが理解すると ところであると思っております。このような 経緯の中で、摂津市として下水処理場の廃 止の二文字を掲げられ、私自身も当時吹田 市の議長団にも直接訴え、さらに同僚議員 も下水処理場問題の歴史を踏まえながら、 常々訴えてまいったところであります。

摂津市議会も行政と一丸となって訴えてきたことが、今回の結果を得られたものだと思っております。私は苦渋の決断をして廃止へと取り組みの経緯をかみしめると、摂津市域の操車場跡地まちづくりと下水処理場跡地まちづくりは、これからの摂津市におけるまちの発展に寄与されるべき役割を担っておるものと思っております。

また、国立循環器病研究センターの移転に関する問題は、下水処理場跡地は将来の建て替えリザーブ用地としての役割を担っていると認識をしております。さらに、医療クラスター形成のための活用も聞き及んでおります。そのことが吹田操車場跡地に国立循環器病研究センターが移転することが決まった大きな要因であったと認識をしています。その動きや取り組みについてもあわせてお聞きしておきます。

私はこれからの取り組みは、南千里丘まちづくりと同様に摂津市の将来の大きな影響を与えるものと思っております。これからは本市の主体性が重要になってくるとの思いから、今回の一般質問はこの1点に絞ってさせていただくもので、この点を理解されて答弁を求めます。

とりあえず1回目の質問はそこまでで

す。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 吹田操車場跡地まちづ くりの現状と今後の取り組みについてのご 質問にお答えを申し上げます。

本市が平成21年9月に策定いたしました吹田操車場跡地まちづくり基本計画におきまして、区画整理事業区域の7街区及び下水処理場につきましては、都市型居住ゾーンとして位置づけ、居住環境を備えたまちづくりを前提に取り組んでおりましたが、当初計画になかった国立循環器病研究センターの移転決定によりまして、特に下水処理場跡地への影響が生じている状況にあるものと認識いたしております。

同研究センターの移転に伴います産官学 医療の連携が国、府、そして企業などから 期待されている反応も聞き及んでおり、そ の集大成として医療クラスター形成機能集 積が唱えられる現状になってきておりま す。

下水処理場跡地の大部分は、吹田市の所有でありますが、その位置は摂津市域であり、当然ながら本市が主体性を堅持し、さらに周辺地域への影響や本市の発展に寄与されない土地利用はあり得ないことと思っております。

そのため、現在吹田市と新たな土地利用 計画案について協議を進めており、さらに 吹田市では本市と連携し、医療クラスター 形成にかかわります企業、大学などへのア ンケートを展開しており、社会的反応も確 認しながら、さらに市民、行政が苦渋の選 択を余儀なくされました今日に至って歴史 の上で、下水処理場が設置されました経緯 を十分踏まえまして、跡地に対する地区計 画案の策定を進めてまいりたいというふう に考えております。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 木村議員。
- ○木村勝彦議員 部長から今答弁をいただい たんですけれども、そういう経緯の中でも 以前には学校施設がそこへ進出するという ような計画が出てきました。その辺では、 我々は都市型居住ゾーンというところにそ ういう文教施設が来たら、税収も入ってこ ないし、市民の人口もふえないということ で、我々は反対をしている、このことを議 会でも取り上げました。その問題は行政間 ではそういう話にはなっておりません。し かし、現在もなおかつ今でも下水処理場、 あるいは摂津市域の土地も含めて、そこに 何をつくるかということの計画を個人的に 勝手につくって動いておられる方もいらっ しゃるというふうに聞いております。そう いう点では、やっぱりここで行政がどれだ け主体性を発揮できるかということが大き なテーマになってまいります。そういう点 で、今の答弁を踏まえて2回目の質問をし たいと思います。

摂津市の将来を占う操車場跡地のまちづくり、さらに下水処理場跡地の土地利用について、今の現状とこれからの取り組みについての答弁を受けましたが、吹田市側で本市が意図する動きと相反する話や動きについて、本市にとって非常に遺憾な反応としか言いようがないと思います。

そこで、市として今以上に主体性を堅持をして、摂津市の発展と地域環境の維持を前面にして、吹田市を初め関係者間の協議に臨んでもらいたいと思っております。そういう点では、やはり今まで行政間でいろいろと吹田市の副市長なり摂津市の副市長としていろいろと対応されてこられた副市長の答弁を求めたいと思います。

- ○渡辺慎吾議長 副市長。
- ○小野副市長 木村議員さんの1回目の質問 の中で言われたとおりでございまして、ここで改めて確認の意味でも申し上げたいと 思います。

確かにあれほどの土地でございますので、過去において近隣大学の問題もございました。お断りをいたしました。それで、木村議員さんが言われた、いわゆる大規模小売店舗だと思いますが、そういうことも風聞には一部私の耳にも聞こえております。吉田部長から答弁いたしましたとおりでございますが、改めまして4点思っておりまして、一つは今日まで正雀下水道処理場跡地につきましては、本市、吹田市、国立循環器病センターの三者の医療のクラスター拠点用地ということで確認をいたしておりますし、これについては何ら変わりはございません。

2点目に、吉田部長なり木村議員が言われてましたように、平成30年開業予定のこの国立循環器病研究センターの将来の建て替え用地のリザーブ用地であると、処理場跡地がと、このことについても確認をいたしております。

三つ目には、正雀処理場の跡地は全て本 市内にあるというこの大きな事実がござい ます。なおかつ、そのうちの6,000平 米は摂津市が有している土地であると、こ の4点をもう一度申し上げたいと思いま す。

いずれにいたしましても、本市の主体性を堅持しながら、吹田市と、また国循ともより連携しながら全国発信できるようなまちづくり、街区づくりに努めてまいりたいと、かように考えております。

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 跡地に国循が来るといった ときに、吹田市と摂津市でやはり健康・医 療の一大医療ゾーンをつくっていこう、そ のためのいいまちをつくっていこうという ことで協議が調ったという私は認識を持っ ています。

そういう点では、今の吹田市の行政の動きとは別に、いろんな動きがあることについては、大変危惧をいたしております。そういう点では、やはり地区計画の案を早く決定をして、そういう動きをとめてもらうということが一番大事だと思っております。そういう点では、やっぱり当初の初心に返って、吹田市があそこに下水処理場をつくることによって、ニュータウンが完成し、そこの下水使用料が吹田市に入り、とういう恩恵を受けておられる反面、摂津の市民はその悪臭等で大変長年苦しめられてこられた、地域の住民が。

そういうことを踏まえたら、やはりお互 いにいいまちをつくっていこうということ であれば、やはりギブ・アンド・テーク、 お互いに譲り合うところは譲り合ってまち づくりをしていかないと、一方的に外野の ほうでそういう大型店舗を誘致するとか、 そういうことをやられますと、地区の住民 も迷いますし、その国立循環器病研究セン ターは吹田、摂津の市民だけではなしに、 日本的、あるいは世界的に一大医療ゾーン として大変関心を持たれております。そう いう点では、そういう世界に冠たる医療地 域をそこにつくっていくということになれ ば、やはり先ほど副市長のほうからも答弁 がありましたように、地区計画案をやっぱ り早く決定をしてもらうということをこの 機会に改めて強く要望しておきたいと思い ます。そのことを申し上げて、私の質問を

終わります。

○渡辺慎吾議長 木村議員の質問が終わりま した。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、一般質問に入る前ではありますけども、昨日、またきょうということで、冬型の気圧配置が非常に発達をいたしまして、平年よりも4倍程度の積雪があるような地域もございますし、またの積雪の屋根の雪おろしということで、お亡くなりになられた方々に対しまして、改めてご冥福をお祈りをしたいなというふうに思いますし、また停電等々もございますし、また避難されている方もおられますので、その地域の被害が最小限になっていくことを祈念していきたいというふうに思います。

それでは、順位に従いまして一般質問を させていただきます。

初めに、庁舎内の附属設備の改善について2点お尋ねをしたいと思います。

1点目は、火災報知機の誤作動についてでありますけども、この火災報知機を設置して火災により発生する熱、またこの煙や炎を感知した信号を受信機に送って建物の管理者に火災の発生場所を知らせるとともに、音響装置や非常放送設備による音声警報器を鳴動させて建物内におられる方々に知らせるとともに、避難と初期消火活動を迅速に行っていただくことを目的とした設備であるというふうにも思います。

一般住宅におきましては、火災から大切な命を守るという観点で、平成16年に消防法が改正されまして、住宅火災警報器を設置していこうということで、この平成18年6月から新築住宅で設置が義務化されました。そしてまた、既存住宅におきまし

ては、平成23年5月31日までに設置が 必要ということになりました。そういう中 で、本市におきましては、この市民の安 全・安心の向上と、そしてまた大切な命を 守っていこうということで、住宅火災警報 器の普及促進ということをされておられま すけども、この中でホームページや、また 自主防災訓練、また防火フェア、そしてま た老人福祉大会等々におきまして、必要性 のお知らせ、またパンフレットの配布で設 置啓発というものをされてこられたという ふうに思います。

また、アンケート実施で設置状況を把握されて、そしてまた点検についても相談にお答えしていくということも含めて、創意工夫を凝らして、またあらゆる機会を通していろんな方法で普及促進を進められてこられましたし、また今もされているんじゃないかというふうに思います。

普及啓発している側の行政の庁舎におき まして、近年火災警報器の誤作動が数回あ ったように記憶しております。誤作動が続 けば、火災警報器が鳴ったとしても、また 誤作動なのかなということで、本来の機能 である建物内におられる方々に知らせると ともに、避難と初期消火活動を行うといっ たことの認識が、来庁者の方、また職員の 方々も薄れていってしまうということが危 惧をされます。その誤作動の認識というも のが、もし根づいてしまえば、いざ本当の 火災が起こったときの行動が鈍くなる。そ してまた避難がおくれる。そしてまた、初 期消火活動といったことが手おくれるなる ということにつながっていくのではないの かなというふうに思います。

やはり有事が生じたときに、迅速でまた 緊張感を持って行動するという体制が望ま れるのではないのかなというふうに思いま す。そういうことからも、誤作動をなくして、起こってはいけないんですけども、本当の火災が起こったときのみ作動するよう、この火災報知機の更新を行っていくべきであるというふうに私は思いますが、この火災警報器の取替えの考え方について、まず1点目お尋ねをしたいなというふうに思います。

2点目でありますけども、照明器具のLED化についてであります。

今、社会的にも普及して、防犯灯、またさまざまな照明、そういったところで活用されているというふうに思います。そういう中で、今月10日にこの青色発光ダイオードの開発ということで、ノーベル物理学賞を3名の方が受賞されました。このことについて心よりお祝いを申し上げたいなというふうに思います。

照明のLED化におけるデメリットとい うことでは、蛍光灯と比較して、値段が高 いとか、また重たいとか、また長時間の連 続したデスク業務においては、少し目の疲 労の原因になるということもあるというふ うにも聞いておりますけども、その反面、 一般的なことでありますけども、このメリ ットということで消費電力量は白熱電球の 4分の1から5分の1であるというふうに もいわれておりますし、また蛍光灯と比較 しましても、40%から50%の削減がで きると、そして熱の発生も少ないというこ とで、空調の冷房効率が高まっていくんじ ゃないかということも言われております。 そしてまた、このことで光熱費の削減や電 力量が少ないということで、CO2の削減 ということで環境面にも貢献しているとい うこと、そしてまた温暖化防止にも大きな 役割を果たしているというふうにもいわれ ております。

そしてまた、寿命という観点も、4万時間から6万時間ということで、はるかに長いのが特徴であります。例えば、4万時間としても、1日10時間の使用で10年以上使用ができるというふうな計算にもなります。このため、交換する頻度が少なくて済み、また交換に手間がかかる高いところなどの照明には最適であるというふうにも思います。

また、このLEDは寿命になると照明が落ちてくるということだけで、故障のとき以外は突然切れることはないというふうにもいわれておりますし、また防犯灯関係ではありますが、紫外線をほとんど含まない照明器具を使用すれば、虫が集まることはなく、虫の死骸で器具が汚れることもないということも言われております。

そういう中で、また衝撃にも強いということで、外周部はシリコン樹脂などでコーティングされているということで、震災などでたとえ落下したとしても、割れにくいということでありますので、防災面という観点でもよいのではないのかなというふうに思います。

そういう中で、照明器具の取替えにつきましては、メリット・デメリットというようなこともありますが、そういうことを総合的に考えていく必要があると思うんですけども、このLED化のほうがやはりメリットが多分にあるんじゃないのかなというふうに思いますので、この導入をしてはどうかというふうに私は思っております。そういう中で、本市のこの導入検討についてどのように考えているのか、お尋ねをしたいなというふうに思います。

次に、2番目の市職員消防団の火災出動 についてお尋ねをしたいなというふうに思 います。

消防団につきましては、基本団員の条例 定数が360名に対しまして、本年4月現 在ではありますけれども、今336名の 方々で消防団業務を行っていただいている というふうに思います。そういう中で、地 域団体主催の防災訓練での防火防災の地域 リーダーとして、また火災発生時における 消火や減災などといった中で、昼夜を問わ ずの活動、またさらには歳末夜警における 市内の安全・安心向上への活動ということ を行っていただいているというふうに思い ますが、こういう活動を一つ一つとりまし ても、地域の方々から本当に心強いなとい うふうに、そういったご意見を聞くという ことは結構あります。そういう中で、昨今 消防団員のサラリーマン化や市外の勤務な どによりまして、平日の消防力が低下して いるということを懸念することを補足する ものとして、機能別消防団として3社の企 業さんにもご協力をいただいている現状で もございます。

そういう中で、もし昼間に市内で火災等が発生した場合、消防団員は仕事がある中ではありますけども、火災現場へ出動して消火活動などを行っていくということになるかと思いますが、そこで摂津市消防団員を任命されていて、本市職員の方の出動要件について、どういう要件があるのかお尋ねをしたいなというふうに思います。

3番目の環境保全協定に係る訴訟の現状 と今後についてお尋ねをしたいと思いま す。

本年11月10日に開催されました平成26年第1回臨時会に提案されました訴えの提起の件におきまして、全会派の賛成討論と全議員賛成でこの案件が可決をされて、訴訟を行うというふうになりました。 賛成討論等でもありましたけども、JR東 海鳥飼車両基地に隣接し、新幹線開業以降 の地下水汲み上げによって、昭和40年代 の著しい地盤沈下が生じた地域のこの自治 連合会、また老人クラブなどからのJR東 海の地下水汲み上げ計画阻止の要望書が出 されていることや、JR東海鳥飼車両基地 内での井戸掘削問題に対しまして、1点 目、地下水汲み上げ計画阻止の署名活動等 が全市的に行われているこの市民活動の現 状をどのように捉まえておられるのか。ま た2点目に、訴訟の今後のスケジュールに ついて、そして3点目に、市民等に対しま して、訴訟の進展状況などの情報公開が本 当に必要なんだろうなというふうに思うわ けでありますが、その情報公開についてど のように考えておられるのかお尋ねをした いなというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 総務部長。
 - (有山総務部長 登壇)
- ○有山総務部長 ご質問の市役所庁舎内の附 属設備改善の2点のご質問についてお答え いたします。

最初に、火災報知機の誤作動についてでございますが、平成26年4月から12月までの間、夜間や休日を含み計8回の火災報知機の鳴動がございました。その都度地下1階の集中管理室の防災監視板で警報箇所を特定し、現場で火災の有無を確認した結果、全て誤作動でございました。このような誤報の原因は設備の老朽化と湿度などが影響していると考えております。庁舎管理業務としまして、毎年2階の消防設備のおりますが、消防設備は経年劣化が生じています。今後の対応につきましては、計画的に取替えを行ってまいります。

次に、LED照明の導入のご質問につい

てお答えします。

LED照明は、蛍光灯にかわる電気消費量の軽減が図られる機器としてさまざまな箇所で導入普及しており、本市においても防犯灯の照明をLED照明にかえるなど、取り組みを行っております。

市庁舎におきましても、数年前より検討を行っておりますが、付随する安定器の交換が必要であることから、初期の導入コストが多額であることが最大のネックとなっており、導入には至っておりません。

また、事務所照明には議員も指摘されま したように、少し照度が強過ぎるという課 題も出てきており、今後の技術開発に注視 しながら導入を検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 消防長。

(熊野消防長 登壇)

○熊野消防長 市職員消防団の火災出動についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市職員で本市の非常勤消防団員として任命を受けておられる方は16名おられます。この方々が勤務時間中に消防団員として火災出動された場合など、職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、消防本部が発行する出動証明を添え、任命権者に届け出をして職務専念義務が免除されるものであります。

出動要件としては、本市の消防団出動区 分規定に基づき、当該分団に対して出動要 請があった場合で、消防団員である本人及 びその上司が出動することにより業務に大 きな支障を生じないと判断した場合となり ます。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。
 - (北野生活環境部理事 登壇)
- ○北野生活環境部理事 環境保全協定に係る 訴訟の現状と今後についてのご質問にお答 えいたします。

市民活動の状況につきましては、摂津市 自治連合会、鳥飼地区自治連合会、摂津市 職員労働組合など8団体からJR東海の地 下水汲み上げ計画阻止を旨とした要望書を いただいております。

また、鳥飼地区自治連合会、摂津市自治連合会では、署名活動の取り組みも進められております。このような市民活動は訴訟を提起した本市にとっては、非常に心強く、裁判所にも住民の思いが直接伝わるものと期待しております。

次に、訴訟のスケジュールにつきましては、来年1月30日に大阪地方裁判所において初回期日があり、公開で弁論が行われます。内容は原告による訴状の読み上げと被告の訴状に対する反論が行われる予定です。

最後に、情報の公開につきましては、広報紙の10月1日号、12月1日号の一面への記載、報道機関への情報提供、自治連合会や老人クラブ連合会等の市民団体への説明、ホームページへの掲載等を実施してまいりました。今後もJR東海車両基地井戸掘削問題に関する新たな情報や裁判の日程等、機会を捉え市民の皆様に情報提供してまいります。

- ○渡辺慎吾議長 村上議員。
- ○村上英明議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

まず、1番目の庁舎内の附属設備の改善についてでありますけども、初めにやはり 火災報知機の誤作動、これにつきまして は、火災報知機が鳴動したときにやはり誤 作動かなということの認識が初めに出ると いうことが一番怖いというふうに思いま す。そういう意味で、起こってはいけない んですけども、本当の火災が起こったとき に避難を起こす行動がおくれる、また初期 消火活動といったことがおくれるということにもつながっていくのではないのかなというふうに思いますので、やはり安心・安全を高めるために万が一の事態にも素早い避難、また初期の消火につながるように少しでも早くこの火災報知機の取替えをお願いをしたいなというふうに思います。

そしてまた、この取替えまでにやはり多少期間があるかと思いますが、その間しっかりと点検もしていただいて、点検を実施をしていただくことをお願いし、これは要望とさせていただきます。

2点目の照明器具の件でありますけども、空調の冷房効率が高まっていくとか、またこの光熱水費の削減、また CO_2 の削減といった環境にも貢献し、そしてまた地球温暖化防止にも大きな役割を果たすということ、また寿命が長い、また衝撃に強く、地震などで落下しても割れにくい、そういったことのメリットも多くありますので、そういう意味でしっかりと導入を検討していっていただきたいなというふうに思います。

この附属設備に関して1点質問させていただきたいというふうに思うわけでありますが、空調機の更新についてお尋ねをしたいなというふうに思います。

この庁舎内の空調機につきましては、これまでも点検といったことでメンテナンスを行ってこられたというふうに思いますけども、この設置が平成5年に設置をされたということで、一般的な更新の目安としております20年を経過しているというような状況になっております。これまでも故障したことも数回あったというふうにも記憶

しておりますけども、やはり故障によって来庁された方や、また職員の仕事といったこともそうでありますけども、夏季、また冬季などといった中での健康面にも影響を来してはやはりいけないというふうに思いますし、また運転状況や耐用年数からも、そろそろ更新時期を迎えているのではないのかなというふうに思いますので、この空調機の更新をどのように考えておられるのかということでお尋ねをしたいなというふうに思います。

次の市職員消防団の火災出動についてでありますけども、摂津市内の火災等での出動要件として、所属の分団に出動要請があって、そしてまた業務に大きな支障が生じないと判断した場合ということでご答弁であったというふうに思います。

そういう中で、本市職員として摂津市内 の火災等の発生時におきまして、行政の使 命として住民の安全・安心を守るというこ とは本当に重要なことだろうなというふう に思うわけでありますが、そこで他市町村 に居住されて、そしてその居住地の消防団 員に任命されている本市職員もおられると いうふうに思いますけども、その職員の方 が消防団員として摂津市内の火災現場など での活動、またその逆で本市消防団員で他 の市役所に勤務している方が職場の行政区 内での火災現場などでの活動ということが できれば、社会を支える人たちが少し減り つつあるという中での少子・高齢化問題 と、また消防団員のサラリーマン化や、市 外の勤務などによって、平日の昼間の消防 力低下といった問題を解決する一つにもな るのではないのかなというふうに思うわけ でありますけども、この点について制限等 も含めてお答えを願いたいなというふうに 思います。

次に、環境保全協定に係る訴訟の現状と 今後についてということでありますけど も、この東海道新幹線開業して50年が経 過するという中でありますが、沿線住民の 方はこれまで本当に地盤沈下、また騒音振 動、テレビの電波障害などといった新幹線 公害が生じたにもかかわらず、東海道新幹 線と共存共栄を図ってこられたというふう に思います。車両基地を建設する際にも 成、また反対の議論も多くあったというふ うにも認識をしておりますが、やはり協力 をした市民の思いというものを、JR東海 にもわかっていただきたいなというふうに 思うわけであります。

そういう中で、現在におきましても、新 幹線鳥飼車両基地前まで行って新幹線を見 ておられる家族の方を本当に多く目にしま すし、そういうことは摂津の子どもたちに とって自慢できる場所なんだろうなという ふうに思います。そしてまた、憧れの場所 でもあるということだと思いますので、夢 と希望を与えてくれるものだというふうに 私は思っております。

そういう中で、歴史的に見れば、過去の 地盤沈下が生じた結果を受けて、昭和52 年に地下水を汲み上げないとするこの環境 保全協定を摂津市と当時の国鉄と締結した。そしてまた、同時期に市内75社とも 協定を締結したということで、今この地盤 沈下現象ということの安定が図られており ますし、また環境が保全されているという ことだというからこその経過を認識していただり で、歴史的なこの経過を認識していただり で、歴史的なこの経過を認識していただま 市民として環境保全協定を遵守している現 状について、日本を代表する企業のJR東 海も企業市民として認識をしていただきた いなというふうに思います。

そういう中で、今回の訴訟におきまして、やはり市民・議会・行政が一体となってオール摂津で取り組んでいることをしっかりと認識していただいて、この訴訟の趣旨が認められるよう取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

また、この訴訟中におきましても、新たな情報をさまざまな方法で市民等に公開していただくよう要望しておきます。

以上で2回目の質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 総務部長。
- ○有山総務部長 ご質問の庁舎の空調機の更 新についてでございます。

市庁舎の空調設備は、本館1階、新館1 階、それとこの議場についてはガス吸収式 の空調設備で、それ以外は電気による空調 設備となっております。ガス吸収式の空調 では、執務スペースをエリアごとに稼働さ せることができないため、現在時間外や休 日の空調機の運転が課題となっておりま す。また、新館、本館の電気式の空調設備 が最近老朽化に伴う故障が起こるようにな り、計画的な設備更新が必要となっており ます。

この空調機の更新には、約5億5,00 0万円と多額の費用がかかることから、現 在庁舎総合整備事業支援業務委託を行い、 本庁舎等の空調システム更新について、設 備更新の手法、財政負担の軽減について調 査・検討を行っております。今後この検討 結果を受け、年次計画を立てながら更新を 行っております。

- ○渡辺慎吾議長 消防長。
- ○熊野消防長 消防団の行動につきましては、消防組織法第18条第3項で、消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長または消防署長の所轄のもとに行動する

ものとし、消防長または消防署長の命令が あるときは、その区域外において行動する ことができると規定されております。した がいまして、消防団員の市外での活動は、 消防長または消防署長が別に命令する必要 がございます。大規模山林火災や出動場所 が市域境界での通報時に確定されていない などの場合を除き、消防団員が区域外、つ まり市外へ出動し、活動することは極めて まれでございます。

また、この場合でも消防団員の活動の安全管理と二次災害防止のため、受援側の現場指揮者は必ず活動人員の把握をする必要がございます。

本市消防団が他市等への応援をする必要があると判断した際には、個人ではなく、部隊での応援派遣を原則といたしまして、分団長が団員を指揮監督しながら、現場指揮者の管理のもとで活動を徹底し、消防団員の安全確保に努めてまいるということになっております。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 村上議員。
- ○村上英明議員 それでは、3回目でありますけども、1番目の庁舎内の附属設備の改善の空調機の件についてでありますが、先ほどございましたけども、新館1階は一つの空調システムで賄っているということでありますので、故障すれば新館1階の全体に影響を及ぼすということにもなってこようかなというふうに思いますし、また一部の方が時間外や休日等々で仕事をされるという場合におきましても、新館1階全体の運転ということで、本当に非効率ではないのかなというふうに思います。

また、先ほど答弁にもありましたよう に、更新においては5億円を超える多額な 費用を要するということでもございますの で、そういう意味では費用面もそうでありますけども、庁舎機能の維持管理、また安全確保、利便性の向上、また環境面を配慮して、そしてまた財政面からも更新費用の軽減を図りながら、計画的な更新をお願いをしたいなというふうに思います。

消防団の件でありますけども、やはり広域的に消防団としての協力ができれば、今の2回目の質問等々で申し上げました平日の昼間の消防力の低下ということでも、本当に大きく寄与するんではないのかなというふうに思いますので、そういう意味では地域連携、また広域的な消防力の強化という面で、これからもさまざまなところで発言もしていただいて、また検討もしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に従いまして質問させていただきます。

国立循環器病研究センターとの健康づく り連携についてお尋ねいたします。

先ほど同じ会派の木村議員のほうからこの吹操跡地のハードの面についての質問がありました。私は健康づくり、ソフトの面についてお尋ねをいたします。

先ほどの木村議員の質問の中にありましたように、平成30年度に国立循環器病研究センターがJR操車場跡地に移転するという話がございました。私はこの世界有数の医療研究機関の移転を機に、摂津市が国循と連携して保健・医療の取り組みを展開していくことが、健康で安心して暮らせる摂津のまちづくりにつながると考えてお

り、その検討状況については強い関心を持っております。そうした観点から、さきの 9月議会の一般質問では、健康・医療のま ちづくりの検討の方向性をお聞きし、理事 者からは健康づくり推進協議会に部会を設 置し、来年度末には国循移転を見据えた健 康・医療のまちづくり計画を策定するとの 答弁をいただきました。摂津市としても、 国循との連携に向けて取り組んでいく姿勢 をお聞きできたと感じております。

しかしながら、一方では摂津市民から見ますと、全国、あるいは世界規模での課題を扱うナショナルセンターである国循に対しては、なじみが薄い、あるいは敷居が高い、気軽に受診しづらいというイメージがあるのも否めないのではないかと感じております。

国循の移転のメリットについては、市民 目線からはなかなかわかりづらい印象があ ります。そこで、摂津市として国循移転の メリットについてどのようなものを考えて いるのかお伺いをいたします。

また、国循との連携については、ことし 7月から始まりました吹田操車場跡地を中心にした健康・医療のまちづくり会議において、国循との議論がスタートしたとお聞きしております。国循との連携に当たっては、何といいましても、これまで地域医療を支えてきた医師会、歯科医師会、薬剤師会の理解、協力が必要であります。そこで、国循と三師会の連携について現状をお聞きしますとともに、あわせて国循と本市の連携の現状についてもお伺いします。

以上で1回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。 (堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 上村議員の国立循環器病 研究センターに関するご質問にお答え申し

上げます。

まず、国循、国立循環器病研究センター の摂津市民にとってのメリットについてで ございます。

循環器病を発症した場合、急性心筋梗塞や脳卒中等の治療は時間との勝負と言われており、世界最先端の技術を持った医療機関が摂津市域に隣接する場所に立地し、受け入れ態勢が整っているということは、摂津市民にとって大きな安心の確保につながるものと考えております。

また、国循では循環器病の予防にも重点 的に取り組んでおり、生活習慣病や健康づくりの情報を随時発信いたしております。 例えば、国循に市や保健センター、医師会 等の事業に協力いただければ、市民が健康 に関する情報に接する機会がふえることに なり、市民の健康意識の向上が期待される などのメリットがあると考えております。

本市といたしましても、国循移転のメリットを市民が実感していただけるよう継続的に国循との協議を行い、連携強化に取り組むとともに、市民への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、国循との連携についてでございま す。

国循は地域に密着しつつ、循環器病の予防と制圧の拠点づくりを行うことを掲げ、 医療関係者や行政等と連携したモデル事業の実施等を表明されております。これに対し、摂津市医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会からは10月31日に開催されました第3回健康・医療のまちづくり会議におきまして、今後国循との連携を深めるとともに、国循の事業にできる限り協力したいとの意見表明があり、双方において連携の方向性が確認されたところでございます。国循が提唱するモデル事業の内容はま だ示されておらず、連携の具体的な内容に つきましては、今後議論を深めていくこと となります。

議員ご指摘のとおり、国循との連携に当たりましては、本市のみならず、保健センターや三師会等が国循としっかりと協力関係を構築していくことが重要と考えております。そのためにも、本市では平成30年度に向け、国循と三師会とのパイプ役として相互の関係が深まるよう調整等に努めるとともに、本市の事業はもちろん、保健センターが実施します保健事業への協力を求めるなどいたしまして、国循との関係を一層深めてまいりたいと考えております。

また、本市と国循との連携の状況でございますが、先月のせっつ市民健康まつりでは、国循に展示コーナーを設置いただき、初めて参加いただきました。来年1月には、本市が実施いたします市民健康教室において国循から講師をお招きし、生活習慣病の予防について講義をいただく予定でございます。今後はこうした連携をきっかけに、国循との連携の裾野をさらに広げるべく取り組んでまいります。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時 再開)

- ○渡辺慎吾議長 再開いたします。上村議 員。
- ○上村高義議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

先ほど1回目の質問におきまして、国循を移転することのメリットということと、 国循と連携ということでの答弁がありました。

メリットにつきましては、近場に隣接するところに来るということでありますし、

具体的にはこれからどういう取り組みするかというふうにこれからなると思いますけども、それがわかった時点でできるだけ早目に市民にも公表していっていただきたいということで要望としておきます。

また、国循と三師会との連携でありますが、本市では総合計画の中で保健所、あるいは保健センター、医師会、歯科医師会などと連携と役割分担のもと、保健体制の機能強化を図るという施策を展開しております。この中に平成30年度以降、新たに国立循環器病研究センターが加わることになるわけです。

私は国循が摂津市の地域医療にかかわることで、この関係性がどうなっていくのかを注目しておりますが、国循という存在が市民にとってプラスに作用していくためには、このスクラムの輪に国循もしっかりと入っていただかねばならず、そのために国循と三師会とをつなぐ行政の役割が重要であるというふうに考えております。理事者から相互連携の強化に努めるとの答弁でありましたが、引き続き取り組みをお願いしたいと思っています。これも要望としておきます。

さて、先ほど理事者の説明では、国循は 地域に密着しつつ、循環器病の予防と制圧 の拠点づくりを行うことを掲げておるとの ことでした。私もインターネットで調べて みますと、国循からは国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成に関 する基本的な考え方(案)という資料が発 表されています。内容は、国循が操車場跡 地へ移転した後の取り組みの基本的な考え 方等をまとめたものであります。健康寿命 の延伸を目指した予防医療への取り組みの方向性 が示されております。いずれも2025年 問題、健康寿命の延伸などの課題を見据えた取り組みであります。摂津市としても、 今後積極的に協力していくものではないかと考えております。

そこで、国循が公表しております具体的な取り組み、中身について説明をしていただくとともに、これに対し摂津市としてどのように対応していくのかをお伺いしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 上村議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

国循が考える操車場移転後の取り組みの 基本的な考え方についてでございますが、 地域との連携を念頭に置いたものといたし ましては、健康寿命の延伸を目指した予防 医療の取り組みといたしまして、地域医療 関係者、行政、企業と連携した先駆的な循 環器病予防モデル事業の実施、要介護に至 る最大要因である脳血管疾患等の重症化や 再発を予防するためのモデル事業の実施、 患者データの蓄積分析等、予防医療による 医療費削減効果の検証、それから効果的な 予防医療の確立と医療関係者、研究者、市 民への教育啓発、また先制医療の実現の取 り組みといたしましては、近隣住民、医療 関係者、自治体等と協力しつつ、世界水準 に匹敵する吹田コホート研究の拡充を目指 すなどがございます。これらにつきまして は、現時点ではモデル事業の具体的な内容 を示されておりませんので、具体的な連携 の取り組みにつきましては、まだ現在議論 は行われておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、団 塊の世代が75歳以上になることによっ て、医療・保健・福祉、医療ニーズが増大 する、いわゆる2025年問題への対応、 そして健康寿命の延伸につきましては、国 のみならず、我々基礎自治体におきまして も喫緊の課題と認識いたしております。

国の調査等では、人々が長く健康で生活することを阻害する要素といたしまして、循環器病が大きなウエートを占めているとのデータもございます。国循が目指すいずれの取り組みにつきましても、そのような課題にアプローチするものであると考えております。摂津市といたしましては、できる限りの協力を検討いたしまして、摂津市民の健康寿命延伸の推進を図ってまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 上村議員。
- ○上村高義議員 それでは、3回目の質問を させていただきます。

国循との連携ということについて質問してまいりましたが、現状では平成30年度スタートに向けた準備段階であるということであります。ただ、1回目の質問でありましたように、答弁の中で10月31日の第3回健康・医療まちづくり会議において、国循と摂津市の三師会との会議の中で、双方がお互い協力していきましょうという合意がとれたということでは、非常に前進した取り組みではないかと思っていますし、これは大いに評価したいと思っています。

実は私の身近なところで、最近心臓疾患に関する件が2件ありました。一つは茨木市の病院で心臓のカテーテル手術をしようとしたんですけども、そこの病院では手に負えなくて、急遽そこから緊急搬送されて、国循に行って手術を受けたと、そして最新鋭の手術支援ロボット、ダヴィンチというのがあるんです。ダヴィンチで手術をされたということで、非常に切り口も少なくて済むし、手術も成功したということ

で、手術10日目ぐらいから、10日過ぎ た時点で職場復帰されて、今はもう元気に 仕事をされてます。

もう一件は、家で心筋梗塞になって、救 急要請して、摂津市の救急車で吹田市の最 近開業した病院に搬送されて、応急処置を されて、今では日常生活ができるぐらいま でに復帰しとるということであります。そ ういった意味で、非常に国循が近くに来る ということは、市民にとってもそういう利 便性もありますんで、早くその関係性を構 築していただきたいと思っています。

それと、健康づくりについては、現在「健康せつつ21」、摂津はこれに基づいて取り組んでおるわけですけども、この中でやはり循環器疾患ということで、健康診断をしていこうということを取り上げてますし、その大きな役割は保健センターで今担っておるわけですけども、平成30年度にはこの健診率、今現在28.8%の健診受診率なんです。それを60%に上げようという目標を掲げております。

一方、そういった意味で、摂津の健康づくりはこの「健康せっつ21」に基づいて行っておりまして、その具体的な例は総合計画に記載されております。そういった意味で、現在の健康づくり、新たな国循との関係、このことについて今後非常に連携というのが重要になってくると思っています。

そういった観点から、摂津の健康づくり、そして新たな国循との連携ということについて、今、副市長のほうから答弁いただきたいと思うんですけども、私が今言ったことも勘案しながら、摂津と国循との医療連携、そして今後の摂津の健康づくりということについても答弁をいただきたいと思っています。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 副市長。
- ○小野副市長 上村議員から言われましたように、木村議員のところで申し上げましたんですが、今後ハード面におきましてもソフト面におきましても、本市の主体性を堅持しながら全国発信をしていくまちづくりをしたいと申し上げました。

今日まで国立循環器病研究センターのほうで議論はしておったんですね。例えば、 7街区については本市のイメージは、健康 寿命延伸の街区というイメージの中で、例 えば国循が全面協力すると、そこから摂津 市全体に波及していくというふうなことを 提案してまいりました。

それで、先ほど部長が言ってます、例えば健康・医療のまちづくり会議の問題もそうでございますけども、議員も知っておると思いますが、吹田が案外早くマスコミでまちづくりの吹田モデルを創設するんだと、それで世界をリードする健康寿命延伸都市へ持っていくんだということが出ました。そのときに感じておりましたのは、確かに吹田市はもう移転しなくても、国立循環器病研究センターが現に存するということ、大阪大学附属病院がそこにはあるということと、吹田市民病院があるということと、吹田市民病院があるということと、吹田市民病院があるというで、過去から相当前からこの連携が進んでおっただろうと思います。

したがって、担当部に対して指示したのは、まず吹田が今日まで国循、また阪大と、どんな形でもって連携してきたのか、今後吹田が発信する中身が何なのかを早急に把握をする必要があるというふうに申し上げてまいりました。その中でできたのが、このまちづくり会議であります。

部長から言いましたように、一つはこの 跡地の地域医療、いわゆる地域の病院、診 療所の連携、予防医療、在宅医療をどう組み立てるのかの一つテーマがあります。

もう一つは、これを国循を核とした啓発、予防医療の啓発と地域の診療所のかかわり方、市民、企業とのかかわり方を議論するようになりました。これは私どもの摂津市、それから医師会、歯科医師会、薬剤師会、そして茨木保健所も私どもの方について入ってもらっております。したがいまして、この中で、議論する中で、私どもとして今提案ありました保健センターがやっております健康の診断、これも頭に入れるべきだというふうに思っております。

したがって、そういうことも含めながら、吹田が一歩前に出ておりますけども、 摂津市も7街区を中心とした、仮に健康増進・延伸のまちづくりという中で摂津市の 医師会、保健センターの連携、茨木保健所 との連携の中で前へ進めていくと、決して 吹田に引けをとらない、またとってはならないという意気込みでもって進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺慎吾議長 上村議員の質問は終わりま した。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

セッピィ商品券の第7弾の発行についてです。

毎年セッピィ商品券については、延長をお願いしてまいりましたが、商品券発行事業は5年間で区切りをつけようとされていたところ、市長の英断によりまして、本年もセッピィ商品券販売第6弾を実施していただきました。ことしは発行数が5,000冊でしたが、これまでの商品券発行事業

の実績と今回の第6弾の進捗状況について お聞かせください。

次に、自治会が取り組んだ全ての地域猫 不妊手術についての質問ですが、11月中 ごろ数十頭の犬が捨てられているという報 道がありました。その内容は、栃木県宇都 宮市や那珂川町などで80匹余り、群馬県 高崎市で30匹余り、佐賀県の八つの市と 町で18匹、埼玉県で46匹が捨てられ、 宇都宮市では川の中や川岸、那珂川町では 山の中で発見され、いずれもペットとして 人気の小型犬でした。これらの捨てられた 犬の多くは、去勢や避妊などの処置がされ ておらず、出産を繰り返したと見られる犬 もいました。

なぜたくさんの犬が捨てられるのか、警察はブリーダーと呼ばれる繁殖業者を調べていくようです。動物愛護団体では、ブリーダーを取り巻く環境が厳しくなっていることを挙げています。ブリーダーは繁殖させるための餌代、病気になったときの治療費がかかること、子犬の価格が以前に比べて低迷していることなどから、利益が出にくくなっているといった現状があるようです。

また、犬や猫などの殺処分を減らすため、昨年9月に改正された動物愛護法に飼い主やペット業者が身勝手な理由で保健所や動物管理指導所などに持ち込まれた場合は、自治体側では拒否できるようになったため、ペットを扱う業者にとってはコストがかかることから、売れなかった子犬、繁殖期が過ぎた犬などが捨てられる事態が起きるとのことです。犬や猫の飼い主についても、収入が減った、転居する、犬、猫が高齢になった、飼い主が高齢になったなどの理由で捨てられるケースもあります。

本年第2回定例会におきまして、犬猫殺

処分ゼロを目指した啓発運動の推進について質問をいたしました。早速猫の正しい飼育を理解してもらうために、タイトルが「所有者不明の猫について」として、市のホームページに掲載をしていただきました。そこで、ことしの犬猫の苦情状況について質問いたします。

犬猫による苦情の件数とその内容につい てお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 これまでのセッピィ商 品券発行の実績及び第6弾の進捗状況につ いてお答えをいたします。

セッピィ商品券は、平成21年度から毎年実施し、販売所の増設やセッピィお年玉企画の創設など、毎回工夫を重ねながら発行してまいりました。取扱店は平均375店舗で、小規模店での利用は年度で多少の変動はあるものの、平均約4分の1で、年末商戦ににぎわいをもたらせたものと考えております。

今回のセッピィ商品券は、発行部数をこれまでの1万冊から5,000冊とし、10月22日、26日の2日間で市内全郵便局や鳥飼東公民館、味生公民館、正雀駅前、とりかいの両商店会で販売し、いずれも即日完売いたしました。

販売数を半減したことにより小規模店での利用が減少するのではないかとの懸念もありますが、各商店街では関連イベントの実施時に参加者への特典をつけるなど、新たな企画で集客を図っておられます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ことしの犬猫の苦情状況 についてのご質問にお答え申し上げます。

ことし保健福祉課に届きました犬猫の苦情件数、苦情相談は4月から11月までの間で犬関係17件、猫関係のもの17件の合計34件でございました。内容につきましては、鳴き声やふん尿、野犬、野良猫の問題、猫の悪臭や餌やり問題などでございます。

対応といたしましては、現地確認を行いまして、改善に向けての指導や提案を行っております。野犬に関しましては、大阪府動物管理指導所箕面分室や、国土交通省淀川河川事務所などと連携をいたしまして、捕獲体制の強化の取り組みが行われ、減少いたしてきております。野良猫に関しましては、猫よけの超音波発生器の貸し出しを行っております。また、犬猫の飼い方につきまして、広報や市のホームページに掲載をいたしまして、周知を図っております。

- ○渡辺慎吾議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 それでは、2回目の質問を いたします。

セッピィ商品券販売日には、販売所の前にずらっと列ができており、早いところでは販売開始から25分で完売したところがありました。販売方法については、いろいろご意見もありますが、商品券発行事業は実施期間と実績が明確であり、商業者にも消費者にも有効的な施策だと思います。

商店には大型販売店と違うよさがあり、 商店街の楽しさはいろいろな商店が建ち並び、商品を売ることと人同士のかかわりが あり、交わりがあり、地域の生活を支える 地域の情報があるといった場所だと思います。

そこで、提案ですが、商店街を通るだけ でも役立つ場所にならないかと考えて、行 政から発信される啓発運動や市のイベント などを書いたペナントやのぼりのようなも のを掲げてみてはどうでしょうか。例えば、各種のリボン運動、交通安全、健康管理、防犯、市主催のお祭りなどが商店街を通るとアーチのように飾られていると、にぎわいになり、視覚に訴えることができます。通勤者は閉店している商店街を通過することも多いので、そんな商店街の活用が活性の一つになればと思いますので、ご検討ください。

昨年、商品券発行に関する質問をして、 今後はセッピィ商品券発行の取り組みで培った商業者との関係やさまざまなノウハウ を活用し、地域の商店街などが自主的に取 り組む事業などへの支援に重点を置きたい とお答えされました。商店街活性に向けて どのように取り組んでいかれるのかをお聞 かせください。

次に、自治会が取り組む地域猫不妊手術についてですが、市のホームページに掲載された所有者不明猫についての内容は、丁寧に書かれてあります。しかし、日が経過するとすぐに見ることができないため、定期的にトップページに出していただきたいこと。また、内容には文字中心よりもイラストなどが入るとより目にとまりやすく、わかりやすくなりますので、そのような工夫をしていただければ、啓発の推進になるのではないでしょうか。

8月の雨が降る日の夜に、家の車庫の物置に猫が入っているので、何かよい方法はないかとの相談がありました。私は自費で猫の保護活動をしている方と一緒に確認に行きますと、棚にあるかごの中で母猫と生まれたばかりの子猫5匹が震えながら寄り添っていました。相談者は以前に猫を飼っておられましたが、相談者自身が高齢になったので飼うことはやめておられました。たまにその母猫が家の近くに来たときに何

度か餌を与えたそうです。どこで産んだかはわかりませんが、その日は朝から雨が降っていて、子猫を連れて居場所を探していたのでしょう。かごの高さまで120センチほどあるところまで子猫をくわえて運び入れたようです。車庫を少しの間お借りすることにして、猫の保護活動をしているとにして、猫の保護活動をしているとにして、猫の保護活動をしているとにして、猫の保護活動をしている場合で保護し、子猫の成長を待ってワクチン接種、避妊手術を済ませて母親探しをし、発見から約2か月間で全て新しい飼い主にもらわれていきました。もし保護されていなければ、今ごろ母猫も子猫たちもまた出産をして、所有者不明猫がふえていたのではないかと想像します。

千里丘の市場池公園では、業者が捨てているのではないかと思われるような猫が見かけられるそうです。もちろん餌やりさんもおられ、市の苦情の原因にもなっております。この千里丘周辺でも自費と公益財団法人動物基金の補助を使いながら猫の避妊手術と保護活動をされている方がおられます。そうした活動によって猫が減っていると感じた町会長さんから、町会としても野で大きないましたが、自治会の地域猫の不妊手に名づけましたが、自治会の地域猫の不妊手術作戦がスタートし、市としても協力があったかと思います。この取り組みがどのようなものだったのかをお聞かせください

以上で2回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 今後の商店街活性化に 向けた取り組みについてのご質問にお答え をいたします。

市内商店街はセッピィ商品券の発行を通じてさまざまな取り組みを実施する中で、

商店街への集客確保の手法を習得されてき たものと思われます。

今後の取り組みといたしましては、市などが開催するイベントに合わせて飲食店等のクーポンを発行し、イベント参加者が会場近くの店舗へ気軽に訪れてもらえるような事業を市と商工会、商店会等が連携して実施できるよう検討してまいります。

また、商店街の店主がみずからの店舗を 会場に、お客さんに店舗や商品の歴史や特 徴、さらに専門的な知識や技術などをゼミ 形式でお伝えし、小規模店ならではのよさ を知ってもらうまちゼミを実施し、お店の ファンづくりを行うことで市民に商店街の 必要性を強く感じてもらえるような取り組 みも計画されております。

このような商工会、商店会等が主体となった創意工夫による取り組みに行政として 連携し、支援することで商店街活性化に努 めてまいります。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 自治会の地域猫の不妊手 術の取り組みについてのご質問にお答え申 し上げます。

本年度、公益財団法人動物基金が実施されています捕獲をして不妊手術を行い、さくら耳カットをしてもとの場所に返すというTNR事業を活用いたしまして、自治会、町会でボランティアの方々とともに地域猫の不妊手術に取り組まれておられます。この事業は行政による犬や猫の殺処分ゼロを目指し、動物基金が手術費用を寄附によって賄うという事業でございます。本事業では、行政から申請する場合、優先して無料チケットが交付されることになりますので、自治会、町会と協力して事業を進めております。

平成26年6月から取り組まれておりま

して、これまで52匹を捕獲され、手術後に地域に返したり、里親に渡したりされておられます。取り組み後は鳴き声の苦情が減り、野良猫の頭数が減って地域の住民の皆様に喜ばれており、よい効果が出ているとのことでございます。新たに自治会、町会が地域で取り組まれる場合は、このような取り組みを紹介させていただきまして、協力のもと事業を進めさせていただきたいと存じます。

- ○渡辺慎吾議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 それでは、3回目の質問を いたします。

この11月17日に発表されました7月 から9月期の国内総生産速報値は、個人消 費の回復のおくれが響き、4月から6月期 に続く2・四半期連続のマイナス成長とな りました。安倍総理は緊急経済対策の取り まとめを指示し、(仮称)地域住民生活緊 急支援交付金を設ける方針を固めたとされ ています。この交付金は、各市町村が地域 の実情に応じて自由に使えて、商品券の販 売価格より額面が上回るプレミアム付き商 品券の発行にも使えます。また、低所得世 帯や社会福祉施設のガソリン購入の助成も 視野に入れているとあります。交付金の上 限額は、財政力などに応じて各自治体と差 をつけることも検討するとありました。今 回の対策は即効性を重視するとともに、予 算の繰り越しで来年度の財源悪化の要因と ならないようにするため、2014年度中 の執行を条件とするといった案もあるとの ことです。

私ども公明党も、経済の好循環実現に向けた緊急経済対策を政府に申し入れ、景気回復のペースを加速させるため、64項目の具体策を提案いたしました。その中の柱にも、家計支援として地元商店街などで使

えるプレミアム商品券の発行支援も提唱しております。商品券を発行している市町村が減っている中で、継続実施している市としては取り組みたい対策だと思います。

先日、中型規模の流通業の方とお話をし ておりますと、ことしは平成になって初め て夏と冬の賞与がカットされずにもらえた と言っておられました。これまでは組合が 交渉したとおりに出たことがなく、次に管 理職に昇級したら、組合の分が優先されて 自分は30%ぐらいカットされていたそう です。賃金アップはされても、まだまだ財 布のひもはかたく、長く続いたデフレから の脱却をとめないためにも、施策が求めら れています。市のイベントと商店とをつな げる企画、小規模店の専門性を生かすまち ゼミの取り組みといったご答弁は大いに展 開をしていただきたいと思います。新しい 施策は実績につなげるまで繰り返し継続が できるようにお願いしたいと思います。今 後の商工会の運営に期待をしたいと思いま す。

そして、景気回復に向けてさまざまな角度からの支援で商店と消費者がともにその加速を上げていくためにも、商品券発行事業とまちゼミの両輪を実施していただくことを要望いたします。

次に、自治会が取り組む地域猫不妊手術 作戦についてですが、町会長はともかく猫 が減って鳴き声やふんの被害がなくなっ た、これからも援助していきたいと避妊去 勢手術することの効果を実感されていまし た。また、役所も初めは千里丘以外の猫だったらどうしますか、飼われている猫だったらどうしますかと間違いが起きることを心配をされていたけれども、活動していることをもっと信頼して柔軟な対応をしてもらいたいとも話をされていました。 猫の保護活動をしている方は、見かけた 猫には特徴をつかんで、全てに名前をつけ て捕獲、ワクチン、手術をされています。 もとの場所に戻しても、餌やりやトイレの しつけをすれば苦情は減っていきます。

先ほどの犬が捨てられた報道と同じころに、豊中市の殺処分を減らす取り組みが掲載されていました。豊中市は平成13年度より野良猫の避妊去勢手術に市が1頭5,000円の助成をする制度が始まりました。年間50万円の予算が25万円に減額された時期もありましたが、平成24年に中核市に移行したことから、保健所と動物市民愛護団体が協力し合って犬猫の譲渡会が開催されるようになり、この取り組みは手術の申し込みがある地域を地図に記して、野良猫マップを作成し、避妊手術の申し込みが多いところでは苦情が少ないことがわかり、予算も増額しました。

譲渡会では、まず市からの飼育の心得や 仕方を受講し、それから犬猫と対面し、希 望者は受け付けをしてから家庭訪問を受け て、飼育環境を確認し、それから里親とな れます。このように犬と猫の命をつなぐ取 り組みは、人間基礎教育に通じると感じま す。このたびの町会からの申し入れに、保 健福祉部が窓口になって取り組んだ実績を ぜひこれからも広く紹介をし、苦情ゼロ に、また避妊手術の推進に積極的に取り組 んでいただくことを要望いたします。

以上で終わります。

○渡辺慎吾議長 福住議員の質問が終わりま した。

次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市内小中学生の学力向上について。

前回の第3回定例会でも同様の質問をさせていただきましたが、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果についてお伺いいたします。

前回は数値や課題及び対策など本市全体の分析を進めていらっしゃる途中だということだったので、詳しくお伺いすることができませんでしたので、結果について再度詳しく、また学習状況についても教えていただきたいと思います。あわせて、大阪府内での本市の順位も教えてください。

また、結果を受け本市教育委員会はそれ をどのように捉え、どんなところに課題を 見出したのかもお伺いいたします。

続きまして、英語教育について。

多くの人が問題視していることですが、 日本人は学生の間に膨大な時間を使って英語を勉強しているにもかかわらず、実際に 大人になったときには英語が話せないまま になっているということです。テレビやラジオでも英会話の教材などを扱う報告が多くあって、大人になってからビジネスや旅行などで海外を訪れる機会があってから困ってしまう人も多いように伺います。

問題点は、日本の英語教育が受験勉強のほうに偏り過ぎてて、実際に英語圏の人とか、また外国人と話すことを想定してないということなど、いろいろとあるかと思いますが、私は摂津市に住んでいる子どもたちが楽しんで英語を身につけてもらいたいと思います。まずは本市の小学校、中学校それぞれで行われている英語教育について、その取り組みについて現在の状況をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果についてのご質問にお答えいたします。

本年度の結果でございますが、小・中学校全教科全区分で全国平均正答率を下回り、中学校国語Aを除く全ての教科区分において、全国平均との差が昨年度よりも広がる結果となりました。特に活用力をはかるB区分におきまして、小・中学校全ての教科で対全国平均比が0.9を下回り、大きな課題であると捉えております。

また、学習状況につきましては、特に学 習時間に関する項目が全国平均との差が大 きい結果となりました。

学校の授業以外に1日1時間以上勉強する子どもの割合は、小学校で全国平均より13.2ポイント少なく、48.9%、中学校で全国平均より6.6ポイント少なく、61.4%であり、学校が休みの日の学習時間はさらに差が広がる結果となっております。それに対して、平日にテレビやDVDを4時間以上視聴している小学生は、全国平均より5.7%多い25.5%おり、平日に携帯やスマートフォンのメールやネットに3時間以上費やしている中学生は全国平均より6.1%多い25.9%おり、学習時間に少なからず影響があると考えられます。

さらに、新聞をほとんど読まないと回答してある小学生は65.6%で全国平均より15.2ポイント多く、中学生は69.5%で全国平均より10.1ポイント多いという状況にあります。

学力調査における府内の順位について は、本年度につきましては公表されておら ず、本市教育委員会としても把握しており ませんが、全国や大阪府との差を見ます と、昨年度と変わらぬ状況にあると思われます。教育委員会といたしましては、摂津市の子どもたちの学力向上は重点課題と捉え、家庭における学習習慣の定着を柱に、基礎、基本の徹底、新聞なども使った活字力を高める授業改善、授業技術の確率の四つの観点を課題と位置づけ、今後の施策に取り組んでまいります。

続きまして、小・中学校での英語教育の 実施状況についてのご質問にお答えいたし ます。

小学校の外国語活動の授業は、外国の言 葉や文化についての理解を体験的に深め、 積極的にコミュニケーションを図ろうとす る態度を育成するため、外国語の音声や基 本的な表現になれ親しむことを目標に、週 1回年間35時間実施しております。5 年、6年生の担任が中心となり指導してお りますが、生きた英語の音声やコミュニケ ーションを子どもたちに体験させるため、 外国人英語指導助手、いわゆるALTを1 校当たり年間15日程度派遣しておりま す。さらに、今年度から英語教育に堪能な 外国語活動支援員に市内の小学校を巡回指 導させ、教員の指導力の向上やALTの活 用方法等について助言するなどして、各校 の外国語活動の指導体制の充実を図ってお ります。

一方、中学校では小学校でなれ親しんだ 英語の音声を文字へとつなげ、言語や文化 に対する理解をさらに深め、英語を聞くこ と、話すこと、読むこと、書くことの四つ の力をバランスよく身につけることを目標 に、週4時間、年間140時間実施してお ります。

また、生徒たちが身につけた英語を使って実際に外国人とコミュニケーションを図る場面を設定し、学習への動機づけをする

ことや、英語科教員が英語で英語を指導するための指導力向上のため、ALTを各校へ年間10週間派遣しております。

- ○渡辺慎吾議長 市来議員。
- ○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市内小中学生の学力向上について、ご答 弁をいただきまして、この全国学力・学習 状況調査の結果について、大阪府内での順 位について、本年度はわからないというこ と、そして学力テストの結果が下がったこ とに加え、本市の児童生徒の多くが学校の 授業以外での勉強を1日に1時間もしない 反面で、テレビやDVD、またはスマホで のSNSやインターネットに何時間も費や しているということがわかりました。ま た、新聞をほとんど読まない子どもの割合 も多いなと感じました。私の子どものころ は、テレビ欄をチェックするのは、新聞で しかなかったので、それをチェックするつ いでに新聞も読んだように記憶しておりま すが、そのあたりも道具の進化によって得 られる悪影響じゃないかなと少し思いま

まずは、大阪府内の順位についてですが、私は去年行った初めての一般質問のときから、摂津市内の公立の小・中学校に通う子どもたちの学力が大阪府内で上位、この北摂地域で最下位脱却を目指して頑張っていただきたいと申し上げてきました。子どもたちに一々順位を紹介する必要もないとは思いますが、教育委員会や学校の先生方は本市の位置と、また目標設定のためにも順位は把握してもらいたいと思います。

また、他市と比較することで、うまくいっている自治体や学校など参考にすることもできるかと思いますから、そういう観点から大阪府の教育委員会にもかけ合って、

ぜひ順位がわかるようにしていただきたいなと思います。

続きまして、本市でこの学力テストの結果が全国平均に及ばない理由として、学習状況から考えますと、学校の授業についていけなくなっている子どもも多くいるのではないかなと危惧します。

子どもたちは1日の多くの時間を授業に 費やしますので、一度授業についていけな くなると、学校の先生が何を言っているの かわからないまま、とりあえず机に着いて 何かをさせられているというような時間が 続き、とても苦痛で、もしかしたらそれが きっかけで勉強嫌いになってしまうかもし れません。そのようなことがないように と、先ほどのご答弁では家庭における学習 関で見直し、取り組んでいかれるというこ とでしたが、具体的には実際何をされるの か、教育委員会としてどう取り組んでいか れるのかをお伺いいたします。

続きまして、英語教育についてご答弁をいただきまして、摂津市での摂津市での英語教育は小学校では外国語教育として、外国語の言葉や文化について理解を求めるもので、中学校ではより実践的に聞くこと、話すこと、読むこと、書くことのバランスを求めるものだということがわかりました。

ただ、実際の中学校の授業では、少しずつは改善方向にあるとはいえ、読むこと、書くことが中心のグラマーの授業が大半で、生徒たちが生の英語を聞いて生の自分の言葉で英語を発する機会は少ないと私は思います。それにつけ加え、アルファベットを覚えると、すぐに b e 動詞や一般動詞、不定詞、現在完了といった小難しい文法用語ばかりで、英語をパズルのように教

えてしまっているのも、子どもたちが英語嫌いになってしまうのを助長しているのではないかなと私は少し危惧をしてしまいます。とはいっても、英語は受験科目でもありますので、腕が筋肉痛になるぐらい単語の練習をして覚えていたりとか、グラマーもある程度は理解しないと成績の向上にはつながらないとは理解しますけれども、一生懸命頑張った子どもたちがALTの先生と話して、先生の言っていることがわた生と話して、先生の言っていることがわた生と話して、先生の言っていることがかったとか、自分の話した英語が外国の人に通じたという感動を与えてあげることが子どもが英語を一生懸命勉強し続ける励みになると私は思います。

私は英語の中では聞くことと話すことというのは、教科としての勉強というよりかは、むしろ体が覚える技術のようなものと感じております。子どもたちが一生懸命勉強した単語や文法を耳で受け取って、自分の言葉に乗せて英語で表現するコミュニケーションツールとしての使える英語を身につけていくのが課題だと思いますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 課題の克服へ向けた 今後の取り組みについてのご質問にお答え いたします。

まず、来年度、各校のこれまでの学力向 上方策や教育委員会の施策等の効果検証を 行う検討会議の立ち上げを検討しておりま す。その委員には学校関係者のみならず、 外部の有識者も交え、より客観的な検証を 行うとともに、今後の学力向上に向けての 提言をいただく予定としております。教育 委員会といたしましては、今回の調査結果 を踏まえ、来年度は先ほどご答弁申し上げ ました四つの観点に基づく取り組みを進め てまいります。

具体的には、各学校で基礎基本の定着のための朝学習やモジュールの時間等を活用した計算や漢字プリント、宿題をしてこなかった子どもに対する放課後の時間を活用した指導等を強化してまいります。

また、来年度の学力調査に向け各校に1 か月ごとの到達目標を定めた指導計画を作 成させるとともに、毎月その進捗を報告さ せることで、教育委員会として各校の取り 組みの進捗状況を把握し、指導支援してま いります。

さらには、学力向上には家庭の協力が不可欠であることから、学校やPTAとも連携し、テレビやスマートフォンと学力の関係や家庭でのルールづくりの大切さなどを広めていき、1月末に実施を予定しております教育フォーラム等でも保護者に要請してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、使える英語を身につけさせ るための取り組みについてお答えいたしま す。

国では平成32年度に実施予定の新しい 小学校学習指導要領におきまして、3年、 4年生から週1時間の外国語活動、5年、 6年では教科としての英語を実施する方向 としています。そのため、本市としまして は、今年度市内の教員1名と外国語活動担 当の指導主事をそれぞれ文部科学省主催の 英語教育の指導者研修に派遣するなどし て、それらに対応できるよう準備を進めて おります。

研修を受講した教員及び指導主事がIC Tを初めとした教材の活用方法や効果的な 指導方法などの研修を行い、指導力の向上 を図ってまいります。

また、中学校におきましても、小学校外

国語活動で身につけた英語によるコミュニケーション能力の素地を英語の学力につなげ、より高度な言語活動が可能となるよう、中学校教員の指導力向上のための研修を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、外国人指導助手の効果的な配置と活用を行い、小中一貫の視点を大切にしながら、児童生徒が英語が使えると実感できる授業づくりの研究を進めてまいります。

- ○渡辺慎吾議長 市来議員。
- ○市来賢太郎議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

市内小中学生の学力向上についてご答弁 をいただきまして、いろいろと取り組みに ついて考えていただいていることがわかり ました。

まず、検討会議の立ち上げということですが、客観的な考えも必要なときもあろうかと思いますので、よい取り組みになるんだろうなというふうに感じます。実現しましたら、また会議で検討された内容などご紹介いただけたらと思います。

また、四つの観点に基づく取り組みに加え、1回目のご答弁でありましたテレビやスマホに費やす時間の多さ、新聞を読んでない子どもの多さなどについても、明らかに学力との負の相関関係が見出せますので、具体的な取り組みを行っていただいて、できない理由を一つ一つ潰していくというのも手かと思いますので、その点についても取り組みを行っていただきたいと思います。

私は山も海もお城もない摂津市では、子どもたちの教育にかけていくことが、市を豊かにすることに直結するものだと信じております。ぜひ摂津市の少子・高齢化問題だとか、いろいろありますけれども、教育

という観点から切り開いていって解決していくんだというぐらいの気概を持って教育の学力の向上について取り組んでいただけたらなと思います。この点については要望にさせていただきたいと思います。

英語の教育についてご答弁をいただきまして、小学校5、6年での英語の教科化など初めとして、これから徐々に取り組みが進んでいくのかなというような感じがいたしました。急激なグローバル化が進んでいくために、外国は遠い海の外の世界ではなくなりました。スポーツや文化やビジネスの世界でも世界で羽ばたいてご活躍されている方が多くいらっしゃいますし、一度パソコンを開けば、すぐにインターネットで世界とつながっていくことができるような世の中になってきました。

日本国内においても、会社内では英語が公用語というような企業もございますし、これからどんどんと英語を使うような機会がふえてまいるかと思います。その中で摂津市の子どもたちが世界に羽ばたいて活躍しようと思ったときに、たかが言葉の問題でその夢を諦めてしまうようなことがないように、これから将来に向けて子どもたちが自由に英語が使えるような環境をつくっていただきたいと思います。

以上で要望とさせていただきまして、私 の質問を終了いたします。

○渡辺慎吾議長 市来議員の質問が終わりま した。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 一般質問を行います。

空き家の問題について質問いたします。 前回の第3回議会においても、空き家の 問題について一般質問がされておりました。その後、臨時国会において空家等対策 の推進に関する特別措置法案が成立され、 空き家対策が推進されることと思いますの で、空き家の問題について質問いたしま す。

総務省の平成25年住宅・土地統計調査によると、総住宅数は6,063万戸、空き家は827万戸になっており、空き家率は13.5%で、過去最高に達しています。空き家である理由は、長期不在、高齢者の所有であれば、施設入所も考えられますが、相続の関係などさまざまだと捉えられています。適切な管理が行われていない空き家は、防犯、景観等、近隣の市民への生活環境に重大な課題があります。また、東北震災以降は、特に避難時の経路の安全確保が重要で、防災の観点での関心が高くなっています。空き家についての本市の状況と空き家問題に対する市の見解をお尋ねいたします。

2番目に、危険ドラッグ根絶に向けての 取り組みです。

危険ドラッグについては、乱用者による 深刻な事故などが多発したことから、危険 ドラッグ根絶に向けて取り組みが進められ ています。しかし、残念なことに乱用者に よる事故がたびたびテレビで報道され、そ の事故現場の画像は大変衝撃的なものであ るにもかかわらず、事故は繰り返されてい ます。この第4回議会においても、野原議 員からも質問がありましたように、大変関 心の高い早急な取り組みが求められる課題 であると捉えています。危険ドラッグ根絶 に向けての取り組みについて、危険性の周 知はどのように行われているのかお尋ねい たします。

3点目に、副読本「わたしたちの摂津」 について。

副読本「わたしたちの摂津」が28年度

改訂され、新しくなりますので、改訂に向けた副読本の編集について質問いたします。

平成23年の改訂版では、小学校3年生の社会の学習内容は、「もっと知りたいみんなのまち」「私たちの暮らしと働く人々」「今に残る昔と暮らしの移り変わり」です。小学校4年生の社会の学習内容は、「安全な暮らしとまちづくり」「健康な暮らしとまちづくり」「昔から今へと続くまちづくり」「私たちの大阪府」です。「わたしたちの摂津」が改訂されても、摂津の歴史やより住みやすい生活環境について学ぶ内容は変わりないと思います。

そこで、副読本の改訂に当たり、文化財についての編集で検討していただきたいことがあります。現在も文化財の記述はありますが、子どもたちが文化財に興味、関心を持って親しめるよう史跡や文化財の取り扱いをふやすなど、検討していただきたいのですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

4点目に、学力の問題についてです。

第11回教育委員会定例会が11月19日に開催されました。その教育委員会定例会で学力向上推進事業として、小学校2年生以上に学力定着度調査を実施し、課題を把握し、教材データベースを活用して学力の定着を図るとされていましたが、学力定着度調査について質問いたします。

初めに、シュアスタート確認調査を4年間行ってきましたが、その結果、評価について。

続いて、2年生以上の学力定着度調査の 内容についてお伺いいたします。

以上、4点お願いいたします。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市内の空き家の現状と 問題に対する見解についてのご質問にお答 えをいたします。

少子・高齢化の進展や人口減少により所有者の転出や死亡後に相続人が居住しないなど、全国的に空き家がふえ続けております。平成20年度住宅・土地統計調査によりますと、本市の住宅総数は3万8,240戸で、そのうち空き家率は13.57%でございました。このうち平成20年から平成25年の5年間で管理上問題のあるものとして苦情等があったものが51件あり、市から適正な管理の依頼などを行い、現在25件が解決に至っております。

市といたしましては、市が個人の財産に直接介入することについては難しいものと考えておりますので、今後ともまず所有者に適正な管理を行うことを求めてまいりたいと考えております。なお、ご質問にもありましたように、11月の臨時国会において空家等対策の推進に関する特別措置法案が成立いたしましたので、今後の国や府の動向に十分注視をしてまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。 (堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 危険ドラッグの危険性の 周知に関するご質問にお答え申し上げま す。

最近では、危険ドラッグを使用した者が 二次的な犯罪や交通死亡事故、健康被害を 起こす事例が多発するなど、深刻な社会問 題となっており、極めて厳しい情勢である と認識いたしております。麻薬、覚醒剤、 大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用は乱用者 個人の健康問題にとどまらず、各種の犯罪 の誘因となるなど、公共の福祉にはかり知れない危害をもたらすため、厚生労働省及 び都道府県におきまして、麻薬・覚醒剤乱 用防止運動が実施されております。平成2 6年7月18日には、国の薬物乱用対策推 進会議におきまして、危険ドラッグの乱用 の根絶のための緊急対策を策定し、国・都 道府県・関係団体が緊密に連携し、第4次 薬物乱用防止5か年戦略及び緊急対策に沿 いまして、危険ドラッグの使用や所持など が悪いことであるという社会認識を持って もらうための啓発を、国・都道府県におい て積極的に行うこととされ、平成26年1 0月1日から11月30日までの期間で実 施されました。本市におきましては、10 月1日号摂津市広報紙に麻薬・覚醒剤乱用 防止月間の周知をいたしております。ま た、11月9日に開催いたしましたせっつ 市民健康まつりの茨木保健所のコーナーに おきましては、麻薬、覚醒剤、危険ドラッ グ等の危険性を周知いたしたところでござ います。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 小学校社会科副読本 「わたしたちの摂津」についてのご質問に お答えいたします。

「わたしたちの摂津」は、小学校3年、4年生の社会科の授業で活用することを目的に、本市の各地域の事例を中心に作成しております。平成8年に初版本を作成し、子どもたちがより摂津市についての理解を深め、郷土に愛着を持てるよう工夫し、改訂6版に向けた作業を進めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、本市には明和池遺跡や不動明王立像など、歴史的にも貴重な遺跡、遺物や文化財があります。副読本では写真や説明文を掲載するとともに、巻末に本市の史跡地図を掲載しており、それら

は小学校での校区めぐり等で活用されております。

現在、市の教育研究会小学校社会科部会 と連携しながら改訂作業を行っており、子 どもたちが本市の史跡や文化財に親しめる よう、その充実に努めてまいります。

続きまして、学力定着度調査についての ご質問にお答えいたします。

まず、シュアスタート確認調査は、平成23年度から小学校2年生を対象に行ってきた全国規模の標準学力調査です。国の全国学力・学習状況調査において、本市の小学校6年生の学力は全国平均を下回っていることが示されておりますが、このシュアスタート確認調査によって小学校2年生段階で既に全国と差があるということが明らかになるなど、本調査の意義は大きいものと考えております。

今後、各校においてシュアスタート確認 調査の結果を踏まえ、6年生までにその改 善を図るためには、学年ごとの適切な指導 計画と指導結果の把握並びに指導方法の検 証が必要であると考えます。したがいまし て、教育委員会としては、シュアスタート 確認調査にかわる新たな学力定着度調査を 2年生以上の各学年で実施したいと考え、 そのための新規事業を検討しているところ でございます。

新たな学力定着度調査は、2年生以上の 毎学年12月ごろを予定しており、教科は 国語と算数の2科目、全国規模の標準学力 調査でございます。あわせて学習状況の調 査を1年生から全学年で行い、学力との相 関を見てまいります。

- ○渡辺慎吾議長 東議員。
- ○東久美子議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

空き家について本市の状況と空き家問題

に対する市の見解をお答えいただきました ので、2回目には現状を踏まえた今後の取 り組みについてお聞きします。お答えくだ さい。

続いて、危険ドラッグ根絶に向けての取り組みですが、危険性がどのように周知されているのかお聞きしましたので、さらに継続して周知徹底を図っていただきたいです。

この危険ドラッグへの取り組みでは、学校での指導もありましたが、まず大人が危険ドラッグの危険性を周知し、危険なものを遠ざける環境の整備が重要だと考えています。今までも危険性の周知を図るために子どもたち対象には、学校において薬物乱用防止教室を行うなど、取り組みが進められてきました。

ところが、一例を挙げると、取り組みの 内容については、次世代育成部長から詳細 が答弁されたことですが、禁煙教育等を挙 げますと、学校で継続して行っているので すが、なかなか子どもが学んだことを受け とめていただける家庭環境が十分でないた め、取り組みが徹底しにくいところがあり ます。家庭以外の環境でも私も校区のクリ ーン作戦に参加した折に、ごみの量は多く はなかったんですが、ただ吸い殻が大変多 いのが残念に思えたことがあります。大人 が子どもたちの規範となるよう、市民への 危険性の周知徹底を強化していただきたい です。

危険ドラッグ乱用防止コマーシャルで、 「持たない、買わない、使わない」という ものがあります。的確に防止のための行動 を表現していると捉えました。危険ドラッ グにかかわることで本人、家族、知人、つ ながる人が悩みを持つことがあった場合 に、相談体制や取り組みはどのように行わ れているのでしょうか、取り組みについてお答えください。

副読本「わたしたちの摂津」についてで す。これからの摂津を担う子どもたちに は、多くの人々の努力があり、今の摂津が あることをしっかり学んでほしいです。摂 津市史を見ると、本市は淀川、安威川、神 崎川に囲まれ、たびたび洪水の被害に苦し められてきました。治水が本市の最大の課 題であったように思います。いつの時代も 生活環境のために人々の英知が生かされ、 摂津のまちづくりが進められてきました。 川の治水に始まった摂津の水環境整備は、 形を変えても今なお重要だと思います。水 との戦い、水にかかわる環境問題を事実に 基づき学べるよう、摂津市史も参考にさ れ、改訂版の編集に努めていただきたいの ですが、お考えをお伺いいたします。

学力の課題についてです。シュアスタート確認調査の検討・評価についての質問に、小学校2年生段階で、既に全国との差があることが明らかになり、調査の意義が多かったと答弁されました。このことはシュアスタートにより確認調査するまでもなく、日々の授業で把握できることではないでしょうか。国の全国学力・学習状況調査において、6年生の学力は厳しい結果が出ておりますが、6年間学校で学び、学力を落としているとなれば、大きな大変な問題です。どの学年から学力定着ができなかったのかを調査したかったのでしょうか。シュアスタート確認調査は継続してまいりましたが、目的がわかりにくい調査に思います。

そこで質問ですが、1点目、今後さらに 学年を拡大して学力定着度調査実施をされ たいようですが、答弁以外に調査の意義が あればお聞きしたいです。 2点目に、さらに調査結果をもとにした 教育委員会の支援体制についてどのように お考えですか。この2点についてお答えく ださい。

以上、2回目です。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 空き家の現状を踏まえ た今後の取り組みについてのご質問にお答 えいたします。

空き家等対策推進に関する特別措置法では、問題のある空き家、いわゆる中身ちょっと長くなりますけども、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、もしくは衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損ねている状態等々、こういった空き家等と定義いたしまいては特定空き家等と定義いたしまっては特定空き家等と定義いたしまっては特定空き、働告、命令を行うことができ、場合によっては行政代執行や過料の罰則を設けれるものとなっております。また、所有者調査に固定資産税などの課税情報を利用できるようにも定められております。

本市といたしましても、この問題は多くの部署に関係する全市的な課題として考えておりまして、今後防犯や防災、環境や建物に関係する部署と連携し、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 危険ドラッグの相談体制 や取り組み体制に関するご質問にお答え申 し上げます。

現在、危険ドラッグに関する相談体制は、保健所の薬物相談窓口事業や精神保健 福祉センターの薬物関連問題相談事業などで、各都道府県の麻薬、覚醒剤などに関する相談体制の中で行われております。危険 ドラッグに関する大阪府の相談窓口は、相 談内容に応じてそれぞれ設定されておりま す。

まず、危険ドラッグの販売店に関する情報収集、広報啓発活動に関する相談などは、大阪府健康医療部薬務課で行っております。また、薬物依存などに関する相談は、大阪府こころの健康総合センター、青少年の非行等に関する相談は、大阪府警察本部生活安全部少年課となっております。本市といたしましては、危険ドラッグや麻薬、覚醒剤などの危険性の周知を引き続き行ってまいりますとともに、相談内容に沿った相談窓口の紹介を行い、対応してまいります。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 小学校社会科副読本 「わたしたちの摂津」についてのご質問に お答えいたします。

本市の小学校では、その地理的な状況を踏まえ、河川の浄化や上下水道等、水にかかわる環境教育を重視しており、3年生、4年生においては、市の下水道課や府の河川事務所による出前授業や社会見学も積極的に行っております。副読本の中でも、暮らしと水や、水を大切にという単元で、環境教育を推し進められるよう構成しております。また、昔から今へと続くまちづくりでは、淀川、安威川、神崎川などの水害やそれを防ぐための先人の努力を学ぶことで、摂津と水のかかわりを学ぶ構成となっております。

副読本の活用時に子どもたちが本市と水 との関係を歴史や環境の観点からより詳し く学べるよう、今後の改訂作業において、 摂津市史の記載内容等も研究し、参考にし てまいりたいと考えております。

続きまして、学力定着度調査についての

質問にお答えいたします。

4年間のシュアスタート確認調査の結果、国語の全国平均との差は平成23年度から順にマイナス3.2、マイナス3.7、マイナス3.6、マイナス3.1ポイントあり、算数はマイナス2.8、マイナス2.6、マイナス2.6、マイナス2.3ポイントと毎年国語で約3ポイント、算数で2ポイントの差があることが明らかになっております。対象がこのようなテスト形式の調査そのものが初めての小学校低学年でございますから、4年連続でこのような結果が示されたことで、有意な差があるものと判断できると考えております。

また、新しい学力定着度調査を2年生以上、毎学年実施することで、どの学年でも過去の同学年との比較が可能となることや、児童一人一人の学力状況を追跡することが可能となり、学力形成の過程やつまずきの発見につながることなどが考えられます。さらに1年間の学習のまとめとしての調査となるので、その準備として児童が改めて1年間の学習内容を復習することが期待され、より学習内容の定着が図れるものと考えております。

教育委員会としましては、これまでから 国の全国学力・学習状況調査結果に基づ き、全小学校第1学年への学級補助員や放 課後学習のための学習サポーターなどさま ざまな支援人材を配置しております。新し い学力定着度調査が実施されます際には、 その結果に基づき適切な支援策を検討して まいります。

また、教育委員会の体制につきまして も、新しい事業に取り組むということにな りましたら、現行業務のあり方や業務分担 などについて見直しを図ってまいりたいと 考えております。

- ○渡辺慎吾議長 東議員。
- ○東久美子議員 3回目の質問をいたします。

空き家の今後の取り組みについてお答えいただきましたが、法の成立が空き家問題の取り組みを進めることになるのではないかと期待が持たれます。既に11月19日、特別措置法の成立時に、全国市長会のアピールが行われております。この法の成立について全国市長会では、空き家対策は住民の安全を守る観点から都市自治体にとって極めて重要な課題であるとし、長年にわたり要請してきた法の成立としています。

また、ご答弁と重なる部分が多いのですが、この特別措置法は空き家対策計画を市町村が策定し、市町村の立入調査や税情報の内部利用を可能とするとともに、著しく保安上危険ないし衛生上有害な空き家などに対する指導・助言・勧告・命令、さらには要件が緩和された行政代執行の方法により強制執行が可能とされています。これらは地方自治体が求めていた空き家対策への法的根拠を付与する画期的なものと評価されています。

さらに、税制上の措置の具体化については、都市自治体の意見を聞き、反映されることが要望されておりました。この法令により各自治体の空き家への積極的な関与が可能になります。この空き家の問題について、市の努力は伝え聞いております。今後も他の自治体の動向を注視され、関係各課との連携を深め、積極的な空き家対策を進められるよう要望いたします。

危険ドラッグ根絶に向けてですが、相談 体制や根絶に向けての取り組みにお答えい ただき、相談したい方が一人でも多くの危 険ドラッグ根絶に向けての取り組みで救わ れるよう、さらに取り組みを進めていただ きたいです。

危険ドラッグは、覚醒剤や大麻などと同様、またそれ以上の薬理作用がある物質にもかかわらず、脱法ドラッグという呼称でした。しかし、この呼称が違法性、危険性について誤解を与えるということで、警視庁と厚生労働省が名称を募集し、平成26年7月22日に危険ドラッグとされたものです。脱法ドラッグが危険ドラッグとなったことで、危険なものであることを伝える言葉のイメージは高まったと思います。

しかしまだ、次世代育成部長からの答弁にもあったように、麻薬、覚醒剤とは捉えようが異なり、危険性が十分に伝えられていないのではないか。覚醒剤以上の薬理作用のある物質にもかかわらず、乱用されていないか大変危惧されます。危険について、強烈なメッセージが必要かもしれません。

以前覚醒剤の公共広告で、「誘惑、ひとときの快楽、覚醒剤は確実に、そして無残に人間を破壊します。覚醒剤やめますか、それとも人間やめますか」というものがありました。人間やめますかという問いかけは、危険ドラッグにも行われるべきものです。危険ドラッグ根絶に向けてあらゆる知恵を絞り、繰り返し繰り返し取り組まれるよう要望いたします。

副読本「わたしたちの摂津」について、 4年生の社会科の学習について、広報せっつ12月15日号に市役所の都市計画課から3人の職員がゲストティーチャーで、これからのまちづくりの事業をされている様子が掲載されていました。自分たちの生まれる前のずっと昔の摂津市の様子や、身近な阪急摂津市付近のまちづくりの話などを地図を見ながら具体的な話を聞き、今後授業で聞いた話をもとに、討論を行い、これ からのまちづくりについて、自分たちの考えを深めていく予定ということです。

副読本で学んだことを土台に、このように直接都市計画課の皆さんから直接まちづくりの話を聞けるというのは、まちへの興味・関心が高められたことだと思います。 基本となる「わたしたちの摂津」、事実に基づく丁寧な編集が行われ、よりよいものとなるよう要望いたします。

学力の問題について、学力に問題についてお答えいただきましたが、いま一度学力とは何か、原点に戻ってご検討いただきたい。この2年生対象のシュアスタート確認調査の目的として、次の3点が挙げられていました。

児童一人一人の取り組むべき課題を明確 にし、主体的に学ぶ意欲を向上させるこ と、義務教育の初期段階から学力の積み上 げが重要であるとの認識から、各学校は基 礎基本の定着状況を把握することで、指導 体制・指導計画の改善を図るとともに、各 教員の指導の改善に生かし、学習指導を充 実させること。本市教育委員会として、義 務教育のスタートに必要な確かな学力を定 着させるための施策の充実を目指し、調査 の結果をもとに就学前教育と義務教育の円 滑な接続を図るための方策を探ることとさ れていますが、4年間継続して行い、結果 に対する手だては十分でなかったように思 います。改善するための有効な施策が行わ れたでしょうか。

平成23年度、24年度の結果の概要はインターネットで確認できます。平成25年度の結果の概要は、ネットでは確認することができません。報告書はありました。今年度のシュアスタート確認調査は6月11日に行われましたが、12月現在まだ市としての調査結果の概要が報告されており

ません。各校ごとの結果は伝えられており、改善に向けて各校では取り組まれている状態だと思っております。PDCAサイクルが重要といわれますが、市教委の結果の評価と計画が進められているとは言えないのではないでしょうか。このような状況で課題を明確にさせ、主体的な学びにつなげるというのは、十分ではないのではないでしょうか。

今年度子どもたちが教室で学べる期間は 3学期のわずかな日数です。新たな学力定 着度調査は2年生以上の5学年ということ ですが、今、一つの学年の調査結果が報告 されていない状態で、5学年に拡大して十 分な検討・報告ができるとは考えられませ ん。学力確認調査をするだけでは、本市が 抱えている問題の根本的な解決にはならな いと考えます。テストの点数と数字だけで はかられる学力低下の問題以上に学ぶこと が楽しいといった本質的な問題も重視して いただきたい。

このようなことを言うと、全国学力テストで順位をつけられるという現実から離れて捉えられがちですが、決して現実から離れて捉えられがちですが、決して現実から離れているとは思いません。全国学力テスト低位にある県の学力向上の取り組みで、夜に繁華街を巡回し、子ども連れの保護者に子どもの生活時間について話をし、帰宅を促すというのがありました。何と時間がかかり遠回りな取り組みと思えるのですが、実態に合っていれば、必ず成果が出ます。実際この県は、小学校の結果については、2014年度は全国学力テストで20位前半に変わりました。かなり低い位置にあった県が20位前半に変わったんです。

一人一人の子どもが人生の選択ができる 学力をつけられるよう、摂津の実態に即し た取り組みをぜひ検討し、進めていただき たい、そのことを強く要望いたします。

以上で質問を終わります。全て要望です。

○渡辺慎吾議長 東議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして 一般質問を行います。

初めに、デリバリー方式選択制中学校給 食についてです。

来年6月、市内中学校で給食が始まります。多くの市民が望んだ自校調理全員喫食の給食ではなく、デリバリー方式選択制ですが、安全・安心を大前提に、よりよいものにしていかなければなりません。そこで、この間の議論を踏まえつつ、来年6月スタートに向けた取り組みと到達状況等について3点お聞きいたします。

第1に、選定基準についてです。選定基準は安全・安心の学校給食のために見積金額だけでなく、複数項目で評価をして、総合点で決定するというプロポーザル方式です。調理業務委託業者と予約システム運用委託業者がこの間、選定作業が行われ、結果が導かれましたが、その経過についてお聞かせください。

選定委員会は教育総務部長など、庁内職員7名で非公開で行われています。だからこそ、選定基準、選定過程、そして選定結果には公平性・透明性がより求められると思いますので、その点を踏まえての答弁をお願いします。

第2に、献立作成、業者との打ち合わせ や指示・指導、学校現場での給食指導や食 育などを担う事務局の体制についてお聞か せください。

第3に、学校現場への情報提供やフォロ

ー体制についても現状をお聞かせいただき たいと思います。

続いて、子育て環境の現状と今後について、大きく三つに分けて質問いたします。

一つ目は、保育所の民営化についてです。摂津市教育委員会が2年後の2016年に市立正雀保育所を民営化する方針を決定しました。これは2004年の摂津保育所民営化以来2園目となり、さらに今後民営化の拡大を検討していくというものです。

そこで、民営化拡大について3点お聞き します。

一つは、これまで市内の認可保育所は公 私合わせて18園あって、そのうち一中校 区、二中校区、三中校区、四中校区、それ ぞれに公立保育所が配置され、公私連携し た子育て支援施策が展開されてきました。 そのバランスを壊して民営化を拡大してい く目的についてお聞かせください。

第2に、民営化拡大の諮問を受けて議論が行われた子ども・子育て会議の意見書には、民営化に当たっての幾つかの留意点が示されています。どのように受けとめておられるのかお聞かせください。

第3に、民営化拡大方針はどこまで広げるつもりなのかお聞かせください。

次に、待機児童の解消についてです。この間、民間保育所による新増設による定員増が図られてきました。待機児童の現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、児童センターについてです。子どもが主人公で運営される活動拠点で、主に安威川以北地域の子どもたちに利用されている第1児童センター、この児童センターの安威川以南地域への設置について、この間何度も要望してまいりました。2年前の第3回定例会の私の一般質問に対して、当

時の教育次長も「コミュニティー施設機能の一つとして設置できないか検討する」 と、このように答弁をされていますが、検 討状況についてお聞かせください。

1回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 教育総務部長。
 - (山本教育総務部長 登壇)
- ○山本教育総務部長 まず、デリバリー方式 選択制中学校給食についてのご質問にお答 えいたします。

まず、1点目の業者選定の件でございます。公平性の観点からというお話もございました。私ども公平性の観点を我々発注する側として担保するためにと申しますか、まず情報の共有化といいますか、情報を各業者さんに公平にお渡しする必要があるだろうと、2点目といたしまして、やはり審査における公平性を担保する必要があるんではないかというような視点で事務を進めたところでございます。

その中で、今年度第3回の定例会、債務 負担におきまして、本会議並びに委員会、 また、以前も各議員さんからのご質問に対 して、今年度も事務の流れ等々につきまし てはご説明をさせていただいているという ところでございます。

また、第3回の債務負担の議決の事務で ございますけども、内部事務を進めまし て、その内部事務の進めの最終といたしま して、第10回、10月の教育委員会議に おきまして、調理業務及び予約システムの 運用の委託の仕様書についてのご報告をさ せていただいたところでございます。

また、その報告後、ホームページにおきまして募集に当たり、その委託書、仕様書等々は公表させていただいているというところでございます。

次に、選定に当たりましては、実施要領

を定めまして選定委員会を設置させていた だきました。議員からもございました安 全・安心な給食をという観点も入れた選定 委員さんということでお願いをいたしてい るところでございます。

選定委員のメンバーを申しますと、本市 事務局の栄養士を含む事務局職員が4名で ございます。中学校長の代表者にも入って いただきました。小学校の栄養教諭の方に も入っていただき、庁内におきましては、 調理業務におきましては財政担当、システ ム担当、システムのプロポーザルにおきま しては財政担当並びに庁内システム担当の 代表者というようなメンバーで入っていた だいたところでございます。

このような事務の中で公平性については 担保しているものというふうに認識をいた しております。

その中で、調理業務におきましては2 社、予約システム運用業務につきましては 3社の方から応募がございました。

選定に当たりましては、調理業者は見積金額、中学校給食調理委託に対する抱負、衛生管理体制、配送、配膳等、10項目につきまして評価を行っていただきました。あわせて事務局からの指定の献立で給食サンプルをちょうだいさせていただき、我々選定委員がそれを食し採点をしたところでございます。

調理施設の衛生管理体制につきましては、事前に事務局栄養士、栄養教諭等々が 調理工場に視察に出向き、専門的な視点からチェックを行い、その訪問した者が選定 委員の前で選定チェック内容を報告し、選 定委員におきましても、その内容に基づき 評価をしていただいたところでございます。

また、予約システム業者につきまして

も、見積金額、給食費の収納の管理、給食 予約、セキュリティー対策等々、9項目に ついての評価を行っていただきました。

評価結果につきましては、それぞれの業者の通知とともに、ホームページにおいて掲載をし、今月17日の教育委員会議においてもご報告をさせていただいたところでございます。

調理業務は高槻給食株式会社、予約システム運用業務は株式会社フューチャーインに決定をいたしておるところでございます。

中学校給食に当たりましての職員体制というところでございますけども、ことし4月に新たに事務局に栄養士を1名増員をさせていただき、来年6月からの事務に備えているところでございます。

また、中学校への栄養教諭につきまして は、人事担当であります学校教育課と連携 をして、大阪府のほうから予約を行ってい るところでございます。

現場へのいろいろな説明も必要かと思いますので、今後Q&Aを作成していきたいと、このように考えております。

続きまして、児童センターに関するご質問にお答えをいたします。

本市の次世代育成支援後期行動計画におきまして、児童センター事業の充実という項目で、安威川以南地域の児童の安全な遊び場、自主活動の場として公共施設を活用した児童館機能の整備を検討していきますと記載をいたしております。利用目標数といたしまして、平成26年度には3万人ということを想定をいたしております。

平成25年度の第1児童センターの利用 状況でございますけども、年間で2万6, 403人の方に利用いただいております。 近隣の3小学校区の児童が87.6%を占 めている状況ではございますが、移動児童 館という取り組みもさせていただいており ます。公民館まつり等でのリコーダーの演 奏、子育てイベントにおけるけん玉やダン スの演技、学童保育でのけん玉の認定、小 学校のわくわく広場に遊具等の貸し出し 等々を行っているところでございます。

我々といたしましては、先ほど申し上げました公共施設を活用した児童館機能の整備につきまして、関係各課と協議・検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
 - (登阪次世代育成部長 登壇)
- ○登阪次世代育成部長 保育所の民営化についてのご質問にお答えいたします。

保育所民営化の拡大につきましては、第 5次行政改革で取り組む項目として掲げら れており、摂津市子ども・子育て会議の中 に検討部会を設置し、公立保育所を取り巻 く現状や課題、民営化した場合のスムーズ な移行取り組みのほか、平成16年度から 民営化したせっつ保育園の施設見学など、 さまざまな観点から検討・協議を重ねてい ただきました。子ども・子育て会議として 民営化の拡大には理解を示していただき、 民営化に当たっては保護者への誠意ある説 明を行い、現在の職員配置基準、保育サー ビスを継承すること、保護者、運営先、市 で構成する三者懇談会を設置するなどの留 意点を盛り込んだ保育所民営化の拡大に関 する意見書の提出を受けました。

現在の待機児童数、老朽化している公立 保育所の現状、公立保育所への補助制度廃 止を踏まえ、施設建て替えによる保育環境 の充実、改善を図り、年々増加している多 様な子ども・子育て支援ニーズに対応する ためには、保育所民営化の拡大が必要と考 え、待機児童の多い安威川以北地域に位置 し、市内で最も古い保育所である正雀保育 所を民営化してまいりたいと考えておりま す。

教育委員会といたしましては、子ども・ 子育て会議からの意見書にある留意点を十 分尊重し、民営化に向けた取り組みを進め てまいります。

民営化を実施する正雀保育所以外の保育 所につきましても、保育ニーズや市の財政 状況、子ども・子育て支援新制度の動向を 注視し、子ども・子育て会議でのご意見を お聞きする中で検討してまいります。

続きまして、待機児童の解消についての ご質問にお答えいたします。

本市におきましては、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加などにより保育ニーズは年々高まっている状況にあり、待機児童におきましても、4月現在の比較では、平成24年度は11人、25年度は19人、26年度は38人と増加している状況にございます。

この対策として、これまでも民間保育園の新規開設、定員増等による待機児童対策を進めてまいりました。平成26年度は前年度の民間保育所整備により4月に20名の定員増、8月に90名定員の民間保育園、12月には30名定員の新規認可保育園の開設に対する整備費補助を行い、現在までに140名の定員増を図ったほか、今年度中にはさらに平成27年度から20名の定員増を図るため、民間保育園2園の整備補助を行う予定をしております。

現在、平成31年度までに予測される保育需要に対する教育体制の確保方策を盛り込んだ摂津市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。今後も保育需要の増大が予測される中、民間保育園の定員増や

分園開設のほか、新たに市町村認可事業となりました地域型保育事業の実施などにより待機児童の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 中学校給食について、さらに 5点お聞きします。

第1に、調理業務委託業者の選定についてであります。今回、調理部門への応募が2社だけにとどまりました。そして、決定された高槻給食は、摂津市がこれまでデリバリー選択制の給食の先行市として参考にし、情報収集を行い、試食などを行うなどお世話になってきた茨木市においても、だましたを受託されている業者さんです。そういった2社しか応募しない中で、こういう今までのおつき合いのあった茨木市さんで受注を受けている高槻給食さんに決まったということについて、公平性の点について問題はありませんか、確認をしたいと思います。

また同時に、採点項目を幾つかご紹介を されましたが、その中の一つ、調理施設、 調理体制の判定です。工場などの視察が栄 養教諭さんなどが行われて、選定委員の皆 さんに報告されて、判定をされたというこ とでありますが、現地視察に選定委員7人 全員が参加していたのでしょうか。工場な どの視察を行った11月12日、この日は 別の予約システム業者の書類審査とヒアリ ングが行われているわけですから、調理業 者選定委員7名中4名は予約システム業者 選定委員とも兼ねておられるという点か ら、大事な項目の一つである調理施設の判 定、点数をつける。この点数によって業者 が決定されていくわけですから、非常に重 要なことで、この工場視察について何人の 方が参加されてきたのか、その点お聞かせ をいただきたいと思います。

第2に、摂津市が実施するデリバリー給食は、安全・安心第一を前提に中学校給食調理業務等委託仕様書、摂津市中学校給食衛生管理基準、また中学校給食食材料発注指示書、中学校給食用物資規格基準などの遵守を委託業者に求めています。選択制がゆえに調理の数が日々変化するという条件の中でも、摂津市の給食調理と基準が異なる茨木市のデリバリー給食、またほかの弁当調理の業務と摂津の給食調理がしつかりと独立して行われるのか、そのことについて、同時に厳しく規定されている温度管理、衛生基準遵守のチェックについて、誰がどのように行っていくのか、守らせる担保があるのか、お聞かせください。

第3に、事務局体制についてです。教育 委員会事務局の栄養士さんは3名、ことし 1名、前倒しで中学校給食用を担当される ということで、1人採用されているという ふうにご説明をいただきました。しかし、 初めてのデリバリー給食の献立をつくる作 業、業者さんとの打ち合わせ、チェック、 指導、学校現場への指導等、業務量は膨大 になると思われます。摂津市が主体性・指 導性を持って業者さんと対応できるのか、 献立が業者さん任せになってしまうような ことが起きないのか、体制は万全でしょう か、改めてお聞かせをください。

第4に、学校現場へのフォローです。周知を図ってきたとのことでありますし、Q & Aも作成するということでありますが、いまだ現在、学校現場に学校給食の詳細が伝わっておらず、不安が広がっていると聞いています。大阪府に栄養教諭の配置を要望したり、Q&Aを作成することも大切なことでありますが、いよいよ始まる中学校給食、弁当と給食、そしてお弁当を持って

これない、いろいろな子どもたちがお昼の 時間に集中する中で、給食指導をやってい くということを考えると、学校現場の混乱 は明らかです。そのためにも市独自で人的 な配置を行う必要があると思いますが、そ のお考えはありませんか、お聞かせくださ い。

第5に、課題の把握・検証についてです。実施後にはアンケートを行うということは、この間の答弁からも明らかにされてきました。また、委託業者の検証も重要だと思っています。加えて中学校給食導入の大きな目的の一つでありました弁当を持ってこれない生徒に栄養バランスのとれた給食がしっかり届いているのかという検証です。これはアンケート調査を待たずに把握に努めて、問題があれば対策を講じなければならないというふうに思います。課題の把握・検証と対策についてのお考えをお聞かせください。

次に、保育所民営化についてお聞きしま す。

職員削減という行革、それから待機児解消のための定員増、施設の改修、保育の充実、こういったことを進めていきたいけれども、この間の三位一体改革以降、施設整備補助金が削減されるなど、財源がたたれて、民営化を進めざるを得ないというのがどうやらその本筋なのかなあと私は勝手に判断をするわけですが、そこで4点お聞かせいただきたいと思います。

第1に、公立保育所の意義について、果たしてきた役割も含めてどのようにお考えなのか、公立保育所の民営化は公的責任の後退につながりませんか、見解を伺います。

第2に、民営化に当たっての子ども・子 育て会議の留意点、先ほどもご紹介をいた だきました。私も子ども・子育て会議や会 議内に設置された民営化拡大を検討する検 討部会を傍聴させていただきました。留意 点の中の保護者に対し、誠意ある説明に努 めるとともに、保護者の意見、希望にも十 分耳を傾け、その理解が得られるよう努力 することと書かれています。この中身は、 検討部会の議論では、これまでの結論あり き、意見は聞くだけはないかという多くの 市民の皆さん、保護者の声が市の姿勢に問 題があるとして、保護者の意見、希望に十 分耳を傾け、その実現に努力することとい う表現がされていたと私は記憶をしており ます。子ども・子育て会議への報告時点で は、微妙に表現が変更されています。しか し、子ども・子育て会議で文言を整理する 際には、そのような検討部会の中で出され た意見も包括的にこの文書には含まれてい るというような説明をして、今の文書がで き上がっているというふうに理解をしてお ります。地域・保護者・市民に対する説明 をしていくスタンス、どのようにお考えな のかお聞かせください。

第3に、移行する運営先、どんな団体を 想定しているのか、三位一体改革以降、株 式会社にも保育所運営を認めるなど、保育 事業の市場化が進んできています。しか し、市民の財産である土地や建物、保育施 設の移行先として、利潤追求を最大目的と する営利企業がふさわしくないと考えます が、移行先について今お考えのことがあれ ばお聞かせください。

第4に、これは公・民かかわらず、正雀 保育所の問題として質問します。

敷地と園舎についてです。現状では正雀 保育所は交通安全上、また防犯上課題があると指摘されてきました。定員増も求められています。隣接する旧味舌小学校の活用 も考えられますが、旧味舌小学校跡地活用 の方針もまだはっきりとされていない中 で、今の教育委員会としてのお考えをお聞 かせいただきたいと思います。

次に、待機児童についてです。ことし4 月時点、102名だった待機児童は、みなみせんりおか保育園が開園した8月1日には160名に、わかば保育園が開園した12月には201名と増加をしました。現在、来年度スタートの子ども・子育て支援事業計画が策定中だと、この中で事業計画を策定していくというふうに先ほどもお話がありました。定員増を図ってきても、待機児童がそれ以上にふえていると、追いかけっこのような状態が続いていますが、待機児童、保育を必要としている子どもたちに保育を確保していくのが市の責任であります。考え方について改めてお聞かせいただきたいと思います。

児童センターについては、この間もご要望してまいりました。これまでの答弁と余り変わりはありませんが、やはり拠点があってこそ子どもたちが主体的になって物事を学ぶ環境をつくっていく。遊びの中からいろんなことを学んでいくことができるというふうに思いますので、今後とも児童センターの安威川以南への設置の検討を改めてお願いをしておきたいと思います。

2回目、質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 中学校給食に関します 5点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、業者選定に おける公平性の担保、それと選定に当たっ ての工場視察の関係のご質問だったと思い ます。

公平性の担保につきましては、先ほど1 回目もご答弁させていただいたと思いま す。全ての業者さんにまず公平に情報をお届けするということを主眼に置かせていただいております。それは公の場で事前にいろんな日程についてもご説明をし、教育委員会議においても、事務局が考えております仕様書案等々をお示しをさせていただいております。全ての業者さんに公平に情報が届いているものというふうに認識をいたしております。

次に、やはり評価に当たっての公平性で ございます。

事務局だけの職員であったり、財政担当だけの職員でありますと、どうしてもその視点に沿った審査になるということにも危惧をされる方もあるかと思いますので、中学校の校長代表の方、栄養教諭代表の方等々入っていただいております。それぞれの観点で評価をしていただいて、それぞれ分を合算するような形でプロポーザルでさせていただいているということでございます。

次に、工場視察の件でございますが、実 際プロポーザルの日は11月12日に業者 さんに来ていただきまして、選考委員の試 食もさせていただきながら、業者さんのお 話を聞き、採点をさせていただいたところ でございますが、それに先駆けて4名の職 員が工場の視察に伺っております。事務局 職員の栄養士が2名、学校の栄養教諭の方 が1名、それと本部総務課の課長代理とい うような体制で視察をさせていただきまし た。その中でやはり栄養士並びに栄養教諭 の専門的な集団給食、中学校給食の観点、 今現在しております小学校給食の観点を持 って現場を視察をさせていただいたと、そ の4名から選定委員の者にそのときの報告 をしていただき、それによって評価をさせ ていただいているところでございます。

次に、2番目、3番目、4番目、5番目 につきましては、幾つか関連いたしますの で、合わせてご答弁をさせていただけたら と思います。

まず、2点目の委託仕様書並びに衛生管 理基準、食材発注指示書等々についてのチ エック、また日々の調理が独立して行われ ているのか、また先ほど申しました衛生基 準のチェック、それと日々のチェック並び に職員体制、学校現場へのフォロー、市独 自の職員配置並びにお弁当を持ってこれな い生徒さんに対するフォローを含めた今後 の課題というようなご質問があったかと思 います。議員のほうからもございましたよ うに、安全・安心の給食をまず視点に置い て提供をさせていただきたいと思っており ます。そのためには、先ほど議員のほうか らもございましたように、委託仕様書な り、衛生管理の基準なり、発注の指示書 等々がどう行われているかということが肝 心かと思います。調理業務の現場のチェッ クも必要かと思います。

調理現場のチェックにつきましては、当 然ながら事務局職員のほうが機会を捉えて 現場を視察するような形でさせていただき たいというふうに思っております。

そのほかのいろんなチェックにつきましては、第一義的には、教育委員会事務局が責任を負うということになりますが、学校現場の先生方、管理職を初めとする、また今後要望して入っていただけた場合、栄養教諭の先生方とも連携が必要になろうかと思っております。その連携には何が必要かと申しますと、やはり日々の気づきといいますか、何かやはり少し基準、食べてるものが少しおかしいとか、温度におきましては配膳室において保温庫なり、冷たいものは保冷庫なりを用意しておりますので、温

度管理についてはそちらのほうで管理をしておりますけども、やはり日々食していただくということが我々としても今考えております。検食ということも考えておりますので、学校現場の先生方の検食並びに事務局の職員の検食、そのあたりは必ず実施していきたい、また学校現場においては協力願いたいというふうに考えております。

そういうふうな日々のチェックの中で気づきを我々学校現場の協力を仰ぎながら、 我々としては日々の管理に当たっていきたいというふうに思っております。

ただ、日々学校現場の先生方にだけお願いするのではなく、我々事務局職員もやはり学校現場へ出向きまして、情報交換、意見交換等々は当然ながらしていく予定でございます。

その中で、市独自の職員配置ということ でございますけども、今は大阪府のほうか ら栄養教諭の配置を要望している段階でご ざいますので、市独自の配置については現 在検討していないというふうなところでご ざいます。

それと、お弁当を持ってこれない生徒に本当に中学校給食を食べていただけるのかというところでございます。これはやはり日々の点検かと思います。おうちからお弁当を持ってられる方、我々が提供するデリバリーの給食を食べていただく生徒がリーの給食でもないという方がフォローすべき対象になるのかなと思っております。そのあたりは学校から情報を得ながら、その方が、選択制でございますので、我々なかなかこれ強制するわけにはいかないところはあるんですけども、我々がよりよいものを提供してるというところを、やはり日々学校現場にお届けし、保護者の方、生

徒の方にその情報を届けていきたいという ふうに考えているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 それでは、保育所の 民営化及び待機児童の解消についての質問 にお答えをいたします。

まず、公立保育所の意義といいますか、 公的責任ということでございますけども、 大きく二つ、地域子育て支援のやっぱり拠 点という性格と、それからやはり新しい制 度等で民間の保育所が取り組みにくいとい いますか、先行して取り組めないような事 業を取り組んでいく、そういったところが 一つの公立保育所の役割かなというふうに 考えております。そういった意味では、安 威川以北の子育て総合支援センター、そし て安威川以南のこども園等、この間一定の 公的な役割を果たしてきたのではないかと いうふうに考えておりますし、また、こう した役割につきましては、これは今後民間 の保育所にも果たしていただかなければな らない役割だと思いますので、そうした内 容を民間保育所さんに伝えていく、連携し て取り組んでいく、そういったことが重要 なことではないかなというふうに考えてお

それから2点目、子ども・子育て会議からの意見書に付されました留意点の中に、 保護者への誠意ある説明ということでのお話でございます。

実は先日、12月16日に正雀保育所の 保護者に対します1回目の説明会を行って おります。説明会には40名弱の方が参加 をされまして、多くの方が意見を述べられ ております。ただ、民営化そのものにつき ましては、反対するご意見はありませんで した。民営化に当たって今ご指摘のありま した留意事項をきちっと守っていくよう に、それを守っていくために市としてどのような取り組みをしていくのかという観点からの質問がほとんどでございました。詳しい内容につきましては、省略させていただきますけども、今回の説明会で民営化についても基本的な理解は得たというふうに考えておりますが、今後も保護者の疑問に答えまして、丁寧な説明を続けてまいりたいというふうに思っております。

また、保護者だけにとどまらず、ご指摘 のありましたように、地域の方や地域の福 祉関係者の方たちへの説明についても、今 後順次行ってまいりたいというふうに考え ております。

それから、3点目の民営化する運営をお願いする運営法人についてでございますけども、保育所運営先の選定につきましては、今後設置いたします保育所民営化選定委員会において保育所運営の豊富な実績を有するとともに、将来にわたって安定的、継続的に事業を実施していただけるような事業所を選定するための応募資格等を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、正雀保育所の建て替えの敷地の問題でございますが、民営化の保育園につきましては、現地での開設、建て替えというのを基本と考えておりますが、保育所の定員や、それから今後想定されます子育て支援施策の展開などございますので、そういった点を勘案して開設場所、敷地面積については早急に決定してまいりたいと考えております。

それから、5点目の待機児童の増加でございますけども、今後もしばらくやはり待機児童は増加をしてまいるというふうに思っております。ご質問にありましたように、整備をすれば、やはり保育所を利用し

て働きに行こうかといったご家庭も当然出てくるかということで、今後しばらくはやはり増加するだろうというふうに思っております。

その対応につきましては、先ほど申し上 げましたように、民間保育園の定員増や分 園開設のほか、地域型保育事業の活用など を考えてまいろうと思っておりますけど も、特にやはり前回の第3回定例会で地域 型保育事業の整備や運営基準についての条 例を可決していただいておりますけども、 やはり今後は、今、策定中の事業計画に基 づきまして、その運営基準等をクリアして いる法人、団体であれば全て認めていくと いう形ではなくて、市のほうで整備方針を つくって、一定その整備方針に基づいて、 例えば公募というような手法も含めてとり ながら、一定の枠組みのようなものをつく ってまいりたいというふうに考えておりま す。

- ○渡辺慎吾議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 給食の選定についてでありますが、工場視察に行ったのは栄養士さん、 事務局職員ということであります。ただ、 私は専門の栄養士さんから聞いて点数をつける、判定をするということと、そういった専門的な意見を聞きつつ、自分の目で見て、そして責任を持って判定をするということとでは大きな違いがあると思います。

今回のこの2社の各10項目にわたっての判定点数はホームページで公表もされていますが、調理施設、調理体制の分野では、高槻給食は84点中57点、一方、今回選定されなかったA社では66点と、調理施設、調理体制は高槻給食よりも高い点を選定委員さんの皆さんつけていらっしゃるわけですね。外部でつくるものを学校に持ってきて、これは給食ですよと言って提

供していくわけですから、調理施設、調理体制というのは非常に重要なところだと思うんですね。ここを人づてに聞いただけの選定委員さんが点数をつけて、点数は相手方のほうが、判定されなかったほうが高かったというような結果が現に出ていることについては、大いに私は選定をするという立場の方々の見識を疑いたいと思います。

かつて指定管理者の選定のときにもこういった問題がありましたけども、大事な中学校給食を始める上での選定が、今後チェック体制につながっていくものになりますし、検証していくことにもつながっていきますので、私はこの点についてはしっかりと考え直していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、教育長に最後お聞きしますけども、やはり人的配置というのは必要だと思います。それから、お弁当を持ってこれないかという検証していく中で、経済的な負担軽減というのはやはり離れられない問題だと思います。就学援助も含めてしっかり検討して、対策を持つべきだと思います。6月の議会では、教育長みずから「最終的決定は教育委員会のほうできちんとしていきたい」というふうにおっしゃっておりますので、改めてその点、見解を伺いたいと思います。

それから、保育所についてですが、いろいろありますけども、言いたいことはあるんですが、時間がございません。保護者への説明会が始まっていますけども、結果ありき、丁寧な説明をした。しかし、理解してもらえなかったけど、仕方がないという形で今までいろんな施策が展開されてきたことに多くの市民は不満を持っています、不安を感じています。実現に向けた努力を

行うと、当初の検討部会の中の意見をしっ かりと受けとめて今後検討を進めていただ きたいと要望します。

- ○渡辺慎吾議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 教育委員会としましては、 ことしの3月の検討委員会の報告・提言を 受けまして、来年6月からの給食実施に向 けて取り組みを進めてきたところでござい ます。ただいま議員さんのほうからるるご 指摘いただきました点については、きちん と受けとめて、また対応のほうを考えてい きたいというふうに思います。

給食の実施につきまして、私としましては、やっぱり子どもからの視点というか、子どもの視点も大事にしていきたいなというふうに考えております。皆さんご存じのように、24年度に実施されました給食の実施アンケートにつきまして、保護者の方は8割の方が実施に積極的に賛成をされたと、一方、子ども、児童生徒は積極的に賛成をしたのは2割程度だったということでございます。

また、これは一部の児童なんですけども、私が聞いたところでは、あるアレルギーを持った小学生の子どもさんが、やっと中学生になったらみんなと一緒になれると思ったのにというふうなことをおっしゃってたと。これは直接ご本人に聞いたわけではありませんけれども、やはりみんなと違う、クラスの中で自分だけがみんなと違う給食を食べているという現実を、やっぱりつらい思いをしてこられたんだなあというふうに思います。

そういうことで、このような子どもの思いも大切にしながら、給食は嫌だと思っておられた多くの生徒の皆さんに、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、必要なときに栄養のバランスのとれた給食

が提供できるように、今後も教育委員会と して取り組んでまいりたいというふうに思 います。

○渡辺慎吾議長 安藤議員の質問が終わりま した。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

> 本日はこれで延会します。 (午後3時5分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 渡辺慎吾

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 村上英明

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成26年12月19日

(第3日)

平成26年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年12月19日(金曜日) 午前10時 開議 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21	L名)
------------	-----

- 1 番
 上
 村
 高
 義

 3 番
 森
 西
 正

 5 番
 藤
 浦
 雅
 彦
- 7番 三好義治
- 9番市来賢太郎
- 11番增永和起
- 13番 山崎雅数 15番 南野直司
- 17番 嶋 野 浩一朗
- 19番 野原 修
- 21番 野口 博

- 2 番 木 村 勝 彦
- 4 番 福 住 礼 子
- 6番 村上英明
- 8番 東 久美子
- 10番中川嘉彦
- 12番 弘 豊
- 14番 水谷 毅
- 16番 渡辺慎吾
- 18番 大澤千恵子
- 20番 安藤 薫

土木下水道部長

次世代育成部長

查委員会事務局長

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

長 市 山 一 教 育 長 箸尾谷知也 務 部 長 有 Ш 泉 生活環境部理事 北 野 人 士 都市整備部長 吉 \blacksquare 和 生 教育委員会 Щ 本 和 憲

教育総務部長 四本 和 憲教育委員会 宮部 善隆生涯学習部長

水 道 部 長 渡 辺 勝 彦

 副
 市
 長
 小
 野
 吉
 孝

 市
 長
 公
 室
 長
 乾
 富
 治

生活環境部長 杉本 正 彦

教育委員会 登阪 弘

П

Ш

繁

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 井 口 久 和 会・固定資産評価審 井 口 久 和

消 防 長 熊 野 誠

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉

事務局次長川本勝也

1	議	事	日程		
	1,				一般質問
					嶋 野 浩一朗 議員
					中川嘉彦議員
					増 永 和 起 議員
					森西正議員
					弘 豊 議員
	2,	議	案 第	6 4 号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)
		議	案 第	6 5 号	平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 6 号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	6 7 号	平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 8 号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 9 号	平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	7 0 号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		議	案第	7 2 号	吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する 協議の件
		議	案 第	73号	摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定 の件
		議	案 第	7 4 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
		議	案 第	75号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件
		議	案 第	76号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	77号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	79号	摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	80号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の 件
		議	案 第	8 1号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の 件
		議	案 第	78号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	3,	議会	議案 第	15号	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の件
		議会	議案 第	16号	地域の中小企業振興策を求める意見書の件
		議会	議案 第	17号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の件
		議会	議案 第	18号	東海旅客鉄道株式会社に、「環境保全協定」遵守を求める決議の

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程3まで

議会議案 第 19号 難病対策の充実等に関する意見書の件

(午前10時 開議)

○渡辺慎吾議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好議員及び 東議員を指名いたします。

それでは、日程1、一般質問を行いま す。

順次質問を許可します。

嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして、一般質問 をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、市制施行50周年に向けた取り組みにつきましてお聞かせいただきたいと思います。

再来年に、本市は市制施行50周年を迎えるわけでございます。8年前の40周年のときには、私も一議員といたしまして、その式典には参加をさせていただきましたけれども、50周年というのは、その式典の中でもまた特別な意味合いを持った1年になるのかなというように思っております。

やはり、今までの歴史といったものをしっかりと振り返っていきながら、後世に何をつないでいくのかということを振り返ると非常に重要な年なのかなというように思っているわけでございますけれども、そこで50周年を迎えるに当たりまして、どのようなスケジュールで、またどのような体制でどんな取り組みをされていこうとしているのか、まずはその点についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、人口の推移についてでございますけれども、この問題は幾度となく私もこの本会議の中で取り上げさせていただいてまいりました。ここ数年は、この問題に

ついて触れることは余りなかったわけなんですけれども、私が初めて議員として当選させていただきまして、その年に初めてこの問題について触れさせていただいたんですけれども、そのときには微減という状態が続いておりましたけれども、余りそこに問題意識を持っておられる方は少なかったのかなというように思っております。

その後、一旦8万7,000台まで確かなった人口が8万3,000台までになるということで、本当に人口の減少というのは本市にとりましても非常に大きな問題なのかなと思っておりますけれども、その一方で、例えば南千里丘の開発があったりということで、いろいろな変化もあったわけでございます。

そこでまず1回目といたしましては、今 現在の本市の人口の推移がどのようになっ ているのか、この点につきましてお聞かせ いただきたいと思っております。

それから3点目といたしまして、防犯カメラの設置などの安全対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

この事業は、昨年度から始まったのかなというふうに思っておりますけれども、実際に犯罪が起こった際の検挙、あるいは未然に犯罪を防いでいくという抑止力という点からも、非常に大きな効果があるのかなというように思っておりますけれども、そこでどういった場所にこの防犯カメラを今設置をされておられるのか。恐らく警察等と協議されているのかなと思いますけれども、その点について、そしてその台数を含めて今の現状をまずはお聞かせいただきたいなというように思っております。

それから4点目といたしまして、子育て 支援行政における家庭・家族への働きかけ の現状ということにつきまして、お聞かせ いただきたいと思っております。

この一般質問でもそうでございますし、 また文教の常任委員会でもさまざまな問題 を私も私なりに提案をさせていただいてき たところがございますけれども、そういっ た話を詰めていくと、最後は家庭の協力で あり家族の協力が必要なんだというところ に行き着くことが少なからずあるわけでご ざいます。

非常に難しい課題なのかなというようには思っておりますけれども、ただそこに問題があるということをわかりながら、手をこまねいているというわけにいかんのかなというように思っているところでございまして、そこで今現在、子育て支援行政におきまして、家庭や家族に対してどのような働きかけをされておられるのか、1回目、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室 長

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市制施行50周年に向けた 取り組みについてのご質問にお答えいたし ます。

まず、平成28年の市制施行50周年に 向けての体制でございますが、市役所の全 組織で一丸となって取り組んでいく必要が ございますので、今後、庁内各部署の職員 で構成する(仮称)50周年記念事業庁内 検討委員会を設置して、50周年事業に関 するさまざまな事項について検討・審議し てまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今 年度中にこの委員会で、庁内で募集しまし た施策、テーマ、アイデア、どんなものか といいますと、例えば「環境タイムカプセ ル事業」でありますとか、あるいは「未来に語り継ぐ摂津昔話」、あるいは「摂津アーカイブス市議会のあゆみ」でありますとか、あるいは市制施行の50周年を全国発信ということで、例えば巨大アートを設置するとか、そういったいろいろなアイデアが集まってきておるわけでございますけども、そういったものをベースに基本方針を策定して庁議において審議、決定してまいりたいと考えております。

来年度は、この基本方針に基づき、市で とり行う50周年記念式典を含め、市民の 皆さんが取り組まれる市民参画の事業を5 0周年の事業計画に位置づけるなど、実施 に向けた準備をしっかりと進めてまいりた いと考えております。

それから次に、人口の推移についてでご ざいます。

本市の人口につきましては、本年11月末時点で8万5,275人となっております。推移を年度末人口で比較しますと、平成元年度で8万7,500人に達して以降、わずかずつ減り続け、平成21年度では8万3,500人にまで減少いたしました。その後、平成22年の南千里丘まちびらきを契機に、現在に至るまでは一転して増加傾向にございます。

今後の展望といたしましては、新たなまちの創出として、JR操車場跡地のまちづくりを進めており、短期的には人口の増加が見込めるものと思っております。しかしながら、少子化に伴う人口減少は、全国的な潮流でもありますことから、長期的には本市の人口が減少することも考えられます。

このため、本市から転出される方や転入 される方の年齢構成や転入転出理由の分析 などを通じて対策を検討することにより本

市への定住を促し、人口の減少を抑制して まいりたいと考えているところでございま す。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 防犯カメラの現状等安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、みんなが安全で快適に暮らせるまちを目指して、摂津防犯協会やセーフティーパトロール隊、子どもの安全見守り隊などの地域の市民による自主的な防犯活動を積極的に推進いただいております。

本市としても、このような活動を補完 し、街頭犯罪の未然防止を図ることを目的 として、昨年度から防犯カメラの設置を行 っております。

設置台数は平成25年度に18か所20 台、今年度に10か所10台となっております。設置場所については、交差点、通学 路等で庁内関係各課及び摂津警察署と協議 を行いながら決定してまいっております。 なお、防犯カメラの設置に当たっては個人 のプライバシー等にも十分配慮する必要が ありますので、防犯カメラの設置及び運用 に関するガイドラインを策定し、適正な管 理運用に努めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子育て支援行政における家庭・家族への働きかけの現状についてのご質問にお答えいたします。

国の次世代育成支援行動計画策定指針に おきましての基本理念といたしまして、父 母その他の保護者が子育てについての第一 義的責任を有するという基本認識のもと に、家庭その他の場において、子育ての意 義についての理解が深められ、かつ子育て に喜びが実感できるように配慮して行わなければならないと明記されておられます。

本市の同計画におきましても、国の示す 理念を踏まえながら、その実現に向けまし て、子どもの視点に立った施策を推進して いるところでございます。

本市行動計画の中には、親育ちへの支援 の充実という項目を設け、さまざまな事業 を通じて親意識の醸成を行うことを目標 に、子どもの年齢や親と子の状況に沿った 親子教室や親支援プログラム、各種講座等 を実施いたしております。

ただ、保護者の方々によって受けとめ方がさまざまなため、お一人お一人の保護者に応じた接し方、伝え方が必要で、関係機関におきましては、情報提供を丁寧に行っていくことからを心がけており、特に支援が必要な世帯には、保健福祉課の保健師、家庭児童相談室の専門員が家庭訪問等を行い、関係性を築きながら、親育ちへの取り組みを行っているところでございます。

また、国の子ども・子育て支援法の基本 指針には、子ども・子育て支援とは保護者 が子どもについての責任を果たし、子育て の権利を享受し、地域や社会が保護者に寄 り添い、子どもに対する負担や不安、孤立 感を和らげることを通じて、保護者が子ど もと向き合える環境を整え、親としての成 長を支援し、子育てや子どもの成長に喜び や生きがいを感じることができるようなす 援をしていくことであると記載されており ます。現在、策定中の子ども・子育て支援 事業計画におきましても、この考え方を盛 り込んでまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問をさせていただきたいと思います。

まずは、市制施行の50周年に向けた取

り組みでございますけれども、私たちは今 生活する中で、確かにこういうところがこ うなればいいよなというようなさまざまな 要望だったりとか、あるいは不平不満を必 ず抱きながら生活しているわけでございま すけれども、しかし総じて言うならば、平 穏に過ごせているんじゃないのかなという ように思うわけでございます。

つい先日でございますけれども、パキス タンで学校にテロリストが侵入をして14 0名を超える大変とうとい命が失われたわ けでございます。その中で、120名を超 える子どもたちが銃弾に倒れたということ で、本当に数多くの幼い命が、とうとい命 が亡くされたということで、このことには 非常にやるせない思い、悲しい思いだった りとか、あるいはこういった行為は断じて 許せないんだというような思いを、皆さん それは共通して思っておられるんだろうな と思いますけれども、そういったところと 比べるわけではありませんけれども、本来 最も安全であるべき学校でああいうことが 起こったわけでございますので、かの国の 国民生活、市民生活といったものはどうい った状況にあるのか。このことは推して図 るべきなのかなと思うわけでございます。

そういうところと比べてみると、やはり 私たちの生活といったものは、それはいろ いろな不平不満はあるにせよ、やはり平穏 に過ごしているという認識に立つべきなん だろうな。そしたら、それが何の努力もな くこういった今の状況が得られているの か。そうではないわけでございまして、当 然、今生活をしている私たちの努力もあり ますけれども、それはもっともっとさきの 先人の本当にとうとい連綿とした営みが結 果として、こういった生活を私たちは過ご しているわけでございます。

今回は、市制施行50周年ということで ございますので、ひょっとすると50年と いうところを一つの期間とするのかなと思 いますけれども、しかしその間であって も、きのう東議員もおっしゃっておられま したけれども、摂津市は水との闘いという 歴史もあったわけでございます。そういっ たところをしっかりと先人の皆さんが克服 をされて、今あるわけでございますので、 そういったところ、先人の皆さんのとうと い営みであるとか努力といったものが自然 と感じられるような、そしてそれを私たち が感謝をして次の世代に引き継いでいける ような、そういった大きな柱が要るのかな と。その大きな柱というか、土台のもとに さまざまな取り組みをしていただきたいな と。

1回目、公室長からご答弁いただきまして、巨大アートをつくったりだとかという、そういったアイデアは出ているというようなお話がございましたけれども、それもやはりまず柱となる大きなものがあるわけでございますので、ぜひそこをしっかりと確立をしていただいて、さまざまな取り組みを、式典もそうでございますし、記念のイベントもそうでございますし、しっかりとそこを行っていただきたいなと。

もう一度申し上げますけれども、先人の 努力があったからこそ今があるんだという ことを自然と感じられるような、そういっ た50周年、1年にしていただきたいなと いうこと、これを要望として申し上げたい と思っておりますし、また今後どのような 体制でいかれるのかということにつきまし ては、これは引き続き議会の中でも問うて いきたいなというふうに思っているところ でございますので、よろしくお願い申し上 げます。 それから、人口の推移の問題でございまして、これも公室長からご答弁いただきました。

平成元年が一番多かったんですかね。8 万7,000人台におったと。それが21 年度では8万3,000人台まで落ちたと いうことで、ただしかしその後、南千里丘 の開発が大きかったのかなと思っておりま すけれども、今は8万5,000人台まで 回復をしているというところでございます けれども、それでは果たして新しくこの摂 津市にお越しいただいた皆さんが、このま ちに定住をされるのかということについて はやはりしっかりと見ていかなくちゃなら んのかなというように思っておりますし、 私はかねてから申し上げておりますけれど も、特に子育て世代の方々が近隣の自治体 に引っ越しをされていかれる、転出されて いかれる傾向が強いんじゃないか。それ は、公室長からいただいたデータからも出 ているわけでございます。

摂津市には、平成24年10月から25 年9月の間を見てまいりますと、やはり近 隣の大阪市や吹田市、茨木市というところ に非常に数多くの皆さんが転出されている というデータが出ているわけでございます けれども、そしたらこういった状況がもっ と詳細に分析されているのか。つまり、ど ういった年齢層の方が摂津市から出ていか れるという傾向が強いのかということにつ いてやはりしっかりとつかみながら、それ を一つの指標として、さまざまな施策を検 証していくといったことが大事なのかなと いうように思っているわけでございます が、改めて1回目に大きな人口推移の特徴 はお知らせいただきましたけれども、もう 少し詳細な分析をされているのか、そして それを施策に反映できる体制ができている のかということにつきまして、2回目お聞 かせいただきたいと思います。

それから、防犯カメラの設置なんですけれども、これを今回質問させていただきましたのは、実際市民の方からお問い合わせがあったわけなんです。その方の住んでいる近隣で犯罪が発生したそうなんです。その犯罪は、幸い解決をしたそうなんですけれども、改めて周りの地域を見て回りますと、摂津市が設置をしている防犯カメラはどうもないようだと。それだけではなくて、例えばコンビニであるとか、民間の事業所が設置をしている防犯カメラはどうもないんじゃないかなというようなことをおっしゃっておられたんですね。

そういったところで、今回は解決したからよかったものの、これからまた犯罪が起こるかもしれないと。うがった見方をすると、あるところに防犯カメラができたから、その近隣では犯罪が起きなくなったかもしれないけれども、その分、防犯カメラがなかなか設置されていない。なかなかその状況が把握をしづらいところに集まってきているんじゃないかというようなことも、やはり地域の方は心配されているわけなんですね。

ということは、やはり私は、先ほど1回申し上げましたけれども、抑止力という観点からもそうでございますし、実際に犯罪が起きたときに検挙につなげるといった観点からしても、この防犯カメラの設置といったものは非常に効果があるもんじゃないかなと思っているわけでございますけれども。確かに一回設置をするとそれで終わりというわけではございませんよね。実際に、その維持をしていかなあかんわけでございますので、さらに防犯カメラだって恐らく耐用年数があると思いますので、一回

設置したからそれで終わりだというわけではないと思いますけれども、ただこの事業は、予算をかけてでも拡充していくべきではないのかなというように思うわけでございます。

そこで、この防犯カメラの設置という安全対策を今後どのように進められようとしているのか、2回目、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、子育て支援行政における家庭・家族への働きかけといったことで、部長から答弁いただいたわけでございますけれども、その中で国の次世代育成支援行動計画策定指針の中にも、やはり家庭が第一義的な責任を有しているんだといった、そういったことは盛り込まれていますよという答弁をいただいたわけでございます。

それは、皆さん誰に聞かれてもそう答えると思うんですよ。要は、子育ての第一義的な責任が学校になるとか、社会になるとか、そういったことはまずおっしゃられないと思います。まずは家庭なんだよ、家族なんだよということをおっしゃると思いますけれども、そのことをわかりながらでもこういう状況になっているわけでございますね。

ということは、もっとわかりやすく摂津 市として方針を打ち出していくべきじゃな いかなと思っています。これは、今就学時 の子どもに限ったお話を2回目はさせてい ただこうと思っておりますけれども、学校 と家庭といったものを見たときに、私は大 きな違いが二つあるというふうに思ってお ります。

一つは、いわゆる学力の専門的な知識を 子どもに与える。これはなかなか家庭では できないなと思っております。個人的な話 で恐縮でございますけれども、私も子ども がおりまして、たまに算数を教えたりする ことがあるんですけれども、例えば11引 く4とか、そういう繰り下がりのある引き 算を教えようと思ったら、なかなかこれや はり素人ではようできないわけなんです よ。そういったところは学校でお願いせな あかん。ただ、例えば45分間、授業時間 じっと子どもたちが席に座っているである とか、あるいは先生が話をしているときに は周りの友達としゃべらずに集中をして席 に座って授業を聞いている。こういった基 本的な態度といったものはぜひ家庭で養っ てくださいよと。そういった態度を養って くれたら、学校が責任を持って子どもたち には学力保障します。そういったことをし っかりと明言すべきじゃないかなというふ うに思っております。

それと、もう一つの違いというのは、や はり集団生活がどうかということだと思う んですよ。家庭では、当然自分しかおらん わけでございますので、同じ学年の同じ年 の子どもは、基本的には。しかし、学校に 行くとやはり30人、40人の同じクラス の仲間がおるわけですよね。その中で、さ まざまなことを学んでいくといったこと は、これは学校でしかできないことでござ います。ただ、それに行くまでに、例えば 挨拶するとか返事をするとか、あるいは自 分の話がしっかりできるとか、友達の話を 聞くとか、そういった基本的なところはぜ ひ家庭でしていただくといったことをしっ かり明言していきながら、しかし集団の中 でどうするべきなのかということはしっか りと学校で教えていきますよ。

このように、わかりやすく家庭の役割、 学校の役割といったことを明言すべきじゃ ないのかな。そのことによって、家庭の第 一義的な責務といったものをまた皆さんに ご理解いただきやすい状況になるんじゃないのかなと思っておりますけれども、それらの考えはないのか。これは、2回目は教育長からお聞かせいただきたいと思っております。

2回目は以上です。

- ○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室 長.
- ○乾市長公室長 人口推移についての2回目 のご質問にお答え申し上げます。

転入転出者の傾向、特徴を把握するための摂津市の人口移動に関するアンケート調査を平成21年6月に公表させていただいております。これは、摂津市の転入者、転出者の家族構成や転居の理由などを把握することを目的にしたものでございます。

調査結果といたしましては、転出入者の世帯主は、いずれも40歳代以下の若い層が4分の3を占めております。しかし、転入してこられる世帯は生活利便性や通勤利便性の高い摂津市の賃貸マンションに入居される世帯が多く、転出される世帯は持ち家を取得するために転出される傾向にございます。

また、転居先の決定に当たって重視した 要因といたしましては、住宅の周辺環境が 最も高く、日常生活の利便性、住宅価格、 家賃の適当さ、広さ、設備が続き、転出先 としましては、吹田市、茨木市、高槻市、 大阪市が多く、これらの地域と先ほど申し 上げました周辺環境や利便性などの要因を 比較、検討の結果として転出されたものと 考えているところでございます。

住宅の周辺環境や日常生活の利便性などは、一朝一夕に改善できるものではございません。しかし、長期的な視点に立って、例えば阪急連続立体交差事業の推進でありますとか、JR千里丘西口の再開発の実

施、あるいは義務教育の改善でありますとか、そういった努力を粘り強く重ねることによって、魅力的なまちを形成することにより人口の減少抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- ○杉本生活環境部長 防犯カメラの今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

防犯カメラを設置するには、機具費、電 気代のほか作動確認等の保守点検委託料が 必要でございます。また、カメラ本体も耐 用年数がおよそ6年程度と言われておりま すので、将来的には機器の更新費用も必要 でございますので、設置台数については予 算上一定の制約があるものと考えておりま す。

しかしながら、安全・安心なまちづくりに向けて、防犯カメラの設置による効果は大きいものとは考えておりますし、数年前に摂津警察で検挙されました自販機荒らしなどはこの防犯カメラの効果によるものと聞いております。ということで、今後も継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

設置場所につきましては、市内での犯罪 発生状況や通学路等の状況を踏まえまして、また民間駐車場、コンビニ等での設置 もございますんで、こういったことは警察 のほうである程度把握されておると聞いて おりますので、こういったことも踏まえ、 警察との協議、庁内関係各課の協議を踏ま えて決定してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 子育ての場面で学校と家庭 の役割をもっときちんと明確にしていくべ

きではないかという議員のご指摘は、私も同じ思いであります。昔は、子育てに関して、学校とはこうすべき、家庭とはこうすべきみたいなものの役割分担についたのでは、一定のコンセンサスが得られていたのではないかなというふうに思いますが、近年、さまざまな価値観が多様化しまして、100の家庭があれば100の子育ての仕方があると言われるぐらい、教育に対する考え方もいろいろ変化してきていると。その結果、おっしゃるように、学校の役割、家庭の役割が不明確になってきているというふうには思います。

私は、まず子どもたちに学校では、いわゆる確かな学力でありますとか、あるいはコミュニケーション能力といった集団への適応力を身につけさせることで、社会で自立して生きていくための力の基礎を培う、これが学校の役割ではないかなというふうに考えています。

また、家庭では、子どもたちの心身の健康を育んでいただきまして、さまざまな生活体験を通して基礎的、基本的な生活習慣を身につけていただくこと、それからまた規範意識などといったものの基盤をつくっていただくことがその役割ではないかなというふうに思っておりまして、その役割を果たすためには、家庭と学校がやっぱりきちんと連携、協働してやっていかないと、なかなかその効果は出てこないのではないかなとも思っております。

そのため、学校としましては、みずからの教育活動について家庭に対してまず積極的に伝えていかなければならないと思いますし、また家庭や市民、保護者の方々のニーズにも的確に対応した学校運営をしていく必要があるだろうと思います。そうすることで、時には、家庭教育の範疇ですけど

も、家庭教育の内容であるとか教育の方法 にまで学校のご助言等も聞いていただける ようなことも出てくるのかなというふうに も思っています。

今後、今までからも教育委員会としましては、家庭の協力についてはお願いをしてきましたけども、今後はとりわけ学齢期の子育てに関する家庭の役割について関係部署とも連携、協議しながら、より明確にし、教育フォーラム等の直接教育委員会が保護者、市民の方に働きかける、お話しできる場面なんかも捉えて、説明をして周知していきたいというふうに思います。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 3回目、全て要望とさせ ていただきたいと思っておりますけれど も、まず人口の推移の問題でございますけ れども、正直な今の私の気持ちを申し上げ ますと、非常に残念だなというふうに思っ ております。というのは、今公室長からお 答えいただきましたのは、5年前に公表し ていただいたそのアンケートの結果なわけ でございます。それは重々私も承知をして いるわけでございまして、そしたら今現在 の転入が何人で転出が何人だという数字は わかるけども、そこを詳細に分析したデー タはありますかという話をさせていただい たら、持っておられないというところでご ざいました。となると、それをもとに日々 の業務というか、摂津市が展開しているさ まざまなサービスというか施策、それを点 検するデータがないじゃないかなと思うわ けなんですよ。

少し例で言うと、例えば野球の試合をするとしたならば、当然相手のチームの特徴もわからないかんわけですよね。当然、相手のチームの特徴がわかった上で作戦を立てるわけなんですけれども、作戦を立てる

に当たっても自分たちの力量がわからにやいかんわけです。ということは、今の状況は野球に例えるならば、自分たちの力量がわかってないわけですよ。そういった状況の中で、ブランド化をしていくであるとか、戦略を練っていくというのは非常に難しい話でございまして、ぜひそこはしっかりと反省をしていただきたいなと。

5年前にアンケートをしていただいた、 そこへ出てきたものには確かな特徴がある わけですよね。賃貸住宅で摂津市に来られ るけども、定住を求めて近隣に越されてい くわけですよね。それも、比較的若い層の 方が越されていくわけですよね。そういう 状況を考えると、さまざまな施策が打てる わけなんですよ。あのアンケートで終わり じゃなかったはずなんですよね。そこをし っかりともう一度思い出していただいて、 しっかりと人口といったものは指標として 持っていただきたいなと。そして、それぞ れの施策の検証するときのデータとして、 しっかりと活用していただきたいなという ように思っておりますので、これは強くお 願いをしたいと思っております。

それと、防犯カメラのことなんですけれども、今後拡張していくという方向で考えていきたいというご答弁をいただきました。ぜひそれをお願いをしたいなと思っておるんですけれども、一度防犯カメラをつけたからといって、そのことによって犯罪が起こる場所が変わることもあるわけなんですよね。ということは、本当に密に警察と連携を取っていただいて、今の犯罪がどこで起こっているのかということを本当にタイムリーにつかんでいただきたいなと。

それで、設置場所を変えるんであれば変えるというようなことも打ちながら、私は、本当に市民の皆さんが安心をして暮ら

せるようなまちをつくっていただきたいな というふうに思っておりますので、この点 もお願いをしたいと思っております。

それから最後に、教育長からお話をいただきまして、家庭の役割はこうなんだよ、学校の役割はこうなんだよということにつきましては、明確にするべきなんだということについては、教育長も同じお考えだということをお聞かせいただきました。

その中で、本来家庭がするべきことであっても、学校にお願いをすることがあるかもしれないというようなお話をされましたよね。それはそのとおりだと思うんと思いません。実際に、そういうことも多々あると思いますし、なかなか子どもに向き合う余裕がない家庭もそれはあると思います。そういっとなるとことは大事なのかなと思っておりますけれども、だからといって、じゃあこれは本来家庭がするべきなんですよ、これは学校はしっかりとこのことを約束しますということについては、私は言うべきなのかなと。

そのことによって、今まで以上に子どもに対して責任を持って接していただく家庭がふえるかもしれないなというように思っているところでございますので、ぜひこれは学校にとっても非常に勇気のあることだと思うんですよ。要は、しっかりと45分間席に座って先生の話を集中して聞いて聞いてものたけの学力を保証しますよと言うわけですから、これは学校にとっても非常に勇気のあることなのかもしれませんけれども、ただ、今の摂津市の子どもたちの状況といったものは、例えば学力調査なんかを見ても出てきているわけですよね。

学力だけじゃなくて、いわゆる学習状況 といったことを考えても出てきているわけ ですよ。あるいは、体力の調査もされておられますけれども、そこで1週間の中でどれだけ体を動かしてスポーツしていますかなんていうことについては調査をしているわけで、そこでもやはり摂津市の子どもたちはまだまだそういうところは足りないという状況も出てきているわけですよね。

そういったところをしっかりと明確にしっかりと手をつけていくためにも、私は明確にこのことは家庭にお願いしたいんだといったことを打ち出すべきなんだろうなというふうに思っておりますので、ぜひこれは今後さまざまな学校現場あるわけでございますから、教育委員会だけで進めてございませんので、しっかりと現場の先生方とも意思疎通を今まで以上にではただいて、よりよい形を探っていただきたいなというように思っていと記録い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員の質問が終わりま した。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、質問させていた だきます。

私は、身内が大きな震災に遭っています。少し話をさせていただくと、阪神・淡路大震災のとき、私の祖父母は神戸の山手のマンションに住んでいました。8階に住んでいましたが、5階が倒壊してしまい、何人ものとうとい命が失われました。祖父母の家は、壁、天井が一部崩壊しましたが、命に別状はありませんでした。祖父母は高齢であったため、危険を冒して下におりることもできず、自衛隊の方に助け出されました。私はすぐに飛んでいきました

が、なかなか祖父母を探し出すことができなかったことを鮮明に記憶しております。

また、さきの東日本大震災では、定年 後、私の両親が住んでいる茨城県鹿嶋市の 自宅、普通の2階建て木造住宅が倒壊しま した。たまたま両親は外出していたので難 を逃れましたが、自宅の中にいたと思うと ぞっとします。そして、途方に暮れていた とき、摂津市は困っている私の両親に手を 差し伸べてくださいました。本市の心温ま る計らいで、市営住宅、鳥飼八町団地に1 年弱住まわせていただきました。本当にあ りがとうございました。改めて感謝申し上 げます。

このように、身内が震災を経験している と、近年の各地での自然災害は他人事に思 うことができないんです。私にとって命の 大切さ、生きているありがたさを痛切に感 じることでした。

昨今では、南海トラフ巨大地震が今後3 0年以内に70%以上の確率で起きるとも 言われております。周期的に約100年から200年で規模がマグニチュード8から 9クラスということです。発生すると、甚 大な被害が予想されます。そのような中 で、市民の安心・安全、生命、財産をどの ように守るのか。

そこで私が注目したのは耐震シェルターです。住宅の地震対策は耐震補強が最も効果的です。しかし、経済的な理由などで耐震改修ができない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保し、命を守れるのが耐震シェルターです。耐震シェルターは地震で住宅が倒壊しても、寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置です。既存の住宅内に設置することができ、住みながらの工事や耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能です。一部屋型とベッド型があります。

一般的には、住宅内の一部に木材や鉄骨で 強固な箱形の空間、シェルターをつくり、 安全を確保するものです。

耐震シェルターの助成を導入している自 治体に東京都があります。都内の18の区 市では、耐震シェルターを設置する高齢 者、障害者世帯を対象に助成金の交付を行 っています。対象となる建築物は昭和56 年5月31日、いわゆる新耐震基準以前に 建築された木造住宅となっています。ま た、対象者の要件として、所得や年齢制限 があります。補助は30万円から50万円 となっています。また、豊橋市も木造住宅 耐震シェルター整備費補助事業がありま す。市が独自に行っている木造住宅無料耐 震診断の判定値が1.0未満や県の建築住 宅センター実施の木造住宅、耐震診断の得 点が80点未満など対象条件があり、補助 金が30万円までとなっています。

東京都と豊橋市、両方の担当者に導入の 経緯を聞きましたが、やはり一番の理由は 耐震補強工事は多額のお金がかかる、だか ら全体は無理でも部屋の一部、一室でもと いう観点から耐震シェルター助成制度を導 入しているということでした。耐震補強工 事の1件の平均金額が150万円から20 0万円と言われている中で考えると、耐震 補強と比較すると30万円前後からあり、 導入しやすいと考えます。それと、皆さん 言われたのが減災の観点からだと。

また、豊橋市の方に問題、課題についてお聞きすると、耐震シェルターを平成25年度から導入していますが、現在、まだ数件程度だということでした。理由は、対象条件もあるとのことですが、一番多くは部屋が狭くなることを懸念されているのではとのことでした。6畳の部屋が耐震シェルター工事をすることで4畳半ほどになって

しまうとのことでした。耐震シェルターは、課題はありますが、耐震補強を補完し、減災させ、被害を最低限にとどめるものです。

そこで、摂津市として、耐震シェルターについてどのような認識、スタンスなのでしょうか。また、国・府・市町村の普及促進状況または補助や助成制度がどのようになっているのか、お教え願います。

1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。都市整備 部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 耐震シェルターについ てのご質問にお答えを申し上げます。

耐震シェルターは大がかりな耐震改修ができない、または困難な場合におきまして、家屋が倒壊しても寝室など一部の空間を確保することで命を守る装置として、近年開発されていると聞いております。

耐震につきましては、本来耐震改修により建物本体の安全性確保が必要であるというふうに考えておりますが、耐震シェルターは建築物とは構造が独立し、主に寝室など居住空間の一部屋の部分しか安全確保が図れないことから、生命、財産の安全・安心の確保に必ずしもつながらないものと考えております。

次に、補助制度につきましては、大阪府が独自の取り組みといたしまして、耐震シェルターに対する補助制度を実施されており、府下の市町村においても、府の動きとあわせて耐震シェルターに対する補助制度を導入されているところが見受けられますが、まだ実績は少ないものというふうに聞いております。

今後の取り組みといたしましては、耐震 シェルターは安価で安全確保が図られると いうメリットがあるものと認識いたしておりますが、本市といたしましては、地域を含む生命、財産の安全・安心を守る観点から、建物本体の自主的な耐震補強によります耐震化を促進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

耐震シェルターに対するお考えはわかりました。今のお話をお聞きしますと、耐震シェルターは一部の部屋しか、一部分しか安全が確保されないから、建物全体の補強、つまり耐震補強に力を入れていくということだと思います。

大阪府も、平成18年12月、平成20年8月改定で「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定されています。これは、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓からのものです。地震により6,434人が亡くなり、直接的な死者数は5,502人、このうち住宅建築物の倒壊等による被害者は約9割の4,831人であり、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが不可欠であるとあります。

その中の基本方針としては、1、住民、建物所有者が自主的に耐震化に取り組むことを基本とする。2、府、市町村は、所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消または軽減する施策を展開するとなっています。大阪府も東京都や豊橋市同様、耐震補強の目標達成が非常に困難と認識しているために耐震シェルター普及にも力を入れていくとのことでした。

耐震シェルター助成の大阪府下市町村か

ら上がってきた実績は、先ほど答弁にもいただきましたけれども、過去10年でまだ1桁ということです。制度を導入しているところが年々ふえていますが、どこの自治体も耐震補強は利用者が多額な費用が要るため、足かせとなり、なかなか普及していかないことを苦慮していることが推察されます。

そこで、耐震シェルターも耐震補強も助成を受ける場合、耐震診断を受けなければなりません。この耐震診断とはどのようなものなのか、どのような項目をチェックするのか、簡単で結構ですので、判定基準等もお教え願います。

これを踏まえ、摂津市での耐震補強、耐 震改修の現状はどうなっているのでしょう か、お教え願います。

また、耐震化率の計算式ですが、分母が 住宅総数、分子は耐震性を満たす建築物の 率となっていますが、耐震性を満たす建築 物とは、昭和57年以降の住宅戸数と昭和 56年以前の住宅戸数のうち、改修が不要 または改修済みと推計されるものとなって いますが、数字はどのように算出されるの でしょうか、お教え願います。

また、摂津市内の木造住宅の総数に耐震化の割合をお教え願います。

また、民間の耐震化率ですが、平成27年度の目標値として90%を掲げておられます。目標を達成するために今何をなさっているのか、現在どういう状況なのか、達成するための課題、問題点があればお教え願います。

また、今年度は昨年度より耐震改修費用 補助を30万円増額しているということで すが、現在までの反響や状況をお教え願い ます。

2回目を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 都市整備部長。
- ○吉田都市整備部長 それでは、5点ほどご 質問をいただいたというように思いますん で、ちょっとお時間をいただきますのをご 容赦いただきたいと思います。

現時点での民間住宅の耐震診断の内容及び耐震改修の状況及び今後の取り組みということでのご質問について、お答えを申し上げます。

まず、耐震診断につきましては、建物が 大震災の揺れにより倒壊するかしないかを 診断するための調査であり、診断方法は建 物の階別、床面積、地盤と基礎、壁柱接合 部、そして劣化度などについて、建築士の 資格を持つ耐震診断技術者が現地調査を行った上で、建物に必要とされる耐力と実際 の建物の耐力とを比較した数値で評価する ものです。

その数値が 0. 7未満は、倒壊する可能性が高い。 0. 7以上 1未満は、倒壊する可能性がある。そして 1以上 1. 5未満は、一応倒壊しない。 1. 5以上は倒壊しないというふうにされております。

必要な耐震性能を満たすためには、1以上であるという必要があるとされておりますので、耐震診断では4万5,000円を限度として費用の9割を補助いたしているのが現状でございます。

次に、民間住宅の耐震化率は、平成25年12月時点での推計ではありますが、約75.2%であります。

耐震化率の数値は、市内の住宅の総戸数約3万7,000戸分を分母とし、耐震化を満たす住宅の戸数約2万8,000戸分を分子として、割合を百分率で算定してあらわした数字でございます。

次に、木造住宅の割合につきましては、耐震改修促進計画策定時の平成19年度の

推計でありますが、住宅総戸数に占める割合が木造戸建て住宅が約42%、約1万4,000戸で、そのうち耐震性を満たすものは約8,000戸と推計されております。

次に、現時点での民間住宅の耐震診断及び耐震改修の状況につきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された耐震性が不足する住宅を対象といたしており、今年度より耐震改修の補助につきましては、昨年度までは最大50万円の補助金であったところを、30万円増額いたしているところでございます。

補助の実績につきましては、昨年度は耐 震診断が18件、耐震改修が7件で、今年 度は11月末現在でございますけども、耐 震診断が13件、耐震改修は4件でござい ます。

今後の取り組みといたしましては、まず 市民の方々に耐震診断の必要性をご理解い ただくことが一番重要ではないかというよ うに考えております。また、大阪府などと 協働いたしまして、フォーラムなどの開催 チラシを配布し、そして市独自の市広報紙 やホームページなどで掲載などして周知に 取り組んでいるというのが現状でございま す。

また、市内の公民館や耐震改修工事の事業者に対しましても啓発チラシを配布しているのが今の取り組みということになっております。

また、今までに耐震診断を受けられた建物所有者に対しまして、耐震改修の案内チラシを送付いたしまして、耐震改修への認知度、意識を高めていただくというふうな形も取り組んでおります。

今後につきましては、やはり地域の安 全、そして個人の生命、財産を守るという 観点から、積極的にさらなる啓発活動に努めてまいりたいというように思っております。またあわせまして、今後、国、大阪府の動向を注視しながら、市としてやるべきことは果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○渡辺慎吾議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 それでは、3回目は要望と させていただきます。

今お聞きしますと、耐震補強の進捗、整備状況は進んでいないようで、目標を達成するのは非常に厳しいのが現実だと思います。

理想は家全体を構造補強、耐震補強するのにこしたことはありません。しかし、何度も繰り返しになりますが、家全体を補強するのにはかなりの高額な出費が必要になります。補助制度があるとはいえ、負担が重いんです。地震や自然災害はあす起こるかもしれないんです。待ってくれないんです。だから、スピード感を持ってできる対策を講じていかなければならないんです。

耐震補強はベストで、耐震シェルターは ベターです。利用者が選択できるようにす ることが重要ではないかと考えますが、い かがでしょうか。

ぜひできる限り早く、可能な範囲で市民の安心・安全、生命、財産を守る耐震シェルターの補助、助成制度の創設または摂津市木造住宅耐震改修補助制度の耐震対象者条件を検討していただきたい。財政状況が厳しいのはわかっていますが、いざというとき生命に直結することです。このことをくみしていただき要望とさせていただきます。

終わります。

○渡辺慎吾議長 中川議員の質問が終わりま

した。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 順位に従いまして一般質問 させていただきます。

最初に、介護保険についてです。

来年度から、第6期が始まります。第6期の介護保険料の試算額についてお聞きをいたします。

第5期の保険料決定の際、基金に8,000万円が積み上がっていましたが、市長は全て取り崩して保険料引き下げに使うと言われました。それによって、第5期の保険料は基準額である第4段階で4,990円となりました。しかし、第5期最終の基金残高は当初の8,000万円のおよそ2倍に積み上がる見込みです。基金が2倍に膨れ上がるということは、保険料の取り過ぎだと言わざるを得ません。計画に盛り込みながら、実行されなかった事業があったことが原因ですが、できない事業を入れて保険料を引き上げたことは問題です。

第6期は、このようなことが起こらないようにすることが必要です。また、これ以上の保険料値上げはしないでほしいというのが市民の切実な願いではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国民健康保険料について質問いたします。

今年度、9,000万円の国民健康保険料の値上げは、市民にとって大きな負担となっています。今年度は、国において国民健康保険加入者の低所得者対策として、法定軽減の枠が広げられましたが、新たに軽減対象となったにもかかわらず、摂津市の値上げによって、国民健康保険料が上がってしまった人もいます。国ですら、保険料の軽減が必要だとしているときに、住民の

福祉を守る自治体が値上げをすべきではありませんでした。来年度、さらなる値上げをしないよう強く求めるものです。来年度の国民健康保険料の見通しについてお聞かせください。

続きまして、市民税、国民健康保険料等 の滞納整理問題について質問いたします。

控除が次々と減らされ、定率減税もなくなり、税の負担が重くなっています。国民健康保険料も値上げされ、消費税の8%への増税、円安等による物価高、実質賃金が下がり続ける中で、払いたくても払えない世帯がふえています。滞納整理についての市の考え方、姿勢についてお尋ねいたします。

滞納処分は、法や条例に基づいて行うものですが、権力の行使であるところから、慎重な対応が求められます。その運用に当たっては、さまざまな通達や指針、国会での政府答弁が出ています。例えば、税務運営方針には、滞納整理に当たっては、大口滞納者、悪質滞納者、その他の早期に保全を有する滞納者に対する処理の充実、これらの滞納者以外のものについては、通信による催告を主体とした滞納整理方式と書かれています。

差し押さえをするのは、大口、悪質、逃げられるおそれがある場合と限定的にすべしと定められているのです。また、納税の猶予や換価の猶予など、納税緩和措置についても定めがあります。国税のみでなく、市税や国民健康保険料等でも、これら通達や指針などにのっとり、納税緩和措置も活用し、市民に寄り添った対応をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子ども医療費助成を通院でも中学 校卒業までに引き上げることについて質問 いたします。 ことし9月、子ども医療費の助成が通院でも小学校卒業までに引き上がり、市民の皆さんからたくさんの喜びの声を聞いています。と同時に、小学校に上がった1年生の保護者からは、9月まで病気やけがをしないように心の中で願っていた。必要な治療も9月まで引き延ばしたという声も聞きました。そして、来年度は中学校卒業まで引き上げてくれるんですよねという切実な期待の声もたくさんお聞きしています。

ぜひとも来年度当初から中学校卒業までに引き上げていただきたいと思います。中学校卒業までに引き上げた場合の予算は幾らくらいになるでしょうか。来年度実施の見通しも含めてお答えください。

また、今回の助成引き上げには、所得制限が導入されました。私たちは、所得制限は廃止してほしいと思っていますが、所得制限を導入したことによる影響額は幾らくらいなのでしょうか、教えてください。

以上、1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。保健福祉 部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 第6期の介護保険料の試 算額についてのご質問にお答え申し上げま す。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、向こう3年間の給付費を推計し算定を行います。現在、第6期の介護保険事業計画策定審議会を開催し、必要なサービスや供給量について検討を重ねております。

介護保険料は、見込まれた3年間の給付費の法定負担分を国・府、診療報酬支払基金、市が負担し、残額を65歳以上の方で負担していただくものでございます。

本市では、過去5年間の給付費の伸び率 が平均6.04%となり、給付費の拡大が 依然続いていることから、3年ごとに介護保険料の改定が生じることとなっております。現在、進めております第6期の介護保険料の試算につきましては、国から提供される保険料を算定するワークシートへの入力を進めておりますが、介護保険給付費準備基金の1億6,375万5,235円、全額を取り崩すことによりまして、月額215円の減額が行え、11月9日現在の試算では月額基準額は5,591円となり、第5期の4,990円から601円、12.0%の増となっております。

今後につきましては、府の保険料ヒアリングや策定審議会の意見反映も踏まえ、最終保険料の試算は7月ごろと考えております。

次に、来年度の国民健康保険料の見通しについてのご質問にお答え申し上げます。

現在の国民健康保険制度は、被用者保険 と比較いたしますと、高齢者が多く加入 し、それに伴い、医療費の増嵩が年々著し く、健全な国保財政運営は非常に困難な状 況となってきております。

前期高齢者に係る費用負担の調整は、前期高齢者交付金において行われることとなっておりますが、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加が今後も認められるため、さらに厳しい状況になると考えているところでございます。

そのような中で、国による財政支援につきましては、年内に示されることとなっておりましたが、いまだ示されていない状況でございます。

また、平成27年度から対象医療費が30万円以上から1円以上に拡大となります。都道府県事業であります保険財政共同安定化事業につきましては、拠出方法や激変緩和措置等の見直しについて、大阪府の

広域化等支援方針策定に関する研究会、財 政運営ワーキンググループにおいて議論さ れておりました。

当初案では、本市を含む北摂各市にとって非常に不利な案となっておりましたが、今年度の北摂市長会の要望におきまして、北摂ブロックの集約した意見を強く要望するなど、働きかけをしてまいりました結果、拠出方法については、所得割の割合を昨年までと変更しないものとし、激変緩和措置につきましては、平成27年度は影響額の90%分を府の特別調整交付金を財源に補填を行うとする案が示されるようになりました。

来年度の国民健康保険料につきましては、歳入歳出が固まった上で、収支均衡を図るものとして考えており、年末に示される国・府の通知をもとに保険料を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、滞納処分の考え方、姿勢についてのご質問にお答え申し上げます。

失業や事業の悪化などで滞納せざるを得ない状況に陥り、相談に来られた場合は、減免や分割納付などをご案内し、継続的に納付できるよう初期対応に努めております。

次に、滞納状況が長期的に解消されない 状況に至りますと、滞納整理の担当職員が 対応を行い、資格、給付、債務整理の面か ら総合的な改善案を考え、自立して滞納を 解消していただけるように納付相談を行っ ております。

滞納処分につきましては、国民健康保険 法において準用する地方税及び国税徴収法 に基づき行っておりますが、国民健康保険 料を滞納されている世帯では多様なケース が存在するため、それぞれの状況や事情な どを十分勘案した上で進めております。 ○渡辺慎吾議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市税等に係る滞納処分の市 の考え方、姿勢についてのご質問にお答え いたします。

滞納処分の市の考え方と姿勢についてですが、滞納となっている税金を放置しておくことは、納期内に納付していただいている大多数の納税者との公平性を欠くことになります。滞納状態が続いた場合、国税徴収法や地方税法の規定に基づき、所有財産の差し押さえを行わなければならないとなっております。

納期限内に納付がない方に対して、督促 状や催告書、電話催告などにより自主納付 を促しております。これは、納税相談を早 期に受けていただくことにより、個別に抱 えられる生活実態などを把握し、それぞれ の状況に合った対応をするため、特に力を 入れているものでございます。

それでも、納税に誠意が見られない方に は、税の公平性を保つため、やむを得ず滞 納処分として財産調査を行い、差し押さえ を執行しております。一方、資産、財産等 がなく収入も少ない方につきましては、執 行停止処分を実施しているところでござい ます。

いずれにいたしましても、法律や通達等にのっとり、現在の個々の状況を十分お聞きし、また財産調査を行って詳細な状況把握に努めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子どもの医療費助成制 度についてのご質問にお答えいたします。

本市では、ことし9月、所得制限を設け、通院医療費の助成対象者を小学校修了までに拡充いたしました。中学校修了まで

に拡充した場合の財源に対するご質問でございますけども、小学生と同様の所得制限で試算をいたしますと、年間ベースで3,500万円から4,000万円程度見込んでいるところでございます。

次に、今回の所得制限を設けること、設けない場合の影響額というご質問でございますけども、予算ベースではございますが、年間ベースで700万円から800万円と見込んでおったところでございます。

最後に、さらなる拡充についてのご質問につきましては、ことし第1回定例会におきまして森山市長から、大阪府の補助制度の拡充と第5次行革における単独扶助費の見直し、双方での財源確保の有無を見据え、判断をされるというようなご答弁がなされております。

- ○渡辺慎吾議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、2回目の質問を いたします。

介護保険についてです。

医療介護総合確保推進法により、介護保険の大改悪が行われようとしています。四大改悪として、1、要支援の訪問介護通所サービス外し。2、特別養護老人ホームへの入所は、要介護3以上に限る。3、所得によって利用料を1割から2割へ引き上げる。4、施設の補足給付の制限強化。これらが行われようとしています。

しかし、その中で、1、要支援の訪問介護通所サービスを総合事業に移すこと。 2、特養への要介護1、2の特例入所などは、市町村の判断が大きくかかわるものでございます。

現在、摂津市では、要支援の認定者はどれくらいいるのでしょうか。いつごろ総合 事業に移行する計画でしょうか。また、特養への特例入所について、どのようにお考 えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、国民健康保険について2回目の質問をいたします。

医療費の増加を言われますが、2013年度で見ると、前期高齢者交付金の伸びは、医療費の伸びを上回って交付されています。府支出金、療養給付費交付金などの歳入も年々増額しています。

また、摂津市の2013年度予算では、 医療費は76億1,500万円見込まれて いましたが、決算では73億5,500万 円でした。2億6,000万円の見積もり 過ぎです。見積もり過ぎの予算で保険料を 値上げされたら市民はたまりません。

来年度医療費1円からの共同事業開始については、市民に対して不利益にならないよう市として要望してほしいと言ってきたところです。当初、一般会計からの繰入金に対して、ペナルティーをかける案も出ていましたが、新しい案ではペナルティーのないものになっているということでした。

努力していただき、北摂市長会として大阪府に働きかけていただいたことは大きいと大変評価をしています。大阪府の共同事業のあり方には、まだまだ問題点が多いと感じています。今後も、市民の立場で大阪府にもしっかり要求していただきたいと思います。

府内統一保険料についても問題が多いと考えます。社会保障プログラム法に基づいて進められている国と地方の協議では、都道府県が保険者になるとしても、保険料は市町村が決められるとしていますが、大阪府は府内統一保険料を目指すと言っています。仮にそうなると、なおさら現時点の保険料値上げは大阪府下全体の統一保険料を押し上げるのではないでしょうか。

今回、共同事業について、一般会計繰り

入れのペナルティーを採用しない案が出ま した。一般会計繰り入れをふやしても値上 げはすべきではないと考えますが、いかが でしょうか。

市民税、国民健康保険料の滞納処分について、2回目の質問をさせていただきます。

法や条例だけでなく、通達等にものっとり、個々の状況に合った対応をしていくというご答弁でした。それでは、実際に市民に直接対応する窓口の職員の皆さんは通達や指針について、また滞納処分の執行の方法だけでなく、納税緩和措置についても、どうやって研修されておられるのか、お聞かせください。

一つ一つの滞納処分について、職員一人の判断で行っているわけではないと思いますが、どのような基準で決定をし、どのような手続を踏むのかについてもお聞かせください。

子ども医療費について2回目の質問をい たします。

子ども医療費での所得制限は、全国的にも大阪府下でも廃止の方向が主流です。通院で所得制限があるのは43自治体中8自治体だけです。摂津市は他市に先駆けて所得制限をなくした先進市であったのに、今回の所得制限導入は逆行です。この間、大阪府下でも対象年齢を拡大する自治体がふえていますが、所得制限を新たに導入した市は摂津市だけです。

所得制限導入によって700から800 万円予算が削減できたとのご答弁ですが、 これによってどれだけの方が助成を受けられなかったのか、お答えください。

また、その中には所得オーバーだけでな く、未申告の方などもあるのではないでし ょうか。本来必要なところに制度が届かな いことになっているのではないでしょうか。

2回目の質問を終わります。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 介護保険の制度改正の内容についてのご質問にお答え申し上げます。

団塊の世代が後期高齢者に到達する20 25年には、介護給付費が倍増するという 状況から、平成27年4月に、持続可能な 制度確立を図るため介護保険制度の大幅な 改正が行われます。

主な改正点につきましては、要支援認定 者への訪問介護と通所介護を市町村が総合 事業として実施することや地域包括ケアシ ステムの構築に取り組むこと、また特別養 護老人ホームの入所要件の変更、一定以上 の所得における利用負担の見直しなど、多 岐にわたっております。

平成26年9月末現在、要支援認定者は 1,068人で、要介護認定者3,276 人の32.6%を占めております。

総合事業に移行する訪問介護と通所介護の利用者数は、それぞれ約370人、230人と多くの方が利用されていることを考慮し、平成29年4月の総合事業の開始に向けまして制度の構築、サービス提供者の資格、供給体制、協力団体の確保などの課題に取り組んでまいります。

また、特別養護老人ホームの入所要件が 要介護1から要介護3以上に変わるに当た りまして、高齢者を取り巻く家庭環境や認 知症など諸事情への配慮が必要な場合の特 例入所につきまして、今後、大阪府が示す 指針をもとに検討をいたしてまいります。

本市といたしましては、今回の制度改正 を踏まえ、高齢者がいつまでも住みなれた 地域で安心して暮らせることを目指し、第 6期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

次に、平成27年度の一般会計繰入金についてのご質問にお答え申し上げます。

一般会計繰入金には、法定繰り入れと法定外繰り入れがございますが、保険料の決定において重要な位置づけにあると考えております。平成27年度につきましては、低所得者の保険料に対する財政支援の強化といたしまして、保険者支援制度への1,700億円の公費投入が検討されております。また、市町村の一般会計からの繰入金につきまして、1,000億円の地方財政措置として財政安定化支援事業が講じられているところでございます。

財政基盤の強化及び財政運営の都道府県 化を踏まえ、見直しが行われることとされ ております。

1回目のご質問の回答でも申し上げましたように、国・府による財政支援等の方向性が明示されていない現状では、一般会計繰入金についてどの程度の規模になるか、現時点では不確定となっております。

いずれにしましても、国保財政の健全な 運営の観点から、収支均衡に見合った保険 料設定をしてまいりたいと考えておりま す。

続きまして、滞納処分の手順と納付相談 に当たる職員の資質向上のための研修等に つきましてお答え申し上げます。

滞納処分につきましては、納付相談もなく状況の判断ができない場合、また分割誓約を行っても不履行の場合や資力に応じた納付をいただけないなど、滞納解消へ誠意を示していただけない場合に財産調査を行っております。差し押さえから換価までの経緯につきましては、差し押さえ予告通知、また取り立て予告通知を送付いたしま

して、滞納者が納付相談の機会を確保できるよう十分な期間を設けております。

執行に当たっては、個別の事情をしんし ゃくしながら慎重に行っております。

次に、職員の資質向上の取り組みについてでございますが、国民健康保険料の徴収には滞納処分のような専門的な知識だけではなく、国民健康保険制度を理解し、総合的に納付相談を行うことが不可欠でございます。

摂津市では、納付相談に当たる職員は、 資格事務から給付事務に至るまで幅広く対 応できるようにしており、さらに専門的な 案件につきましては、担当者間で連携しな がら対応できるよう努めております。

また、滞納整理の知識につきましては、 配属後、短期の研修に参加し、基礎を取得 し、その後全国市町村の徴税吏員が参加す る市町村アカデミー主催の専門性の高い研 修にも参加をさせております。

その中で、滞納処分に関する技術的な知識を習得するだけではなく、他市職員との意見交流の中で、公平公正な判断をもって徴収を行える人材を育成するように努めているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 総務部長。
- ○有山総務部長 滞納処分の手続の内容とそ の決定、また職員の資質向上のための研修 というお問いでございます。

まず、職員が置かれている立場のほうを 少し話しさせていただきますと、私ども税 を扱う職員、その職務を遂行する過程にお いて、納税者の行う申告もしくは報告また は質問検査権により行使をする納税者及び その他の私人の家庭の状況、こういった、 また財産調査によります財産など重要なプ ライバシーに係る秘密を知ることができる 立場となっております。 税務調査の権限は、租税の賦課徴収を行うためのみ認められた権限でありまして、このことによって納税者の税遂行に、税務行政に対する信頼を損なうようなことがあってはいけないということでございます。

広く地方公務員の場合、地方公務員法でこういう知り得た秘密を漏らした場合、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」というふうな形で、地方公務員法第34条で守秘義務が定められ、同第60条第2項でこういう罰則のほうが定められております。

私ども税に従事する者は、地方税法第2 2条で、これよりもさらに重い2年以下の 懲役または100万円以下の罰金というこ とで、罰金につきましては33倍、懲役に つきましては倍の期間ということで、職員 にこれらの処罰規定が設けられているとこ ろでございます。

私ども職員に対して常に言っておりますのは、こういう強い公権力を行使する立場にあるので、そこのところは我々も逆に法的にこういう強い処罰を受けるということで、職員に言っているところでございます。

ご質問のありました差し押さえ執行につきましては、1回目の答弁でいたしましたように、財産調査を行い、法令に基づき、滞納処分の必要性を判断して執行しているものでございます。

この調査により、資産、財産等がなく、 収入も少ない方につきましては、執行停止 処分を実施しているところでございます。

次に、職員の資質向上の研修の取り組み についてのご質問ですが、徴収吏員の業務 は、専門的かつ高度な知識が必要と考えて おり、毎年大阪府や府税事務所の主催する 新任研修、基礎研修、滞納整理に関する専 門研修に参加させております。

また、全国市町村国際文化研究所で行われる11日間にわたる専門研修にも参加しております。

研修では、徴収吏員として重要な接遇研修も受講しており、職員のスキルアップを図っております。なお、受講した職員は、課内において研修で得たスキルを職員にも報告を行い、情報の共有化を図り、専門的知識の向上に努めているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 子どもの医療費助成に 対する2回目のご質問にお答えをいたしま す。

1回目にもご答弁いたしましたが、ことし9月から所得制限を設け、小学生修了まで通院医療費助成を拡大したところでございます。我々といたしましては、この制度の改正の内容をいかに対象者全員にお届けをするかと、またお届けをさせていただいた後、未申請の方にさらにどのようにその情報をお知らせするかというところに主眼を置きまして、事務を遂行してきたところでございます。

その内容を申し上げますと、5月にはホームページ、また5月1日の「広報せっつ」にその内容を掲載をさせていただいたところでございます。あわせて、市内医療機関、薬局等へのポスター掲示もさせていただきました。5月下旬には、拡大対象者全員に対して、ご案内の文書と申請書を同封して郵送させていただいたところでございます。またあわせて、小学校を通じて保護者の方にプリントを配付をさせていただきました。

その後、6月の児童手当の現況届の時期 に合わせて受け付けをスタートさせていた だいたところでございます。

11月には、未申請の方に対して再度ご 案内をお送りし、申請漏れがないようなご 案内をお送りさせていただいたところでご ざいます。

そのような状況の中、11月末現在で申 しますと、拡大対象者のうち96.6%、 3,918人の方に申請をいただいたとこ ろでございます。

申請と同時に、所得の確認の同意も頂戴をいたしておりますので、それを確認をし、うち5.5%、214人の方が所得制限の超過になっているというところでございます。

あわせて、未申告の方への対応でございますけども、税の申告が必要となる旨のご案内も入れ、7月、8月、10月、計3度にわたりご案内をさせていただいております。その中には、基準内であれば、当然ながら医療証をお渡しするという旨もあわせてご案内をいたしているところでございます。1回目の送付前には、36名の方が未申告でございましたが、現在は10名の方が未申告というような状況でございます。

- ○渡辺慎吾議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、3回目の質問を させていただきます。

介護保険についての質問をいたします。 基準額は、本人非課税の方です。また、 年金額1か月1万5,000円以上なら介 護保険料は天引きされてしまいます。今で さえ、2か月に1回の年金支給のうち約1 万円が介護保険料として天引きされてつら いのに、それが1万1,200円になるな んて本当にひどい話です。介護保険の値上 げはやめるよう求めます。

第6期の終わりに、さらに基金が積み上 がっているなどということはないかも含め て、ご答弁をお願いいたします。

総合事業への移行は、全ての要支援者が 専門的なサービスを利用できるようにすべ きです。要支援者は要介護状態にならない よう専門的サービスが必要な人として、要 支援の認定を受けていたはずです。それを 安上がりにするために専門的な支援から遠 ざけることは、要介護状態になる可能性を 高めます。結果的に、介護サービス給付費 がふえることにもつながりかねません。

現在、認定を受けている人だけでなく、 これからも必要な人、希望する人にはしっ かりと介護認定を受けてもらい、認定に至 らない人には元気な状態を保てる取り組 み、要支援認定者には専門的な今までどお りのサービスを提供すべきです。

特に、指定事業者の基準は、現行予防給付と同一とし、緩和した基準によるサービスを導入すべきではないと考えます。要介護認定をこれまでどおり行い、基本チェックリストによる水際作戦のような振り分けを行わないこと、また訪問型サービスAなど緩和した基準によるサービスを指定事業者に導入しないことについて、ご答弁ください。

次に、国民健康保険料について3回目の 質問をいたします。

保険者を市町村から都道府県へ移行させようとする国の動きも、国民健康保険が持つ構造的な問題を解決できるだけの財政基盤の強化に公費を投じることが前提でないと引き受けられないという地方からの意見でとまっています。全国知事会など、地方は、国民健康保険料は高過ぎる、これ以上国保加入者に負担をかけられないという、この立場を前面に押し出して国に公費投入を求めています。

私たちは、都道府県化には反対の立場で

す。しかし、この被保険者を守る考えには 大いに賛同するものです。

知事会では、持続可能な国民健康保険制度と言うが、これ以上の保険料の値上げは制度の持続性を壊すものだという意見も出ているということです。大阪府の方向とは随分違います。住民の福祉の増進を図る地方自治体として、摂津市も来年度の値上げは何としてもしないよう再度強く求めます。ご答弁お願いいたします。

滞納処分についてです。

職員の皆さんはさまざまな研修を積んでおられるということです。それでは、国税徴収法精解にあるように、徴収に当たって用いる強制力は慎重の上にも慎重を期することや国税通則法精解にあるように、徴収確保のため、納税者の生活保障を損なう結果を招くことは、それ自体自己矛盾、無益にして有害な執行であることは十分おわかりいただいていると思います。

市民に寄り添った親切な対応をしていただいているはずです。ところが、市民税の徴収において、ともかく1年以内の滞納解消に固執し、それより少額の分納は認めないなど、職員の対応が一方的で威圧的だという苦情が入ってきています。市長宛てに市民から職員の名前を上げて請願書も届いていると思います。

また、交通事故で収入が激減した市民に 厳しい態度で滞納の年内解消を迫った、お 金を借りて払う人もいると言った。分納約 束をきちんと履行している納税者に1年間 で滞納解消ができるような額へ変更するよ うに言ったのに、それを受け入れないと言 って、電話での予告だけで文書も送らず差 し押さえをし、一旦押さえたものは全額返 済しないと解除できないと突っぱねた。ま た、口座に入った給料を全額差し押さえ た。病気で収入が減り、預金もない人が相 談に行っているのに、会社に給料の調査を したなど、たくさんの事例を聞いていま す。

もちろん、職員の方の言い分は聞いていませんし、個別にはさまざまな事情があるのかもしれません。しかし、これだけたくさんの苦情が市民から出ているということは真摯に受けとめていただいて、しっかりとした調査と対応をしていただきたいと考えます。

税務運営方針には、納税者の主張に十分 耳を傾け、いやしくも一方的であるという 批判を受けることがないよう細心の注意を 払わなければならないと書かれてあること を申し添えます。

子ども医療費について3回目の質問をい たします。

所得制限を導入することによって、所得 超過の方がはじかれるだけでなく、未申告 の方、未申請の方もはじかれる、その中に は本来は助成対象なのに受けられないとい う場合があり得ることがわかりました。申 請や申告をしないのが悪いという考え方は 通りません。これは子どもの医療を受ける 権利を守る制度ですから、保護者の状況に よって左右されるべきではないのです。

受けるべき人に制度が届くよう、職員の 方がいろいろ努力をされていることもよく わかりましたが、その手間暇や費用は所得 制限を導入しなければ必要なかったもので す。予算上の削減額があったとしても、所 得制限導入のコストを計算すれば、本当に 削減になっているのか、考えなくてはなら ないのではないでしょうか。

また、所得制限は収入の部分だけを見る わけですが、それぞれの家計の状況は収入 だけではわかりません。営業のために借入 金があり、返済額が大きい、高額な治療費がかかる病気の家族を抱えているなど、さまざまな場合があります。どんな状況でも子どもが医療を受ける権利が守られるように、所得制限の撤廃を改めて強く求めるものです。

大阪府下では、2013年12月の時点で、中学校卒業まで通院の医療費助成をする自治体は43自治体中9自治体でしたが、来年1月から実施予定の東大阪市を含めると1年間で5自治体ふえ、14自治体、約3分の1となります。

小学校卒業以上は13自治体から25自 治体にふえ、半数を超えています。子ども 医療費では、先進だった摂津市はもう今や 普通の状態、このままではおくれた自治体 になってしまいます。財政の問題では、大 阪府との関係もあるでしょうが、ことし第 1回定例会では、大阪府からの補助だけで はなく、摂津市の独自財源も考えて市長は ご答弁されたと思います。

市民の期待に応え、何としても来年度、 子ども医療費助成をぜひ市長にお願いしま す。ご答弁をお願いします。

- ○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 それでは、増永議員さん の3回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、介護保険制度でございますけれども、介護保険料の改定でございます。今回、消費税の延期問題で国からの情報提供がおくれておりまして、現時点ではまだしっかりとお伝えすることができないんですけれども、国が別枠で財源を確保して低所得者の介護保険料の軽減割合を拡大するという予定になっております。

それから、基金の活用につきましては、 先ほども1回目でご答弁申し上げましたよ うに、介護保険給付費準備基金の全額を取 り崩す予定をさせていただいております。 前回につきましては、予定している事業の 進捗がうまくいかなかったためにかなりの 額が残っておりますけれども、今回はでき る限り精緻に見積もっていきたいというふ うに考えているところでございます。

それから、要支援認定者へのサービスの 構築内容についてでございますけれども、 チェックリストの導入につきましては、あ くまでも介護予防、生活支援サービスのみ の利用希望者についてそのおおむね1か月 の期間を要する認定を受けなくても迅速に 支援サービスができる、利用できるよう本 人の状況を確認する手法でございます。

したがいまして、要介護認定等の申請を 並行して進めていただくことを妨げるもの ではございませんので、本市としまして は、介護サービスを希望される場合は、要 介護認定審査会に諮りまして介護度が出た 上でその方に合った幅広いサービスにつな げていくことを基本と考えております。

以上でございます。

- ○渡辺慎吾議長 市長。
- ○森山市長 増永議員さんの3度目の質問に お答えいたします。

今、るるご指摘を賜りました。まず、介護保険制度、それから国民健康保険制度、そして子どもさんの医療費助成のこの制度、三つについてだったと思いますけども、極端な少子・高齢社会の中、日本社会が抱える今日的な病、これを象徴するような一つ一つのご指摘でもあったかと思います。

それぞれ大切ないい制度だと思います。 私はよくこの話をしておりますけれども、 福祉という一言でくくるとするならば、福 祉は非常に幅が広い、奥が深いんですね。 これでいいんだという到達線があるようで ないんですね。ないんです。限られた財源、そして限られたマンパワーでいかにこれを目的を達するか、大変難しいです。でも、大切な問題です。

私は行政を運営していく立場にあるんですけれども、さまざまなご意見をいただきます。一過性のもの、単年度で処理できるもの、摂津市は再来年50周年を迎えますけれども、まだまだ100年、200年と続いていくでしょう。そんな長期的な視点等々も持たなくてはなりません。そういう中で、福祉だけじゃありませんけれども、いろんなご意見を拝聴する中、最大公約数をつくっていくのが私の立場でございます。

そんな視点から、今のご意見、今日までいろいろご指摘をいただいております。全てがなかなか全うし得ない、これは事実でございます。

そこで、具体的にお問いでしたのは、国 民健康保険制度という話があったと思いま すけれども、この日本の国保というんです か、世界にないんですね、こういうのは。 この皆制度、これは非常に世界に誇るいい 制度だと思います。今日まで国民の健康づ くりに大きく寄与してきたことも確かで す。これとて、やはり安定した健全なる運 営ですね、これはやっぱり不可欠だと思い ますね。

ところが、さっきも言いましたけども、極端な少子・高齢社会ですか、こんなはずではなかったのにということになってきたんですね。今まで基礎自治体でこれは運営を任されてやってきました。もうこれはもたないんです。もたないんですね。制度があってのことなんですけども、もたないんですね。我々もできるだけ料金を抑えて一生懸命努力してきました。昨今、権限移譲

のもと、制度はどんどんどんどんどん、介護保険もそうですが地方に送られてきます。お金も人もほとんど参りません。そんな中で、これからどうしていくんだという中で、都道府県化ですか、一元化という方向が打ち出されてきました。

そういうことで、今国と府でそれに向け て作業が進んでおる最中です。そのさな か、我々は市長会としても言うべきことは しっかり言うていこうということで、そう いうことは常に取り組んでおりますが、 今、来年上げるなというような話、それは 上げんにこしたことはないんですけれど も、今日までの経緯、そして現状を踏まえ る中、国に、そして府にもしっかり物を言 うていきながら、国・府の動向を見据え て、やっぱり我々としても今後とも健全で 安定した運営をしていかないかんというこ とで、やはり収支均衡というものをしっか り見据えながら、来年度の料金、これは改 定していかざるを得ないんではないかと思 っています。

それから、子どもさんの医療費助成の話ですね。

昨年、6年生まで一遍に年齢を引き上げました。私はそのときも言ったと思いますけれども、でき得るならば中学校卒業まで引き上げられたらなというふうな話をしたと思います。

そんな中、大阪府のほうで、余り中身は どうかと思いますけれども就学児前までと いうことがあったので、何らかの財政的な アップにつながる、これは交付金制度とい うのを打ち出されました。それを踏まえ て、今後どうすべきかと考えますと言った と思うんですけれども、大阪府の打ち出し た交付金制度が実に少し当初思っていたよ りもわかりにくいといいますか、その点が あるんです。

今、これも市長会でおかしいやないかということで厳しく指摘している最中なんですね。こんなことを見据えた上で、この引き上げの時期を決めていくことになると思いますので、今のところそれ以上のことは言えません。

そんなことで、何度も言いますけれど も、限られた財源、限られたマンパワーで やっぱり皆さん方のご意見をどれだけ吸収 できるか、この最大公約数づくりにこれか らもしっかりと取り組んでいきたいなと思 っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 増永議員の質問は終わりま した。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

学童保育室の拡充についてですけれども、今議会で摂津市放課後児童健全育成事業の基準条例が審議されています。議案には賛成はさせていただきたいと思っておりますけれども、学童保育室の実際の運営については、市民のニーズを十分に満たしているとは思っておりません。

まず、延長保育についてお聞きをします。

多くの市民から、延長保育の要望が大変 多くあります。延長についての考えについ てお伺いをします。

厚生労働省から、4年生以上の児童の積極的な受け入れについて配慮するように通知を受けているはずであります。対象年齢を高学年までに拡大することについての考えについて、お聞きしたいというふうに思います。

保育料についてお聞きをします。

保育所は、所得に応じて保育料が違う応能負担であります。学童保育室は現在月額4,500円の応益負担であります。学童保育室の保育料も所得に応じた保育料にすることについての考えについて、お伺いをさせていただきます。

続きまして、保育所民営化の拡大についてですけれども、昨日、安藤議員も質問をされておられましたけれども、平成28年4月に正雀保育所を民営化するという方針でありますけれども、民営化する保育園は現地での開設となるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、全国学力・学習状況調査と 全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてですけれども、他の多くの議員も学力 向上の質問をされておられましたけれど も、調査の結果は、大阪府平均や全国平均 と比較すると、調査が開始されてから現在 に至るまで差が縮まったり、平均に達した り、平均以上になったというふうには思え ません。

体力、学力の調査結果及び課題の克服へ向けどのような取り組みをされているのか、お聞きしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。教育総務 部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 学童保育室の拡充についてのご質問にお答えいたします。

延長保育の実施につきましては、第5次 行政改革実施計画におきまして、民営化や 民間委託の推進という項目がございます。 その項目におきまして、学童保育につきま しては、延長保育等のサービス向上を進め る検討を行っており、平成26年、平成2 7年で経費面、サービス面を分析し、平成 28年度から順次実施していくと記載をい たしております。

今年度、平成26年度は延長保育等のサービス向上を進めるに当たっての効率的、効果的な運営方法を分析、検討をしているところでございます。

その検討を受けまして、平成27年度に は方向性を決定し、関係機関と協議を重 ね、平成28年度実施に向けて現在分析等 を行っているところでございます。

次に、対象年齢の拡大についてのご質問 にお答えいたします。

高学年に拡大することにつきましては、 実施場所の整備や運営費など、多額の経費 を要すると見込んでおります。早期の実現 は現時点では困難であると考えております が、現在、子ども・子育て会議におきまし て、子ども・子育て支援事業計画策定の中 で検討を行っているところでございます。

保育料につきましては、議員からもございましたように、応益負担、応能負担という考えがございます。保育所では、国が示しております保育料の考え方が応能負担ということになっておりますが、学童保育では大阪府内の全ての市を含む多くの自治体が応益負担の方針で事業を実施しており、本市としても同様の考えでございます。

しかしながら、福祉的観点と申します か、生活保護世帯、住民税非課税世帯等は 全額、所得税非課税世帯は半額等の減免規 定を設けているところでございます。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
 - (登阪次世代育成部長 登壇)
- ○登阪次世代育成部長 保育所民営化の拡大 についてのご質問にお答えいたします。

正雀保育所は、昭和46年建設で築43 年目を迎え、市内4保育所の中で最も古い 保育所で、施設の老朽化が進んでいる現状がございます。正雀保育所民営化に当たっては、子どもたちの快適な保育環境を確保するため、とりわけ安威川以北地域の待機児童の受け入れや多様化する保育ニーズに対応できる施設が必要と考えております。

民営化園につきましては、現地での開設、建て替えを基本とし、子どもたちや保護者、地域の方にとって引き続き地域の子育て支援拠点としての機能を果たしていただけるように取り組んでまいります。

続きまして、平成26年度全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力調査の結果概要と課題克服へ向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、全国学力・学習状況調査の結果でございますが、小・中学校全教科、全区分で全国平均正答率を下回り、中学校国語Aを除く全ての教科、区分において全国平均との差が昨年度よりも広がる結果となっております。基礎・基本の学習内容の定着や自分の意見をまとめて書く力などに課題が見られます。

また、児童生徒への質問紙調査の結果に おきましては、家庭での学習時間が少な く、テレビやゲームに費やす時間が全国に 比べて多いという結果があらわれておりま す。

各学校では、学校ごとの調査結果をもとにした分析とプランの修正を行っておりますが、教育委員会といたしましては、各学校の学力向上の取り組みを1か月単位で検証する学力向上のための今後の取り組み計画の作成を各校に依頼し、毎月報告を受けることとしております。

今後は、基礎・基本の徹底、活用力を高める授業改善、授業技術の確立、家庭学習 習慣の定着の四つを課題の柱と捉え、包括 的な学力向上の施策に取り組んでまいりま す。

次に、本年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてでございますが、この調査は小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査で行われました。調査結果が先日届きましたので、ただいま調査結果の概要をまとめているところでございます。

詳しい結果分析は後ほどになりますが、 現時点で各種目の得点を合計した体力合計 点は、小学校では男女とも全国平均、大阪 府平均を下回っておりますが、中学校男子 は大阪府平均を、中学校女子は全国平均を 上回る結果になっております。

教育委員会といたしましても、本調査の 結果分析に基づき、児童生徒の健康及び運 動機会の充実や体力向上のための指導方法 の工夫改善、体育行事の実践、教員の資 質、指導力向上のための研修会の充実等に 取り組んでまいります。

- ○渡辺慎吾議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

学童保育室の件ですけれども、今年度は延長保育等のサービス向上を進めるに当たっての効率的・効果的な運営方法を分析、検討しているということでありますけれども、取り組み内容や民間委託を行っている他の自治体の運営方法について具体的に聞きたいというふうに思います。

放課後児童健全育成事業の基準条例が可決され、基準を満たしている新規参入事業者からの学童保育室開設の届け出があった場合に、その届け出に対する取り扱いや運営費の助成に対する考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、保育所民営化についてですけれ ども、民営化園は、現地での開設、建て替 えを基本とするということでありますけれども、安威川以北の待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応を図るためには、民営化園は定員増を図らなければなりませんし、現在の建屋以上の建物を建築しなければならないというふうに思います。

現在の正雀保育所の敷地では狭小であると思います。正雀保育所の周辺には、広大な公有地というのは旧味舌小学校跡地の味舌スポーツセンターぐらいしかなく、旧味舌小学校跡地での民営化園の開設の検討について考え方をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、学力調査と体力調査の件ですけれども、調査の結果をよりよくすることは児童生徒の一人一人の学力、体力を向上することであります。調査の数字を上げるためではなくて、児童生徒一人一人の学力、体力を上げて、結果として調査の結果が向上する。そこで、結果のデータを児童生徒個別に取り上げ、小学校1年生から中学校3年生までの経年の比較やどこでつまずいたかの分析をしながら指導に生かすことは、大切であるというふうに思いますけれども、個人の分析はできないか、お聞きをしたいというふうに思います。

2回目は以上です。

- ○渡辺慎吾議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 学童保育室の2回目の ご質問にお答えいたします。

現在、大阪府内で学童保育室、民間委託 を実施しておられる団体は、箕面市、大東 市、門真市、堺市、大阪狭山市、阪南市の 6市の状況でございます。

箕面市と大東市は社会福祉協議会、門真市は社会福祉法人と学校法人、堺市は財団法人と株式会社、大阪狭山市はNPO法人、阪南市は株式会社に事業委託をしてお

られます。また、吹田市では、来年度から の委託実施に向け、現在社会福祉法人、学 校法人に限定をして公募を行っておられる というふうに伺っております。

このような大阪府内の状況を調査し、現在、分析を行っているところでございます。

次に、学童保育室に対する新たな事業所 に対するご質問にお答えいたします。

現在、ご審議をお願いをいたしております放課後児童健全育成事業の基準条例におきまして、新規参入の際には、市に対して事前協議を義務づけをさせていただいているところでございます。

この中で、必要な書類などの手続についてもご説明をしていくほか、実施内容をお聞きし、子ども・子育て会議支援事業計画におけるサービス必要量との整合性や基準条例に適合しているかをまず確認の上、事務を進めてまいりたいというように考えております。

最後に、事業者への運営費助成でございますが、現在、国のほうから新制度における補助の枠組みが示されておらない状況でございます。市の方向性につきましては、現在、お示しするのは困難な状況でございます。

- ○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- ○登阪次世代育成部長 保育所民営化の拡大 についてのご質問にお答えいたします。

現在の正雀保育所の敷地面積、延べ床面 積は公立4保育所の中でも最も狭く、限ら れたスペースを有効活用する中で各年齢に 応じた保育や園庭を利用した運動会、イベ ント、地域開放などを行っております。

民営化園につきましては、先ほど申し上 げましたように、現地での開設、建て替え を基本と考えておりますが、正雀保育所は 旧味舌小学校跡地と隣接していることから、現在庁内で検討が進められております旧味舌小学校跡地全体の有効活用を図るための跡地調査業務とも連携を取りながら、保育所の定員や今後想定される子育て支援施策の展開などを勘案し、開設場所、敷地面積につきまして早急に決定してまいりたいと考えております。

次に、データの個別分析についてのご質 問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、小・中学生を対象に実施した学力や体力の調査では、その結果を経年で比較し、指導の改善に生かすことが効果的であることは教育委員会としても認識しているところでございます。

しかしながら、全国学力・学習状況調査 や全国体力・運動能力調査のような特定の 学年のみで実施される調査では、集団とし ての経年比較や分析は可能でございます が、個人としての経年比較は行えません。

そのため、全国調査とは別の学年で学校 独自の学力診断テストを行って、経年比較 しながら、指導に生かしている学校もござ います。

したがいまして、教育委員会といたしましては、今後、摂津市全体で児童生徒一人一人のデータを積み上げて経年比較しながら、きめ細かく次の手だてに結びつけることができるような学力調査の必要性も感じているところでございます。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1 時 再開)

- ○渡辺慎吾議長 再開いたします。
 - 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

学童保育室についてですけれども、助成については、現時点で新制度における国の補助の枠組みが示されていないので、方向性を示すことは困難であるという答弁でありますけれども、現在、学童保育室の開室時間は午後5時30分までであり、その5時30分までに保護者が迎えに行くことができない児童は民間が自主事業で実施をしている学童保育に多く通っておられます。

本来は、公の責任でもって市が実施すべきものであるというふうに思いますけれど も、市の学童保育室が十分であれば民間が 実施することもありません。

以前の一般質問で、民間が実施している 学童保育は、市の学童保育室を補完してい ただいていますというような答弁もありま した。

市の学童保育室を補完している部分、基準を満たしている事業所については、国の補助の枠組みがなくても、市単費で助成を検討すべきだというふうに思います。この点については要望とさせていただきます。

続きまして、保育所民営化の拡大についてですけれども、副市長にお聞きしたいというふうに思います。

私は、現在、不動産会社が入札されて落 札をされました宅地となっております旧ふ れあいルーム、旧みやけ幼稚園跡地を安威 川以北の待機児童解消のために保育園にす べきであったということを一般質問で以前 述べさせていただいたこともあります。摂 津警察署横の旧モデルルーム、現在の南千 里丘保育園を保育園にするという方針が出 されたときに、園庭はどうするのかという 質問をさせていただきました。

当初、近隣の公園を園庭とする方向で検 討をされていたというふうに思いますけれ ども、しかし整備を進めていく上で近隣の 多くの市民が利用される公園を園庭として 占有することは問題があるという指摘を受 けて、社会福祉法人桃林会さんが、園庭は 2階部分にデッキを張り出し、その上に土 を敷き詰めて当初の予定以上の費用をかけ られて園庭をつくられたという経緯があっ たというふうに思います。

正雀保育所を民営化する場合は、市の当初の計画と民営化園が整備や運営を開始したときに話が違うというふうなことにならないように、十分な研究を行っていただきたいというふうに思います。

旧味舌小学校跡地については、売却しないでほしいという地元の声が多くあります。旧味舌小学校跡地の活用は、地元意見を尊重しながら進める必要があるというふうに思いますけれども、今後どのように跡地活用を図っていくのか、考えをお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、学力、体力の件ですけれども、きめ細かく調査してつまずきを早く見つけることは大切だと思います。しかしながら、私が既に小学生のときから摂津市の学力は低いという声を聞いておりました。教育長には、中学校で勉強を教えていただきましたけれども、その中学校でも摂津市は近隣市よりも学力が低いという声は当たり前のように広がっておりました。

全国学力・学習状況調査が実施される以前、一般質問で私は、摂津市の学力は低いという市民の声があるという質問をさせていただきました。その当時の教育長は、摂津市の学力が低いということは、これは風評であるというふうな答弁でありました。その直後に、全国学力・学習状況調査を実施されて、摂津市の学力は低い結果であっため、渋い顔をされておられました。

私が小学生のころからずっと摂津市の学

力は低いという声を聞き続けております。 何十年の間、この議会でも学力向上という ふうに質問をされ続けております。この 間、教育委員会は努力します、努力します というふうに言い続けてこられましたけれ ども、そもそも摂津市の学力向上はできる のか。

その点、教育長にお聞きをして質問を終 えたいというふうに思います。

以上です。

- ○渡辺慎吾議長 副市長。
- ○小野副市長 旧味舌小学校の跡地活用に絡んでの質問でございますが、この問題は平成17年12月に統合の議案を可決いただきまして、もはや9年になります。これまでいろんなご意見もいただきまして、市長からも答弁いたしてまいりました。

それで、この正雀保育所問題については、登阪部長も答えていますように、市としても、現在の正雀保育所用地で建て替えを行うというのは基本にしたいというふうに考えております。その中で、保育ニーズなり定員なり園庭の問題がございますから、市教委としてどういう形で地元意向、保育ニーズを踏まえて、提案があるかということをもって我々も対応したいというのが基本でございます。

それで、この味舌小学校の問題に限らず、三宅の問題もそうでございますが、第 5次行政改革の中でお示ししておりますのは、26年度は検討すると、27年度実施というように書かれております。それで、現在、答弁申し上げていますように、調査業務委託をやっておりますので、それは今やっておるのは課題の抽出と立地条件等にあわせて利用条件の調査を行っています。これは、今年度末には成果品が出てくるというように思っております。

その上で、市としてはどの方向をとるかということを決めながら、議会には一日も早くお示しをしたいと思っております。その中で、私が今思っておりますのは、財政問題とは別個ではないかという声も聞こえそうなんですが、いわゆる中期財政見通しを出したときに、税収は多分170億円はいかないというふうに今見ております。そうしますと、私の記憶では、平成3年以降は大体172億円か200億円までで推移してまいりました。そうしますと、マックスのときよりも約30億円落ち込むだろうというふうに見ます。

そうしますと、これから今議会でも言われましたその中身をどう具体化できるかということが、この跡地問題の利活用に大きくかかわるというふうに考えております。

ですから、そういうことも十分考え合わせながら、地元意向、今まで聞いてまいりましたから、それでそういうことの条件整備をする中で、今後の財政見通しも見る中で、市民合意を得られる中身はどうなのか、まずそれまでに議会との合意がどう得られるかということを十分しんしゃくしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○渡辺慎吾議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 本市の子どもの学力向上は 可能なのかというご質問でございますけれ ども、率直に申し上げて、できるできない というよりも、やらなければならないこと というふうに考えております。学力問題に ついては、これまでからさまざまな意見、 ご指摘や議論がなされておりましたけど も、やはりこの全国学力・学習状況調査の 実施というのが一つ大きな転機を迎えたと いうか、転機になったものというふうに考 えております。

子どもたちにとっては、負担になるこの 全国学力・学習状況調査ですけれども、私 としましては、やはり教育委員会も学校の 教職員も、そして保護者も市民も、全国共 通の物差しで学力について話ができるよう になったということ、それからまたきの のご質問にもありましたように、家庭 での さまざまな課題が学習状況調査から明ット というようなこともあろうかというようなこともあろうかというようなこともあろうかというに というようなこともあろうかというまして、そういった具体的な課題を客 観的なデータをもとに学校や保護者、市民 の方と話ができるようになったというふう に考えています。

先日行いました各学校対象の学力向上ヒ アリング、これはもう従前から行ってきた ものでございますけれども、その中で学校 からの取り組みの報告としまして、全国学 力・学習状況調査の経年比較をした上で、 モジュールを活用した基礎・基本の徹底の 取り組みを新たに始めたであるとか、ある いは全教職員がかかわってこれまでやって きた放課後学習の時間を拡大したとか、そ して教育委員会がただいま検討しておりま す新しい学力定着度調査をもう既に学校と して始めているでありますとか、あるいは 今年度再開しました管外視察、1学期に全 小・中学校の教員に行っていただきました が、その取り組みをもとに年度途中からも 新たな取り組みを始めていただいている 等、学校の学力向上に向けた新たな取り組 みが私は始まってきているというふうに感 じております。

また、本市の学力向上のためには、家庭の生活状況を勘案しますと、学校だけの取り組みでは不十分でありますので、今後も家庭に対する協力要請、どのようにしていくのが一番効果があるか、きのうもいろい

ろご指摘をいただきましたので、そのあた りも含めて検討していきたいというふうに 思います。

また、調査の正答率というものは、子どもが持っている学力の一側面をあらわしているにすぎません。そういうことも含めまして、やっぱり評価をする際には、その正答率だけではなくて、定性的な部分での取り組みもきちんと評価して、子どもたちあるいは学校の教職員のモチベーションが下がらないようにも留意していかなければならないというふうに思っています。

昨日から申し上げておりますように、来 年度は外部の専門家等も入っていただい て、学力向上検討委員会という委員会を立 ち上げようと思っています。そこで、これ までの摂津市の学力向上施策なんかについ てもご意見をいただきながら、新たな学力 向上の施策に向けて教育委員会として全力 で取り組んでいきたいというふうに思いま す。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 森西議員の質問は終わりま した。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って質問を させていただきます。

質問番号1、市民の暮らしと環境に優しい交通政策についてということで、今回は道路の整備や交通安全、公共交通などについて、これまでとこれからについて少し考えてみたいと思い、質問に上げました。どうぞよろしくお願いします。

一つ目に、市域の特徴を生かした道路ネットワークの整備について伺います。

第4次摂津市総合計画において、「平た んでコンパクトな市域の特徴を生かして、 徒歩や自転車での移動がしやすい道路ネットワークの整備を進めます」とありますが、これまでの取り組みと、またあわせて 今後についての考えをお聞かせください。

二つ目に、道路整備の市としての考え方 について伺います。

この点も自転車通行との関連になりますが、これまで自転車は歩道を走行するものという認識が一般的に浸透していたように思います。実際は、自転車は軽車両に当たるので、原則車道走行ですが、走行してよい歩道もあるということでした。この曖昧さが過去の歩道の整備に関する規定に影響もし、整備された時期によって歩道の構造や段差などに差が生じているようなことも以前お聞かせいただきました。

私は、常日ごろから自転車で市内のあちこちを移動していますが、気になる箇所は多々あります。昨年行われた道路交通法の改定では、自転車等の路側帯通行に関する規定などが整備されましたが、改定から1年たっても路側帯を逆走する自転車は後を絶ちません。自転車安全利用倫理条例もつくられましたけれども、利用している市民の方にとっては、どこをどう走っていいのか、そこらあたりの認識がまだまだ浸透しているようには思えません。

路肩の整備や歩道の段差切り下げなども 含めて、道路整備にどのように取り組んで いかれるのか、お聞きします。

三つ目に、公共交通にかかわる今後の取り組みについて伺います。

公共施設巡回バスや市内循環バスの運行 ルートについて、この間検討もされ、昨年 から鳥飼西スポーツ広場、また年明け3月 には、ダイヤ改定時に正雀駅付近にバス停 の設置と進められていきますが、バス交通 全体の充実を図るための市民協働の懇談会 設置についてはどう考えておられるか、改めてお聞きします。

次に、質問番号2、戦後70年目を迎える来年度の平和施策について伺います。

来年は、終戦から70年の節目の年となります。戦争の記録というのは、さまざま文献や資料でも目にすることはできますが、実体験を伴う記憶として持っているのは、今生きている世代が最後と言えますし、ある意味、来年度は特別な意味を持った年と言えるのではないかと考えています。

そうした点から、市としてどのような取り組みを考えておられるのか、伺います。 以上、1回目の質問です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。土木下水 道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 市民の暮らしと環境 に優しい道路政策について、1点目の市域 の特徴を生かした道路ネットワークの整備 についてのご質問にお答えいたします。

道路ネットワークの整備におけますこれ までの主な取り組みでございますが、昭和 50年代に淀川右岸、大正川、境川などの 河川堤防を利用した自転車、歩行者専用道 路の整備を行ったほか、平成20年度から 平成21年度には千里丘南千里丘線道路拡 幅事業により摂津郵便局前から阪急坪井踏 切までの歩道整備、平成19年度から平成 24年度には千里丘三島線道路改良事業に より、千里丘駅南交差点から千里丘東二丁 目交差点までの西側歩道を整備いたしまし た。

また、正雀南千里丘線外2路線道路改良 事業により、府営摂津正雀住宅から阪急正 雀駅エレベーターまでの歩道整備に向け取 り組んでおり、用地を確保した一部につき ましては、平成24年度から今年度に歩道 整備を行ったほか、現在も歩道用地の確保 に努めているところでございます。

道路ネットワークの整備には、財政的な問題などから相当の期間を要しますが、今後につきましては従来と同様、道路改良事業の中で歩道幅員の確保に努めるほか、より安全で快適な自転車走行のために歩道段差の切り下げなどのバリアフリー化に努めるとともに、路面標示などによる自転車通行空間の確保に向けて、摂津警察署とも協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の道路整備の市としての考え方についてのご質問にお答えいたします。

平成25年度12月1日に、道路交通法が改正されておりますが、これは近年の交通事故発生状況などに鑑み法整備されたもので、自転車などの通行に関して新たな規定も設けております。

法整備が進む中、本市といたしましては、安全確保や快適性の向上のために自転車通行空間の確保に努める必要がありますが、狭小な道路や財源の確保という問題から、その整備には相当の期間を要すると考えております。

このような状況ではございますが、自転車の走行に著しく支障を来す箇所につきましては、安全確保のために所要の対策を講じてまいります。なお、歩道段差の切り下げにつきましては、道路の構造の技術的基準を定める条例に基づき、信号処理されている道路や横断歩道部などにおいて歩行者用段差の切り下げを毎年継続的に実施しているところでございます。

続きまして、3点目の公共交通にかかわる今後の取り組みについてのご質問にお答

えいたします。

本市におきましては、これまで市内公共 交通について、自治会長などと意見交換会 などを実施しており、寄せられた意見や要 望を踏まえ、バス事業者に運行ルートなど の検討を依頼するなど公共交通の改善に取 り組んできたところでございます。

公共交通の充実を図る上では、市バス事業者、利用者が継続的に協議し検討していくことが重要であると考えておりますので、今後、市とバス事業者及びバス利用者の3者による意見交換の場を設けることについて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 戦後70年の節目の年となる平成27年度の平和施策についてのご質問にお答え申し上げます。

来年度は、終戦から70年となる節目の年に当たります。戦後、日本はたゆまぬ努力を重ね、経済大国として発展を遂げてまいりましたが、この平和と繁栄は多くの先人の犠牲のもとに成り立っているという事実を決して忘れてはならないと考えております。

終戦から長い年月が経過し、戦争体験そのものが風化しつつある中、戦争の悲惨さや命のとうとさ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことは、我々行政に与えられた重大な使命でもございます。

摂津市では、毎年7、8月を平和月間と 定め、さまざまな平和施策を展開しており ます。より多くの市民の皆様に戦争の悲惨 さと平和のとうとさを実感していただける よう、終戦から70年となる来年度は、市 民参加型の啓発イベントなど、さらに工夫 を凝らした取り組みを展開してまいりたい と考えております。

- ○渡辺慎吾議長 弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、道路のネットワークの件についてでありますけれども、摂津市では、コンパクトな自治体で、また山も谷も基本的にない、そういった中で歩行者、自転車が安心して走行できる、通行できる、そうしたネットワークの整備をというようなことが上げられているわけであります。

しかしながら、いろいろと市内の、市長がよく言われる粗削りな地形の中での分断というようなこともあるわけです。そんな中で、安全に安心してなかなか通れない、そういう道をどう改良もしていくのかなというふうなことが大変大きな課題ではあるんだなというふうに感じています。

例えばですけれども、今ちょうど工事中になっている私の家のすぐ近所、竹の鼻ガードについてなんですけれども、今車両通行どめというような形になっていますもので、車道部分を歩行者も自転車もそこを通るというふうな形になっています。そうしましたら、多くの市民の方が、ふだんからこういう道幅があって通行できたらいいよねというふうな話をされます。

しかし、これが車が通行できるようになりましたら、細い歩道ですね、これは何度も何度も議会の中でも指摘はされているかと思いますけれども、そこを自転車を押して、歩行者ともなかなかすれ違えないような状況になっているという点からしましたら、今寄せられる声の中に、ここのところ、車道ではなくて歩行者、自転車専用道にできないのかなというふうな声も上がってくるわけです。

そういう声が上がる背景には、隣の吹田

では、岸辺の西側、東方、両側のガードは 歩行者、自転車専用道に切り替わっている というふうなこともあって、そこらあたり が摂津市と吹田市とどう道路の捉え方とい いますか、考え方に違いがあるのかという ふうなことも思うわけであります。

この点について、具体的な点、1点お伺いしておきたいというふうに思います。

それから次に、道路の歩道の段差の分に ついても、一つ具体的な点でお聞きしたい と思うんですが、最近つくられたこの市役 所からもすぐそばの三島の市営住宅なんで すけれども、三島の市営住宅の前に歩道が 設けられています。その歩道の進入路、萬 切りのところで、ちょうど市営住宅の真ん 中にあるごみ集積所があるところの入り口 は、ここには実は段差がもう滑らかにとい うか、段を感じずに上がれるんですけれど も、地域福祉活動支援センター、ここのと り口は明らかに段があると。ここのところ で、実は高齢の方が自転車で上がろうとし た際に転ぶというふうなことも起きてい す。

そういった点で、明らかにこれは福祉活動の支援の建物で、高齢の方がたくさん訪れる、そういう出入り口のところに段差があって、そうではない入り口のところはフラットになっているというようなことも、市民の方からはどうしてそうなるのというふうなことを指摘を受けたりもしたわけです。

実際、ここらあたりのところ、具体的な 点での考えをお聞きしておきたいというふ うに思います。

次に、質問番号2番のほうに移ります。 少し私ごとになりますが、私の両親はと もに広島県の出身です。母は71歳ですか ら戦争時の記憶はありません。父は76歳 ですけれども、聞いても何も語りません。 私はことし41歳ですが、両親からは戦争 についての話というのはほとんど聞いたこ とがありません。私は子どものころ、夏休 みによく訪れた母方の実家、これは瀬戸内 の小さな島です。ミカン畑を営む農家です けれども、そこの家の仏壇の上にかかって いる高校生くらいにしか見えない写真を指 して、それを母が、自分のおじさんだと、 そういう説明をされたことがあって、その 当時私も小さかったですから、不思議に思 ったことくらいしか戦争とつながる記憶が ないわけです。

それでも、身内が戦争によって命を落としたことでありますとか、同じ広島で原爆の惨禍があったこと、そうしたこと、またその後学んだことの中から平和のとうとさを感じることは多々あります。

ことしの夏、新聞記事で戦争の記憶という特集が組まれ、市内の皆さんもよくご存じの方がインタビュー記事で載っておりました。身近な人の実体験ということで、より一層私にとっても身近なものとして当時の戦争や戦後を捉える機会になったというふうに感じています。

今、戦争体験者がどんどん少なくなる中で、市民の皆さんとともに平和のとうとさ、これは形あるものとして後世に残していくことが大事だというふうに思うんですけれども、そういった点から、2回目、今しかできないそういうことがあるというふうに考えていますけれども、どうお考えでしょうか。よろしくご答弁をお願いいたします。

- ○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。
- ○山口土木下水道部長 まず、竹の鼻ガード 及び坪井ガードの件でお答えさせていただ きます。

竹の鼻ガード及び坪井ガードの自転車、歩行者が安全に通行できるような対策についてでございますけども、本市ではJR東海道線を横断するガードが千里丘ガードと竹の鼻ガードと坪井ガードの3か所がございまして、どのガードも地域に密接したガードでございます。そのうち竹の鼻ガードと坪井ガードについては、車両通行禁止にして歩行者、自転車のみの通行としましたら、地元自治会、そして周辺住民からの同意も必要になってこようかなと思います。

現在の通行車両におきましては、3か所のガードに分散していることで、交通の処理ができている現状でございます。それで、竹の鼻及び坪井ガードを車両通行禁止にした場合、千里丘ガードへの集中が発生して、交通処理に支障を来すと思われることから、大変困難であると考えております。

続きまして、歩道段差の切り下げでございますが、まず市全体の考えでございますけども、歩道段差の切り下げは信号処理されている道路や横断歩道部などにおきましては、標準2センチメートルで行っております。また、駐車場への出入り口などは、車両の段差としましては5センチメートルを標準としております。

それで、今回議員さんがおっしゃっておられます地域福祉活動支援センターの前につきましては、敷地内に駐車場があることから、車両用としては段差は5センチメートルにしております。また、市営三島団地前につきましては、歩道段差切り下げ場所2か所ございまして、西側の駐車場の出入り口は車両の段差として5センチメートルで行っております。また、東側の段差切り下げにつきましては、身障者の通行も配慮いたしまして、歩行者の段差として2セン

チメートルで施工を行ったものでございます。

以上でございます。

- ○渡辺慎吾議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 戦争体験を持つ方が減少する中で、いかにして次世代に戦争の悲惨さを語り継ぐかとのご質問にお答え申し上げます。

昨今、原爆被害者を初め戦争体験者の高齢化が進み、日々の暮らしの中で戦時中の様子を直接に聞く機会が大変少なくなってきております。そこで、ことしの平和月間では、戦争体験を盛り込んだ脚本による演劇会を開催し、子ども世代とその家族が一緒になって平和を考えることができる機会を提供させていただきました。

今後も、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを知っていただけるよう、さまざまな 平和イベントを展開してまいりたいと考え ております。

また、摂津市では、市民の皆さんの戦争体験をつづった冊子を終戦40年となる昭和60年8月に発行しております。戦争の悲惨さを生々しく現代に伝える非常に貴重な財産となっております。これを今後も大いに活用し、次の世代へと平和のとうとさを語り継いでまいりたいと考えております。

- ○渡辺慎吾議長 弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、3回目で要望として おきたいんですけれども、今おっしゃられ た竹の鼻ガードの部分ですけれども、いろ んな意見がありますから、すぐさまこれは もう車の通行禁止だというようなことを私 も求めているわけではありません。ただ、 この間、やっぱり道路整備、交通政策を見 たときに、車優先ではなく、やっぱり自転 車、歩行者優先のそうしたまちづくりに切

り替えていこうというふうなことが全体の 流れとしては強まっているんではないのか なというふうにも思うわけです。

吹田市がどういう話し合いの経過で岸辺の西側、東方、あれは車の通行をできなくしたのかというふうなことも、詳しく聞いておるわけではありませんけれども、やっぱり自転車や歩行者が安心・安全で通れる環境にないというふうなことの中で、どういう対応をとっていけるのかというようなことは、今後しっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

この間、ちょっと以前の駅特の会議のときにも少し示したんですけれども、健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドラインというのを、国土交通省はことしの8月に出しています。この中身は、まちづくり推進課、都市計画課、道路交通施設課、こうしたところに対して、やはり市民それぞれの歩行者や自転車、そういった方たちにも配慮するような、そういうまちづくりというふうに私も思っております。

公共の確保、歩行空間や公共交通のネットワークの充実に一体的に取り組むというようなことを、もちろん道路課や都市計画課だけじゃなくて、保健福祉やさまざまな部署を推進体制としては市長を中心として、住宅部局も保健部局も巻き込んでそうしたことを検討してつくり上げていくというふうなことが必要になっているんじゃないかなというふうにも思うわけです。

先ほど申し上げました地域福祉活動支援 センターの入り口の前が、そうでない市営 住宅の出入り口のところは身障者の通行も あることを想定もしているというふうにお 答えになりましたけれども、そうであるな らば、地域福祉活動支援センターの入り口 のほうがもっともっと車椅子の高齢者であったり、歩行器をお使いになる方だったりとかが出入りする場所なんじゃないのかなというふうにも思いますし、そこらあたりがつくる際にきちんと把握できていないというのは大変残念にも思いますし、今後改善していっていただきたいというふうに思うわけです。

それから、2回目の質問の際には、公共 交通のバスのことは触れませんでしたけれ ども、このバスの問題についても、やはり 歩行者の方たちが市内を安全・安心に移動 する手段としては、もっともっとやっぱり 注目されていくべきだというふうに思いま すし、総合計画の中ででも協働による公共 交通の充実というようなことで、先ほど部 長も答弁していただきましたけれども、協 働の懇談会などの設置についても模索して いっただきたいというふうに思いま す。 でいただきたいなというふうに思いま す。

そういった意味では、以前建設の常任委員会としても、視察の中で、松本市では、次世代公共交通の計画づくりというようなことをやっていっています。自治体としてのさまざまなガイドライン、計画、どういうまちづくりにしていこうというふうなことについて、そういったものを検討していくことを、今後については強く要望もしておきたいというふうに思います。

二つ目の戦後70年の平和施策についてなんですけれども、答弁に上がった市民の戦争体験をつづった雑誌で「平和」というタイトルがついているようです。戦後40年の節目、だから今から30年前に市が発行した冊子ですけれども、大事にとっておられている方が、ことし夏に私に見せてく

れたんです。それで、本当にそうした、見て大変貴重な資料だと思いましたし、こうしたものをもっともっと市民の目に触れるような場に置いていくことを、また改めて復刻版などをつくることもしてみてはどうかというふうに思います。

本当に戦争の問題、平和の問題、関心が 高まっている時期であるというふうにも思 っておりますので、市としていろんな立場 の方がありますけれども、立場を超えて戦 争はだめだ、核兵器は許せないとかという ようなそういったことについては、これま でも平和施策で発信もしていっていただい ておりますので、引き続きこの70年の節 目ということで力を入れて取り組んでいた だきますように要望しておきます。

○渡辺慎吾議長 弘議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

日程2、議案第64号など17件を議題 とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから総務 常任委員会の審査報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第67号、平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)、議案第72号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議の件、議案第75号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第76号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例制定の件、議案第77号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第78号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第81号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の以上8件について、12月5日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 建設常任委員長。

(藤浦雅彦建設常任委員長 登壇)

○藤浦雅彦建設常任委員長 ただいまから建 設常任委員会の審査報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第65号、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第68号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の以上3件について、12月4日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教 常任委員会の審査報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第73号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件、議案第74号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第79号、摂

津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第80号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件の以上5件について、12月5日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○渡辺慎吾議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民 生常任委員会の審査報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第66号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第69号、平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)及び議案第70号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の以上4件について、12月4日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定したので、報告します。

○渡辺慎吾議長 議会運営委員長。

(嶋野浩一朗議会運営委員長 登壇)

○嶋野浩一朗議会運営委員長 ただいまから 議会運営委員会の審査報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分について、12月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 駅前等再開発特別委員長。 (木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇) ○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただい まから駅前等再開発特別委員会の審査報告 を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分について、12月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 委員長の報告が終わり、質 騒に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。 通告がありますので、許可します。 安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いた しまして、議案第78号に反対、議案第7 4号に賛成の討論を行います。

初めに、議案第78号についてです。

本議案は、ことし3月20日に成立した 地方税法等の一部を改正する法律に伴うも のです。国会では、私ども日本共産党のほ か民主党、維新の党、みんなの党、社民党 が反対いたしました。

本議案の中心点は、消費税増税に合わせ、軽自動車税や原付、オートバイの標準税率を引き上げるものです。車体課税について自動車業界の要望に応え、自動車取得税の税率の引き下げ、また消費税10%への引き上げ時に廃止するという計画です。一方で、多くの国民、とりわけ地方で不可欠の移動手段となっている軽自動車や原付、オートバイなどの税率を大幅に増税しようとするもので、消費税増税とともに二

重の負担増を国民に押しつけるもので、断じて認めることはできません。

以上、反対の討論とします。

次に、議案第74号についてです。

本議案は、来年4月、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、児童福祉法が改定され、市町村が学童保育の設備及び運営基準を条例で定めるというものです。この条例で定める基準は、国が示す基準どおりで、児童1人当たりの面積基準や開所時間、開所日数、放課後児童支援員の配置など、不十分な点はありますが、保育対象を小学校就学児童に拡大したこと、支援の単位をおおむね40人以下としたことは、学童保育事業を市事業と位置づけ、運営基準を条例で定めることとあわせて、一定評価できるものであります。

今後、市として経過措置期間の中で条例 水準まで引き上げ、必要な整理は事業計画 に盛り込み、着実に整備していくことが求 められます。行革メニューにある民間委託 とリンクした検討では、実施主体である市 の責任を果たすことはできません。

児童福祉法に位置づけられる児童福祉事業として、市が責任を持って推進するよう求め、賛成の討論といたします。

- ○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、 議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第79号、議案第80号及び議案第81号を 一括採決します。

本16件について、可決することに異議 ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本16件 は可決されました。

議案第78号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議会議案第15号など5件を議題とします。

お諮りします。

本5件については、提案理由の説明を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本5件については、委員会付託を省略す ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。 弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、 議会議案第15号、第16号及び第17号 に対する反対討論を行います。

最初に、先日行われた衆議院選挙の結果 から、引き続いての多数与党の国会となり ました。しかし、低投票率の上、小選挙区 制という選挙制度によって築き上げられた 多数という意味で、必ずしも民意を反映し ているとは言いがたい上、さまざまな国会 世論とはかけ離れた政治を進めようとして いることも明らかになっています。

だからこそ、国会に物申す意見書を提出するに当たって、地方議会からの声は少数意見も含め、国の言いなりにはならずに、市民の立場に立って言うべきことを発信していくことこそ大事だと考えています。

そうした点から、今回のこの3件の意見 書については、そもそも国のやろうとして いることをそのまま追認する内容で、摂津 の市議会として出す意味があるのかという ことをまずもって申し上げておきます。

次に、それぞれの意見書の内容について です。

「女性が輝く社会」の実現に関する意見 書案についてですが、個別には賛成できる 中身もありますが、安倍政権の言う女性の 活躍推進には、そのかなめとなる男女の格 差の是正や女性に対する差別の撤廃の言葉 も施策もなく、専らみずから進める成長戦 略のために女性を活用するということしか ありません。

今求められているのは、世界が国連女性 差別撤廃条約によって社会のあり方の改革 を進めてきたように、条約に基づく実効あ る施策を具体化し、実施することではない でしょうか。

また、個別の項目として上げられている 子ども・子育て支援新制度、放課後子ども 総合プランについて、着実な実施という点 についても、制度の中身に問題があるとい うことを指摘しておきます。

地域の中小企業振興策を求める意見書案 については、過度な円安が中小企業の経営 を苦しめている現状を告発する一方で、ど うしてこのような円安が引き起こされてい るのかという点には一切触れられていませ N.

この間の円安は単なる自然現象ではありません。安倍政権の進める経済政策のツケが中小企業を苦しめていることに口をつぐんで、抜本的な支援策の推進ができるでしょうか。

本文中にある政府・与党が目指す地方創生を進めるために中小企業の活性化策や振興策が必要ということ自体が本末転倒で、真に必要なのは市内の中小企業の立場に立った意見を上げていくべきだと考えます。

最後に、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書案についてです。

昨年の11月26日、政府の農林水産 業・地域の活力創造本部は、農業基本政策 の抜本改革についてを決定し、2014年 度から米の生産調整政策、減反や転作を廃 止するなど、農業政策を大転換させてきま した。

その背景にあるのは、企業の農業、農地 進出を促進し、農協や農業委員会の解体に つながる流れ、それとTPP交渉への参加 推進です。

本文最初に触れられている米政策等の見 直しによる農政の転換がまさにこの危機的 な現状をつくり出しているもとで、この政 府の姿勢を正すことなく問題の改善がなさ れるでしょうか。過剰米処理などの緊急対 策、再生産可能な米価の維持などを訴えて きた米農家の切実な願いに背を向け、米価 は市場で決まるものとして、米価暴落を野 放しにしてきたことこそ、見直さなければ ならない問題点と言えます。

国民の主食である米の需給と価格の安定 は政府の責任です。この立場を曖昧にして は日本の食料も農業も守れません。

以上の問題を指摘し、意見書案に対する 反対討論とします。 ○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議会議案第15号、議会議案第16号及 び議会議案第17号を一括採決します。

本3件について、可決することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本3件は可決されました。

議会議案第18号及び議会議案第19号 を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本2件は 可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成26年第4回摂津市議会定例会を閉会いたします。

(午後1時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡辺慎吾

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会議員 東 久美子

☆ 添 付 資 料

平成26年第4回定例会審議日程(案)

月日	曜	会	議	名	内容	開	議時	刻
12 / 3	水	本会議	(第 1	日)	委員長報告(継続分) 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決		10:00)
					(議会議案届出締切 17:15)			
4	木				建設常任委員会 (第一委員会室)		10:00)
					民生常任委員会(第二委員会室)		10:00)
5	金				総務常任委員会(第一委員会室)		10:00)
					文教常任委員会 (第二委員会室)		10:00)
					(一般質問届出締切 12:00)			
6	\oplus							
7	igorplus							
8	月				駅前等再開発特別委員会(第二委員会室)		10:00)
9	火							
10	水							
11	木							
12	金							
13	\oplus							
14								
15	月							
16	火				議会運営委員会 (第一委員会室)		10:00)
17	水							
18	木	本会議	(第2	2月)	一般質問		10:00)
19	金	本会議	(第3	3月)	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案		10:00)
					議会運営委員会(第一委員会室)	本会	議終	了後

議 案 付 託 表

平成26年第4回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 4 号) 所管分
- 議案 第 67 号 平成 2 6 年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案 第 72 号 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議 の件
- 議案 第 75 号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 76 号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 78 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 81 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算(第 4 号)所管分
- 議案 第 65 号 平成 2 6 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案 第 68 号 平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

〈文教常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 4 号) 所管分
- 議案 第 73 号 摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件
- 議案 第 74 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例制定の件
- 議案 第 79 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 80 号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 4 号) 所管分
- 議案 第 66 号 平成 2 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案 第 69 号 平成 2 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案 第 70 号 平成 2 6 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

〈議会運営委員会〉

議案 第 64 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算(第 4 号)所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第 64 号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分

平成26年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 野原修議員 2番 水谷毅議員 3番 木村勝彦議員

4番 村上英明議員 5番 上村高義議員 6番 福住礼子議員

7番 市来賢太郎議員 8番 東久美子議員 9番 安藤薫議員

10番 嶋野浩一朗議員 11番 中川嘉彦議員 12番 増永和起議員

13番 森西正議員 14番 弘豊議員

野原修議員

- 1 起業家支援と商業活性化について
- 2 図書館機能の充実について
- 3 危険ドラッグ防止の取り組みについて
 - (1) 学校での子どもたちに対する教育について
- 4 人間基礎教育のさらなる充実への取り組みについて

水谷毅議員

- 1 大阪モノレール摂津駅及び南摂津駅周辺の施設の充実と治安の向上について
- 2 「しゅくだい広場」及び「せっつ勉強部屋」等の放課後学習について

木村勝彦議員

1 吹田操車場跡地まちづくりの現状と今後の取り組みについて

村上英明議員

- 1 庁舎内の附属設備の改善について
- 2 市職員消防団の火災出動について
- 3 環境保全協定に係る訴訟の現状と今後について

上村高義議員

1 国立循環器病研究センターとの健康づくり連携について

福住礼子議員

- 1 セッピィ商品券第7弾発行について
- 2 自治会が取り組んだ全ての地域ネコ不妊手術作戦について

市来賢太郎議員

- 1 市内小中学生の学力向上について
- 2 英語教育について

東久美子議員

- 1 空き家の問題について
- 2 危険ドラッグ根絶に向けての取り組みについて
- 3 副読本「わたしたちの摂津」について
- 4 学力の課題について

安藤薫議員

- 1 デリバリー方式選択制中学校給食について
- 2 子育て環境の現状と今後について
 - (1) 保育所の民営化について
 - (2) 待機児童の解消について
 - (3) 児童センターについて

嶋野浩一朗議員

- 1 市制施行50周年に向けた取り組みについて
- 2 人口の推移について
- 3 防犯カメラ設置などの安全対策について
- 4 子育て支援行政における家庭・家族への働きかけの現状について

中川嘉彦議員

1 耐震シェルターについて

増永和起議員

- 1 介護保険について
- 2 国民健康保険料について
- 3 市民税、国民健康保険料等の滞納整理問題について
- 4 子ども医療費助成を通院でも中学校卒業まで引き上げることについて

森西正議員

- 1 学童保育室の拡充について
- 2 保育所民営化の拡大について
- 3 全国学力・学習状況調査と全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

弘豊議員

- 1 市民の暮らしと環境に優しい交通政策について
 - (1) 市域の特徴を生かした道路ネットワークの整備について
 - (2) 道路整備の市としての考え方について
 - (3) 公共交通に関わる今後の取り組みについて
- 2 戦後70年目を迎える来年度の平和施策について

議決結果一覧

議決結果 議案都				件 名	議決月日	結果
	第	4	号	摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件	12月3日	決定
認定	第	1	号	平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	12月3日	認定
認定	第	2	号	平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件	12月3日	認定
認定	第	3	号	平成25年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定の件	12月3日	認定
認定	第	4	号	平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算 認定の件	12月3日	認定
認定	第	5	号	平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定の件	12月3日	認定
認定	第	6	号	平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別 会計歳入歳出決算認定の件	12月3日	認定
認定	第	7	号	平成25年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認 定の件	12月3日	認定
認定	第	8	号	平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定の件	12月3日	認定
報告	第	11	号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決 処分報告の件	12月3日	承認
議案	第	64	号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	12月19日	可決
議案	第	65	号	平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)	12月19日	可決
議案	第	66	号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	12月19日	可決
議案	第	67	号	平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第 1号)	12月19日	可決
議案	第	68	号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	12月19日	可決
議案	第	69	号	平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月19日	可決
議案	第	70	号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	12月19日	可決
議案	第	71	号	める件	12月3日	同意
議案	第	72	号	吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変 更に関する協議の件	12月19日	可決
議案	第	73	カ	摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関す る条例制定の件	12月19日	可決
議案	第	74	号	る条例制定の行 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	12月19日	可決
議案	第	75	号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例制定の件	12月19日	可決
議案	第	76	号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	12月19日	可決
議案	第	77	号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例制定の件	12月19日	可決
		78	号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	12月19日	可決
				摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の 件	12月19日	可決
議案	第	80	号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する 条例制定の件	12月19日	可決
議案	第	81	号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定の件	12月19日	可決

議会議案	第	15	号	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の件	12月19日	可決
議会議案	第	16	华	地域の中小企業振興策を求める意見書の件	12月19日	可決
議会議案	第	17	号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書 の件	12月19日	可決
議会議案	第	18	号	東海旅客鉄道株式会社に、「環境保全協定」遵守を求める決議の件	12月19日	可決
議会議案	第	19	号	難病対策の充実等に関する意見書の件	12月19日	可決